

# 地方公共団体に取り組む国土強靱化施策を 支援対象とする関係府省庁の交付金・補助金 メニューリスト (やりたいことから探すリスト)

令和8年4月

内閣官房国土強靱化推進室

## 【本資料について】

本資料は、地方公共団体が国土強靱化施策に取り組む際に、活用可能な交付金・補助金を容易に検索できるようにするために作成したものです。主に都道府県・市町村が事業主体に含まれるものを対象として収録しています。各地域の国土強靱化の取組を一層促進するためにご活用ください。

※本資料は令和8年4月時点の事業制度の概要を記載したものです。各年度の予算や募集状況等、事業制度の詳細については、各所管府省庁に個別にお問い合わせください。

※地方単独で行う国土強靱化施策については、地方債（緊急防災・減災事業債、緊急自然災害防止対策事業債、緊急浚渫推進事業債）を活用できる場合があります。また、第1次国土強靱化実施中期計画に基づく補助事業については、防災・減災・国土強靱化緊急対策事業債を活用できる場合があります。詳細については別紙をご覧ください。

※民間事業者等を対象とした支援については、「民間の強靱化の取組のための国・都道府県の支援施策集」をご覧ください。

(URL) [https://www.cas.go.jp/jp/seisaku/kokudo\\_kyoujinka/sisakushu/index.html](https://www.cas.go.jp/jp/seisaku/kokudo_kyoujinka/sisakushu/index.html)

## 目次

### (1) 防災施設を整備したい

- 地方創生にも資する災害に強い施設を整備したい等
- 河道の掘削等による浸水対策をしたい
- 河川堤防や水門・樋門等の地震・津波対策をしたい
- 公共施設用地や民地に貯留浸透施設を整備したい
- 市街地の浸水対策として、雨水貯留施設や雨水管を整備したい
- がけ崩れ防止施設を整備したい
- 砂防関係施設を整備したい
- 治山対策をしたい
- 海岸堤防・護岸等の耐震性能調査を行いたい
- 海岸堤防・護岸等の耐震対策を行いたい
- 津波・高潮被害に備えて海岸堤防のかさ上げ、改良をしたい
- 災害に強い港湾施設を整備したい
- 流通拠点漁港の耐震・耐津波・耐浪化等の対策を実施したい
- 生産拠点漁港の耐震・耐津波・耐浪化等の対策を実施したい
- 安全が確保されていない漁港について、耐震・耐津波・耐浪化等の対策を実施したい
- 漁港の安全性の向上を図るため漁港施設の機能を増進したい
- 高波に備え、漁港海岸の海岸保全施設を整備したい
- 海岸堤防等の地震・津波対策をしたい
- 防災重点農業用ため池の改修工事をしたい
- 農業集落の浸水対策として、雨水排水施設を整備したい
- 農業集落内で防災施設を整備したい
- 航空機給油施設を整備したい

### (2) 避難所・避難路等を整備したい

- 地方創生にも資する防災拠点、避難路・避難施設等を整備したい等
- 避難所の生活環境改善をはじめとする防災・減災に必要な車両・資機材を整備したい
- 避難所で自家用発電設備等を稼働させるための燃料を備蓄したい
- 地域のエネルギー供給拠点であるSSを強靱化したい
- 過疎地域で石油製品の供給体制を安定させるため、施設を強靱化したい
- 地域における燃料供給拠点の維持に係る計画を策定したい
- 避難所となる公共施設等に太陽光発電設備や蓄電池を導入したい
- 公立学校施設の屋内運動場に空調設備を設置したい
- 社会体育施設に空調設備を設置したい
- 防災拠点を形成したい
- 防災公園を整備したい
- 避難路を整備したい
- 避難場所を整備したい
- 避難場所に通信設備を整備したい
- 避難場所に防災井戸を整備したい
- 退避壕・退避舎を整備したい
- 津波避難施設を整備したい
- 防災機能を有した緑地を整備したい
- 漁港周辺で、漁業者等が津波から迅速に避難するための施設を整備したい
- 農山漁村において、避難所としても利用可能な農林水産物販売施設、地域間交流拠点等を整備したい
- 農山漁村において、避難所としても利用可能な農泊施設等を整備したい
- 国立公園等の避難路・避難所等を改修したい
- レジリエンス性の高い建築物とするため、省CO2設備等を導入したい

### (3) 災害対応力を強化したい

- 地方創生にも資する災害対応力の強化を図りたい
- 地上波テレビ・ラジオで避難情報を確実に伝達するための設備を導入したい

- コミュニティFMの耐災害性を強化したい
- ケーブルテレビの耐災害性を強化するため、光化したい
- 辺地共聴施設を光化したい
- 強靱な通信ネットワーク拠点を整備するため、海底ケーブルを整備したい
- 強靱な通信ネットワーク拠点を整備するため、データセンターを整備したい
- 耐震性貯水槽を整備したい
- 緊急消防援助隊の強化のため消防車両・資機材を充実させたい
- 消防団の災害対応能力の向上のため、消防団の救助用資機材等を充実させたい
- 標準仕様に準拠した消防指令システムを全国に普及したい
- 備蓄倉庫を整備したい
- マイナ救急を導入したい
- 医療コンテナを整備したい
- 災害後の復旧復興の円滑化のため、事前に土地境界を明確化したい
- 所有者不明土地を解消したい
- 大地震発生時の帰宅困難者等の安全確保、都市機能継続に向けた対策をしたい
- 地域の持続可能な除排雪体制を整備し、除排雪作業中の死傷事故を防止したい
- 停電時においても漁業生産活動を継続したい
- 災害等で大規模停電発生時に地域住民・公共施設・農業施設等に電気・熱・ガスを供給したい
- 「田んぼダム」に取り組みたい
- 農業集落内で防火施設を整備したい
- 農業集落内で防災情報伝達施設を整備したい
- 農山漁村コミュニティを活性化したい
- 農業、農村等の有する多面的機能を適切に発揮するため、地域における共同活動を継続的に実施したい
- 森林の国土保全機能の維持・発揮に向けて森林病害虫等による被害を抑制したい
- 森林の国土保全機能の維持・発揮に向けて、間伐や再造林等の森林整備を実施したい
- 洪水ハザードマップを作成したい
- 河川情報を提供するための情報基盤を整備したい
- 内水浸水想定区域図を作成したい
- 内水ハザードマップの作成や、計測機器の設置などの避難行動に資する情報・基盤整備をしたい
- 雨水総合管理計画を策定したい
- ハザードマップを作成したい
- 津波防災地域づくりに関する法律等に基づく区域指定に資する調査をしたい
- 気候変動に適応した港湾機能を検討したい
- 漂流・漂着物等による交通インフラへの支障等を防止するため漂流・漂着物等の回収・処理等をしたい
- 災害時のラストマイルにおける円滑な支援物資輸送体制を構築・強化したい
- 物流施設に非常用電源を導入したい
- 災害時を見据えた効率的な物流強化を図りたい
- 警察施設の庁舎等を強靱化したい
- 防災に関する計画の策定・見直し、災害リスク評価等の取組を実施したい。
- 事前復興まちづくり計画を作成したい

### (4) 交通ネットワークを強靱化したい

- 地方創生にも資する交通ネットワークの強靱化を図りたい
- 災害に強い多重型道路ネットワークを形成したい
- 緊急輸送道路の法面・盛土対策に取り組みたい
- 緊急輸送道路沿いの老朽建築物を更新したい
- 災害時に避難経路として活用できるよう、駅周辺の歩行空間を整備したい
- 災害時における避難路や緊急交通路を確保するため、信号機等の交通安全施設等を整備したい
- 無電柱化に取り組みたい
- 農道の整備をしたい
- 林道の開設・改良や林道橋等の老朽化対策をしたい
- 鉄道設備を強靱化したい

## (5) 生活空間を強靱化したい

- 地方創生にも資する公共施設等の耐震化を図りたい等
- 狭あい道路の解消（拡幅等整備）を促進したい
- 密集住宅地を解消したい
- 密集市街地内の老朽建築物の建て替えを促進したい
- 災害に強い市街地を作りたい
- 地下街の耐震対策に取り組みたい
- 感震ブレーカーの普及を推進したい
- 公営住宅を耐震化したい／老朽化した公営住宅を建て替えたい
- 住宅・建築物の耐震化に取り組みたい
- 危険な空き家の除却を促進したい
- 災害の危険性がある区域に存在する住宅を移転したい
- 災害が発生した地域や災害のおそれのある区域の集落について、集団移転を行いたい
- 宅地の液状化による変動予測調査を行い、住民に情報提供を図りたい
- 宅地の液状化対策工事を推進させたい
- 大規模盛土造成地の変動予測調査を行い、住民に情報提供を図りたい
- 大規模盛土造成地の対策工事を推進させたい
- 盛土による災害防止のための調査を実施したい
- 盛土等の安全性の把握や応急対策を行いたい
- 盛土の撤去や崩落防止工事を行いたい
- エレベーターの地震対策をしたい
- 学校施設の非構造部材を耐震化したい
- 社会体育施設を耐震化したい
- 私立学校を耐震化したい
- 保育所等の防災・減災対策（耐震化対策）をしたい
- 保育所等の防災・減災対策（水害対策強化対策）をしたい
- 保育所等の防災・減災対策（非常用自家発電設備対策）をしたい
- 保育所等の防災・減災対策（ブロック塀等対策）をしたい
- 児童養護施設等の防災・減災対策（耐震化対策）をしたい
- 児童養護施設等の防災・減災対策（水害対策強化対策）をしたい
- 児童養護施設等の防災・減災対策（非常用自家発電設備対策）をしたい
- 児童養護施設等の防災・減災対策（ブロック塀等対策）をしたい
- 高齢者施設等の防災・減災対策（耐震化対策）をしたい
- 高齢者施設等の防災・減災対策（水害対策強化対策）をしたい
- 高齢者施設等の防災・減災対策（非常用自家発電設備対策）をしたい
- 高齢者施設等の防災・減災対策（ブロック塀等対策）をしたい
- 障害者支援施設等の防災・減災対策（耐震化対策）をしたい
- 障害者支援施設等の防災・減災対策（水害対策強化対策）をしたい
- 障害者支援施設等の防災・減災対策（非常用自家発電設備対策）をしたい
- 障害者支援施設等の防災・減災対策（ブロック塀等対策）をしたい
- 隣保館の耐災害性強化対策（耐震化対策及びブロック塀等対策）をしたい
- 災害時の事故リスクが懸念される一般廃棄物処理施設の整備・更新をしたい
- 地域の災害対応拠点となり得る廃棄物処理施設を整備したい
- 廃棄物発電電力を災害時の非常用電源として活用したい
- 卸売市場が災害時にも食料の安定供給が可能となるよう、老朽施設の更新や災害対応施設の整備をしたい
- 農業集落内の道路を整備したい
- 農業集落内の公共施設を耐震化したい
- 農業用ハウスに対する近年激甚化する風水害等の自然災害への対策を強化したい
- 野生鳥獣の侵入防止柵を整備して農地を保全したい
- 森林等の荒廃の拡大を防ぐための鳥獣害対策に取り組みたい

## (6) 文化財を強靱化したい

- 国宝・重要文化財建造物の保存修理を行いたい
- 国宝・重要文化財建造物の耐震診断をしたい
- 国宝・重要文化財建造物の防災施設や設備を整備したい
- 伝建地区の防災対策を行いたい
- 史跡の保全対策をしたい
- 土器等の遺跡出土品の保存対策、保存修理を行いたい

## (7) 長寿命化を図りたい

- 道路施設の老朽化対策に取り組みたい
- 老朽化した学校施設を長寿命化したい
- 河川管理施設の老朽化対策をしたい
- 海岸堤防等の老朽化対策をしたい
- 砂防関係施設の老朽化対策をしたい
- ダム管理施設の修繕・効率的な堆砂除去をしたい
- 農業水利施設の補修・更新を行いたい
- 小規模な農業水利施設のきめ細かな補修・更新を行いたい
- 老朽化が進む農業用排水路の施設の長寿命化のための補修・更新等の活動をしたい
- 国立公園施設の長寿命化を図りたい
- 地方創生にも資する林道等の老朽化対策をしたい等
- 林道の開設・改良や林道橋等の老朽化対策をしたい
- 卸売市場が災害時にも食料の安定供給が可能となるよう、老朽施設の更新や災害対応施設の整備をしたい
- 漁港施設等の長寿命化対策を実施したい
- 空港施設の老朽化対策をしたい

## (8) 上下水道等を強靱化したい

- 地方創生にも資する上下水道等の耐震化を図りたい等
- 水道施設を耐震化したい
- 水道施設を計画的に更新するために水道施設アセットマネジメント計画を作成したい
- 水道施設の老朽化対策をしたい
- 水道施設の土砂災害対策、停電対策、浸水被害対策をしたい
- 下水道施設を耐震化したい
- 下水道施設を計画的に改築するため、ストックマネジメント計画を策定したい
- 下水道施設の老朽化対策をしたい
- 当農飲雑用水施設を耐震化したい
- 当農飲雑用水施設や農業集落排水施設に遠隔監視システムを整備したい
- 農業集落排水施設を耐震化したい
- 工業用水道施設を耐震化したい
- 浄化槽の設置を促進したい
- 公共浄化槽等を整備したい

## (別紙) 地方債

- 緊急防災・減災事業債
- 緊急自然災害防止対策事業債
- 緊急浚渫推進事業債
- 防災・減災・国土強靱化緊急対策事業債

(1)防災施設を整備したい

国土強靱化のためにやりたいこと	整備内容の例(施設・設備等)	支援内容					国土強靱化基本計画における関連する個別施策分野	「国土強靱化地域計画に基づき実施される取組に対し重点化等を実施する交付金・補助金」への該当	問い合わせ先		
		所管	交付金・補助金名称	交付対象事業名称	事業主体	交付率・補助率			主要要件等 ◎必ず満たす必要がある要件 ○事業内容や実施主体等により満たす必要がある要件	担当課	連絡先
地方創生にも資する災害に強い施設を整備したい等	防災拠点、防災施設等	内閣府	地域未来交付金	地域未来推進型	地方公共団体等	1/2等	◎「地域再生計画」の認定及び「地域未来推進型実施計画」の作成 ◎インフラ整備事業は必ずソフト事業・拠点整備事業と組み合わせて実施し、地域未来交付金制度要綱及び要綱に定められた要件を満たすこと	(8)交通・物流 (9)農林水産 (10)国土保全	○	地方創生推進事務局	03-5510-2475
河道の掘削等による浸水対策をしたい	河道掘削、護岸、放水路	国土交通省	防災・安全交付金	広域河川改修事業	地方公共団体	1/2等	◎指定区間内の一級河川又は二級河川 ◎原則、施工を行う同一都道府県内における全ての河川において、想定最大規模の降雨による洪水浸水想定区域図が公表されていること ◎総事業費が都市河川にあっては概ね24億円以上、その他河川は概ね10億円以上 ○改良工事によって被害が防止される農地面積や宅地面積、家屋数が要綱に定める基準以上 ○B/C>1	(10)国土保全	○	水管理・国土安全局 治水課	03-5253-8455
				総合流域防災事業	地方公共団体	1/2等	◎指定区間内の一級河川又は二級河川、準用河川 ◎原則、施工を行う同一都道府県内における全ての河川において、想定最大規模の降雨による洪水浸水想定区域図が公表されていること ◎総事業費が一級・二級河川にあっては概ね50億円未満、準用河川は概ね4億以上24億円未満 ○改良工事によって被害が防止される農地面積や宅地面積、家屋数が要綱に定める基準以上 ○B/C>1	(10)国土保全	○	水管理・国土安全局 治水課	03-5253-8455
				事業間連携河川事業	地方公共団体	1/2等	◎指定区間内の一級河川、二級河川又は準用河川 ◎改良工事で、事業間連携計画を作成し概ね5年以内で完了するもので、次の(1)から(5)までのいずれかに該当するもの。 (1)本支川又は上下流で連携しており、要綱に定める区域に係る基準以上 (2)管理ダム又は建設ダムと連携しており、要綱に定める基準以上 (3)下水道事業、流域治水整備事業、流域貯留浸透事業等と連携しており、要綱に定める区域に係る基準以上 (4)近接する海岸事業等と連携しており、要綱に定める基準以上 (5)砂防事業と連携しており、要綱に定める基準以上の土砂・洪水氾濫により浸水する恐れがある区域に係るもの。	(10)国土保全	○	水管理・国土安全局 治水課	03-5253-8455
				大規模特定河川事業	地方公共団体	1/2等	◎指定区間内の一級河川又は二級河川 ◎原則、施工を行う同一都道府県内における全ての河川において、想定最大規模の降雨による洪水浸水想定区域図が公表されていること。 ◎改良工事で、次の(1)から(3)までのいずれかに該当するもの。 (1)計画高水流量に対して流下能力が低く、氾濫のおそれがある区間で遊水地や放水路の整備等の集中的な投資が必要な区間において、概ね10年以内で完了し、事業費が10億円以上であるもの。 (2)川幅が狭い区間や堤防未整備区間などの流下能力が不足している区間や、バックウォーターの恐れがある区間等での、河川の水位を低くする河道掘削等の集中的かつ重点的な投資が必要な区間において、概ね5年以内で完了し、事業費が5億円以上であるもの。 (3)計画高水流量に対して流下能力が低く、洪水の安全な流下を阻害している橋梁や堰等の改築・撤去を実施する事業で、概ね10年以内で完了し、事業費が5億円以上であるもの。	(10)国土保全	○	水管理・国土安全局 治水課	03-5253-8455
			特定都市河川浸水被害対策推進事業費補助	特定都市河川浸水被害対策推進事業	地方公共団体	1/2等	◎特定都市河川において実施する河川改修事業であること ◎河川改修事業を実施する河川において、想定最大規模の降雨による浸水想定区域図の公表がなされていること。 ◎流域水害対策計画に基づく浸水被害防止区域又は貯留機能保全区域の指定が5年以内になされる見込みであること。 ◎当該特定都市河川流域内で、立地適正化計画を作成済又は作成に向けた具体的な取組を開始・公表している市町村において、おおむね5年以内に当該計画に防災指針が記載される見込みであること。	(10)国土保全	○	水管理・国土安全局 治水課	03-5253-8455

(1)防災施設を整備したい

国土強靱化のためにやりたいこと	整備内容の例(施設・設備等)	支援内容					国土強靱化基本計画における関連する個別施策分野	「国土強靱化地域計画に基づき実施される取組に対し重点化等を実施する交付金・補助金」への該当	問い合わせ先			
		所管	交付金・補助金名称	交付対象事業名称	事業主体	交付率・補助率			主要要件等 ◎必ず満たす必要がある要件 ○事業内容や実施主体等により満たす必要がある要件	担当課	連絡先	
河川堤防や水門・樋門等の地震・津波対策をしたい	河川管理施設	国土交通省	防災・安全交付金	広域河川改修事業	地方公共団体	1/2 等	◎指定区間内の一級河川又は二級河川 ◎原則、施工を行う同一都道府県内における全ての河川において、想定最大規模の降雨による洪水浸水想定区域図が公表されていること ◎総事業費が都市河川にあっては概ね24億円以上、その他河川は概ね10億円以上 ○改良工事によって被害が防止される農地面積や宅地面積、家屋数が要綱に定める基準以上 ○B/C>1	(10)国土保全	○	水管理・国土保全局 治水課	03-5253-8455	
				総合流域防災事業	地方公共団体	1/2 等	◎指定区間内の一級河川又は二級河川、準用河川 ◎原則、施工を行う同一都道府県内における全ての河川において、想定最大規模の降雨による洪水浸水想定区域図が公表されていること ◎総事業費が一級・二級河川にあっては概ね50億円未満、準用河川は概ね4億以上24億円未満 ○改良工事によって被害が防止される農地面積や宅地面積、家屋数が要綱に定める基準以上 ○B/C>1	(10)国土保全	○	水管理・国土保全局 治水課	03-5253-8455	
				事業間連携河川事業	地方公共団体	1/2 等	◎指定区間内の一級河川、二級河川又は準用河川 ◎改良工事で、事業間連携計画を作成し概ね5年以内で完了するもので、次の(1)から(5)までのいずれかに該当するもの。 (1)本支川又は上下流で連携しており、要綱に定める区域に係る基準以上 (2)管理ダム又は建設ダムと連携しており、要綱に定める基準以上 (3)下水道事業、流域治水整備事業、流域貯留浸透事業等と連携しており、要綱に定める区域に係る基準以上 (4)近接する海岸事業等と連携しており、要綱に定める基準以上 (5)砂防事業と連携しており、要綱に定める基準以上の土砂・洪水氾濫により浸水する恐れがある区域に係るもの。	(10)国土保全	○	水管理・国土保全局 治水課	03-5253-8455	
				特定洪水対策等推進事業費補助	大規模特定河川事業	地方公共団体	1/2 等	◎指定区間内の一級河川又は二級河川 ◎原則、施工を行う同一都道府県内における全ての河川において、想定最大規模の降雨による洪水浸水想定区域図が公表されていること。 ◎改良工事で、次の(1)から(3)までのいずれかに該当するもの。 (1)計画高水流量に対して流下能力が低く、氾濫のおそれがある区間で遊水地や放水路の整備等の集中的な投資が必要な区間において、概ね10年以内で完了し、事業費が10億円以上であるもの。 (2)川幅が狭い区間や堤防未整備区間などの流下能力が不足している区間や、バックウォーターの恐れがある区間等での、河川の水位を低くする河道掘削等の集中的かつ重点的な投資が必要な区間において、概ね5年以内で完了し、事業費が5億円以上であるもの。 (3)計画高水流量に対して流下能力が低く、洪水の安全な流下を阻害している橋梁や堰等の改築・撤去を実施する事業で、概ね10年以内で完了し、事業費が5億円以上であるもの。	(10)国土保全	○	水管理・国土保全局 治水課	03-5253-8455
				特定都市河川浸水被害対策推進事業費補助	特定都市河川浸水被害対策推進事業	地方公共団体	1/2 等	◎特定都市河川において実施する河川改修事業であること ◎河川改修事業を実施する河川において、想定最大規模の降雨による浸水想定区域図の公表がなされていること。 ◎流域水害対策計画に基づく浸水被害防止区域又は貯留機能保全区域の指定が5年以内になされる見込みであること。 ◎当該特定都市河川流域内で、立地適正化計画を作成済又は作成に向けた具体的な取組を開始・公表している市町村において、おおむね5年以内に当該計画に防災指針が記載される見込みであること。	(10)国土保全	○	水管理・国土保全局 治水課	03-5253-8455
公共施設用地や民地に貯留浸透施設を整備したい	遊水地、貯留浸透施設(1級河川、2級河川の流域内)	国土交通省	防災・安全交付金	流域貯留浸透事業	地方公共団体 民間事業者等への間接補助	1/3 事業費の1/3を上限とし、地方公共団体が助成する額の1/2	◎通常の河道改修方式と比較して経済的であるもの ◎原則、施工を行う同一都道府県内における全ての河川において、想定最大規模の降雨による洪水浸水想定区域図が公表されていること ◎要綱に定める基準以上の貯留機能を持つこと	(10)国土保全	○ ○	水管理・国土保全局 治水課	03-5253-8455	

(1)防災施設を整備したい

国土強靱化のためにやりたいこと	整備内容の例(施設・設備等)	支援内容					国土強靱化基本計画における関連する個別施策分野	「国土強靱化地域計画に基づき実施される取組に対し重点化等を実施する交付金・補助金」への該当	問い合わせ先		
		所管	交付金・補助金名称	交付対象事業名称	事業主体	交付率・補助率			主要要件等 ◎必ず満たす必要がある要件 ○事業内容や実施主体等により満たす必要がある要件	担当課	連絡先
市街地の浸水対策として、雨水貯留施設や雨水管を整備したい	公共下水道	国土交通省	下水道防災事業費補助	下水道床上浸水対策事業	地方公共団体	1/2 等	◎下水道床上浸水対策計画を作成し、国土交通省水管理・国土保全局長に連絡すること ◎駅周辺地区に代表される都市機能が集積している地区で、過去概ね10年間で床上浸水被害が発生した実績があり、以下のいずれかに該当する地区 ・過去概ね10年間に、延べ床上浸水被害戸数が50戸以上、延べ浸水被害戸数が200戸以上発生した地区 ・内水浸水シミュレーションにより、床上浸水被害戸数が50戸以上、浸水被害戸数が200戸以上想定される地区	(10)国土保全	○	下水道事業課	03-5253-8430
				事業間連携下水道事業	地方公共団体	1/2 等	◎事業間連携下水道事業計画を作成し、国土交通省水管理・国土保全局長に連絡すること ◎以下のいずれかに該当する地区 ・過去概ね10年間に、内水氾濫による延べ浸水被害戸数が25戸以上発生した地区 ・内水氾濫により、市役所、要配慮者施設等の重要施設が浸水する恐れがある地区	(10)国土保全	○	下水道事業課	03-5253-8430
				大規模雨水処理施設整備事業	地方公共団体	1/2 等	◎大規模雨水処理施設整備事業計画を作成し、国土交通省水管理・国土保全局長に連絡すること ◎雨水処理を担う下水道施設の設置又は改築事業のうち、以下の要件を満たす事業 ・事業の完了までに要する期間が概ね10年以内 ・全体事業費が5億円以上	(10)国土保全	○	下水道事業課	03-5253-8430
				下水道事業(下水道浸水被害軽減総合事業(下水道浸水被害軽減型))	地方公共団体	1/2 等	◎下水道浸水被害軽減総合支援計画(社会資本整備総合計画に記載)に位置付けられた事業であること ◎次のいずれかに該当すること ・駅周辺地区に代表される都市機能が集積している地区で、過去の浸水実績や内水浸水被害の想定等、要綱に定める基準に該当する地区 ・過去10年間の延べ床上浸水被害戸数が50戸以上、延べ浸水被害戸数が200戸以上で、床上浸水回数が2回以上発生し、未解消となっている地区 ・内水浸水シミュレーションにより被害が想定される地区のうち、床上浸水被害戸数が50戸以上、浸水被害戸数が200戸以上想定される地区 ・100mm/h 安心プランに登録された地区 ・特定都市河川流域に指定された地区 ・内水被害等軽減対策計画として認定された地区	(10)国土保全	○	下水道事業課	03-5253-8430
がけ崩れ防止施設を整備したい	がけ崩れ対策	国土交通省	防災・安全交付金	災害関連地域防災がけ崩れ対策事業	市町村	1/2 等	◎激甚災害に伴い発生した崩壊等であるもの ◎「災害対策基本法」(昭和36年法律第223号)第5条による市町村地域防災計画に危険箇所として記載され、または記載されることが確実であるがけ地で発生したもの ◎がけ地の高さが5m以上であること ◎人家2戸以上又は公共的建物に倒壊等著しい被害を及ぼすと認められる箇所において実施する直接人命保護を目的とするがけ崩れ防止工事に係るもの ◎1箇所の事業費が600万円以上であること	(10)国土保全	○	水管理・国土保全局砂防部砂防計画課	03-5253-8466

(1)防災施設を整備したい

国土強靱化のためにやりたいこと	整備内容の例(施設・設備等)	支援内容					国土強靱化基本計画における関連する個別施策分野	「国土強靱化地域計画に基づき実施される取組に対し重点化等を実施する交付金・補助金」への該当	問い合わせ先		
		所管	交付金・補助金名称	交付対象事業名称	事業主体	交付率・補助率			主要要件等 ◎必ず満たす必要がある要件 ○事業内容や実施主体等により満たす必要がある要件	担当課	連絡先
砂防関係施設を整備したい	砂防関係施設	国土交通省	防災・安全交付金	通常砂防事業	都道府県市町村	1/2 等	◎砂防法第2条の規定による砂防指定地内において、都道府県知事が施行する砂防工事 ◎1件あたり事業費が1億円以上 ○土砂災害警戒区域が指定されていること ○土砂災害特別警戒区域が指定されていること ◎次の(1)(2)いずれかに該当すること (1)一級河川又は二級河川の水系に係るもので、次のいずれかの要件に該当するもの ①流域内の崩壊面積又は荒廃面積が流域面積の1割を超えるもの ②流出土砂量が甚だしく、その量が本川流量の1割を超えるもの ③河床に土砂堆積が甚だしく、流下するおそれのあるもの (2)今後の豪雨等により多量の土砂が流下するおそれのある溪流で、次のいずれかに該当する効果のあるもの ①公共施設(官庁、学校、病院、鉄道、道路、橋梁等のうち相当規模以上のもの)及び市町村地域防災計画に位置づけられている避難場所及び重要鉱工業施設の保護 ②市街地、集落(人家50戸以上)の保護 ③耕地(耕地面積30ha以上)の保護 ④港湾又は河口の埋没(年間埋没10,000㎡以上)の防止	(10)国土保全	○	水管理・国土保全局砂防部砂防計画課	03-5253-8466
			防災・安全交付金	地すべり対策事業	都道府県市町村	1/2 等	◎地すべり等防止法第3条の規定による地すべり防止区域内において、都道府県知事が施行する地すべり防止工事、または地すべり等防止法第4条の規定によるぼた山崩壊防止区域内において、都道府県知事が施行するぼた山崩壊防止工事 ◎総事業費が1億円以上 ○土砂災害警戒区域が指定されていること ○土砂災害特別警戒区域が指定されていること ◎次の(1)から(7)までのいずれかに該当すること (1)多量の崩土が溪流又は河川に流入し、下流河川(一級河川及び二級河川若しくはこれに準ずる河川)に被害を及ぼすおそれのあるもの (2)鉄道、高速自動車国道、一般国道、都道府県道若しくは市町村道のうち指定市の市道及び迂回路のないもの又はその他の公共施設のうち重要なものに被害を及ぼすおそれのあるもの (3)官公署、学校又は病院等の公共建物のうち重要なものに被害を及ぼすおそれのあるもの (4)市町村地域防災計画に位置づけられている避難場所に倒壊等著しい被害を及ぼすおそれのあるもの (5)貯水量30,000㎡以上の溜池、関係面積100ha以上の用排水施設若しくは農道又は利用区域面積500ha以上の林道に被害を及ぼすおそれのあるもの (6)人家10戸(市街化区域に存するもの)のうち指定市に係る地すべり防止工事にあつては人家20戸)以上に被害を及ぼすおそれのあるもの (7)農地10ha以上に被害を及ぼすおそれのあるもの	(10)国土保全	○	水管理・国土保全局砂防部砂防計画課	03-5253-8466
			防災・安全交付金	急傾斜地崩壊対策事業	都道府県市町村	1/2	◎急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律第12条に基づき、都道府県が施行する急傾斜地崩壊防止工事 ◎事業費7,000万円以上のもの ◎急傾斜地の高さが10m以上 ◎移転適地がないこと ○土砂災害警戒区域が指定されていること ○土砂災害特別警戒区域が指定されていること ◎次の①②いずれかに該当するもの ①人家概ね10戸(公共的建物を含む。)以上に倒壊等著しい被害を及ぼすおそれのあるもの ②市町村地域防災計画に位置づけられている避難場所若しくは災害対策本部を設置することが規定されている施設、又はこれに準ずる施設、警察署、消防署その他市町村地域防災計画重要施設に倒壊等著しい被害を及ぼすおそれのあるもの	(10)国土保全	○	水管理・国土保全局砂防部砂防計画課	03-5253-8466

(1)防災施設を整備したい

国土強靱化のためにやりたいこと	整備内容の例(施設・設備等)	支援内容					国土強靱化基本計画における関連する個別施策分野	「国土強靱化地域計画に基づき実施される取組に対し重点化等を実施する交付金・補助金」への該当	問い合わせ先		
		所管	交付金・補助金名称	交付対象事業名称	事業主体	交付率・補助率			主要要件等 ◎必ず満たす必要がある要件 ○事業内容や実施主体等により満たす必要がある要件	担当課	連絡先
砂防関係施設を整備したい	砂防関係施設	国土交通省	特定土砂災害対策推進事業費補助	大規模特定砂防等事業	都道府県	1/2 等	◎通常砂防事業、火山砂防事業、地すべり対策事業、急傾斜地崩壊対策事業の各々の採択基準に該当するもの ◎概ね10年以内で完了するもの ◎事業費が5億円以上の事業 ◎次の(1)及び(2)のすべてに該当するもの。 (1)土砂・洪水氾濫対策計画等に位置付けられた大規模な基幹施設に係る砂防施設 (2)土砂・洪水氾濫対策計画等に基づき、本事業の整備効果を高めるために、都道府県が都道府県単独事業や交付金事業を実施中又は実施見込みであること。	(10)国土保全	○	水管理・国土保全局砂防部砂防計画課	03-5253-8466
				事業間連携砂防等事業	都道府県	1/2 等	◎通常砂防事業、火山砂防事業、地すべり対策事業、急傾斜地崩壊対策事業、総合流域防災事業(砂防事業)(以下、砂防事業等)の各々の採択基準に該当するもの ◎次の(1)から(4)までのいずれかに該当するもの。 (1)土砂・洪水氾濫対策 河川事業と連携して事業間連携計画を作成し、概ね5年以内で完了する砂防事業等であって、土砂・洪水氾濫のおそれのある河川のうち、国又は地方公共団体が管理する河川の流域における対策 (2)道路保全対策 道路事業と連携して事業間連携計画を作成し、概ね5年以内で完了する砂防事業等であって、国又は都道府県等が管理する道路の防災上重要性の高い区間等のうち、土砂災害による寸断のおそれのある箇所における対策 (3)河道閉塞対策 河川事業や砂防事業等と連携して事業間連携計画を作成し、概ね5年以内(ただし、地すべりが大規模である場合など、やむを得ない場合は、概ね10年以内)で完了する砂防事業等であって、河道閉塞形成・決壊により河川管理施設又は砂防関係施設に被害を及ぼすおそれのある箇所における対策 (4)上下水道施設保全対策 上下水道施設の耐震化事業等と連携して事業間連携計画を作成し、概ね5年以内で完了する砂防事業等であって、次のすべての要件に該当する上下水道施設に土砂災害による被害を及ぼすおそれのある箇所における対策 イ 災害等により機能が失われると広範囲かつ長期的に影響が及ぶシステムの急所施設であること。 ロ 土砂災害警戒区域内に位置すること。ただし、併せて、急傾斜地崩壊対策事業の対象とならない土砂災害警戒区域(急傾斜地の崩壊)内にも位置する場合には、水道事業者や下水道管理者等がその急傾斜地の崩壊に起因する土砂流入防止対策を実施済み、または実施の計画があること。 ハ 上下水道耐震化計画を策定済みであること。	(10)国土保全	○	水管理・国土保全局砂防部砂防計画課	03-5253-8466

(1)防災施設を整備したい

国土強靱化のためにやりたいこと	整備内容の例(施設・設備等)	支援内容					国土強靱化基本計画における関連する個別施策分野	「国土強靱化地域計画に基づき実施される取組に対し重点化等を実施する交付金・補助金」への該当	問い合わせ先		
		所管	交付金・補助金名称	交付対象事業名称	事業主体	交付率・補助率			主要要件等 ◎必ず満たす必要がある要件 ○事業内容や実施主体等により満たす必要がある要件	担当課	連絡先
砂防関係施設を整備したい	砂防関係施設	国土交通省	特定土砂災害対策推進事業費補助	まちづくり連携砂防等事業	都道府県	1/2 等	<p>◎通常砂防事業、火山砂防事業、地すべり対策事業、急傾斜地崩壊対策事業、総合流域防災事業(砂防事業)(以下、砂防事業等)の各々の採択基準に該当するもの</p> <p>◎次の(1)(2)のいずれかに該当するもの。</p> <p>(1) 次の【保全対象】①～③のいずれかの区域を保全する砂防事業等で、①については立地適正化計画に記載された防災指針、②については立地適正化計画または広域的な立地適正化の方針、③については市町村管理構想に、次の【記載事項】イ～ハの全てが記載されていること。</p> <p>【保全対象】</p> <p>①立地適正化計画において居住誘導区域として指定された区域もしくは指定しようとする区域</p> <p>②立地適正化計画または広域的な立地適正化の方針に地域生活拠点として位置付けられた区域または位置付けようとする区域</p> <p>③市町村管理構想に地域生活拠点として位置付けられた区域または位置付けようとする区域</p> <p>【記載事項】</p> <p>イ 砂防関係施設の整備に関する方針と当該砂防関係施設で保全すべき区域</p> <p>ロ 土砂災害リスクが高い地域の居住人口を相対的に減少させる具体的目標</p> <p>ハ 土砂災害防止法に基づく「移転等の勧告」の活用に関すること</p> <p>(2) 上記に示す①～③のいずれかの区域と接続する主要幹線道路、鉄道、避難路、インフラライフラインを保全する砂防事業等</p>	(10)国土保全	○	水管理・国土安全局砂防部砂防計画課	03-5253-8466
治山対策をしたい	治山施設	農林水産省	治山事業	緊急予防治山事業	都道府県	1/2 等	<p>【ご記入をお願いいたします】</p> <p>◎地域における減災に関する取組と併せて行う水源の涵養及び山地災害の防止のために緊急的に行う荒廃危険山地の崩壊等の予防を行うものであって、次の1に該当するもの。(ただし、里山等保安林機能強化対策については、次の1から3までの全ての条件を満たすものとする。)</p> <p>1 次の(1)または(2)のいずれかを対象して行うものであること。</p> <p>(1) 山地災害危険地区に判定されており(山地災害危険地区の危険度評価において、山腹崩壊危険度等が「a1」評価であって、かつ、保全対象の被災危険度が「a2」評価であるもの又は地域防災計画等の警戒避難体制の整備に関する計画において避難経路等に指定されている道路に被害を及ぼすおそれのあるものに限る。ただし、前記の計画において避難経路等に指定されている道路のうち、津波避難路に指定されている道路に被害を及ぼすおそれのあるものについては、山地災害危険地区の危険度が「A」又は「B」と判定されたものも対象とする。)、かつ、山地災害危険地区に関する情報が地域住民に周知されているもの</p> <p>(2) 山地災害危険地区(山地災害危険地区の危険度評価において、山腹崩壊危険度等が「a1」評価であって、かつ、保全対象の被災危険度が「a2」評価であるものに限る。)の上流部に位置する山地又は2以上の山地災害危険地区(山地災害危険地区の危険度評価において、保全対象の被災危険度が「a2」評価であるものに限る。)の上流部に位置する山地</p> <p>2 治山施設の効果区域内に存する保安林であって、立木の過密化による表土の流出その他の水土保全機能の著しい低下により、山地の崩壊又は土砂、流木等の流出を発生させ、又は発生させるおそれがあるものを対象として行うものであること。</p> <p>3 市街地又は集落(人家が10戸以上のもの又は人家が5戸以上10戸未満のものであって周辺の公共施設への被害を含めて被害の規模を考慮した場合に当該被害の規模が人家10戸以上のものへの被害の規模に相当すると認められるものに限る。)を対象として行うものであること。</p>	(10)国土保全	○	林野庁森林整備部治山課	03-6744-2308

(1)防災施設を整備したい

国土強靱化のためにやりたいこと	整備内容の例(施設・設備等)	支援内容					国土強靱化基本計画における関連する個別施策分野	「国土強靱化地域計画に基づき実施される取組に対し重点化等を実施する交付金・補助金」への該当	問い合わせ先		
		所管	交付金・補助金名称	交付対象事業名称	事業主体	交付率・補助率			主要要件等 ◎必ず満たす必要がある要件 ○事業内容や実施主体等により満たす必要がある要件	担当課	連絡先
海岸堤防・護岸等の耐震性能調査を行いたい	海岸堤防・護岸	農林水産省 国土交通省	農山漁村地域整備交付金 防災・安全交付金	海岸事業(海岸耐震対策緊急事業)	海岸管理者	1/2 等	◎一連の防護区域に地域中枢機能集積地区(背後地に救護、復旧等の危機管理を担う施設(市町村役場、警察・消防署・病院等)がある地区等)を有し、以下のいずれかに該当すること ・朔望平均満潮位以下の防護区域を有し、甚大な浸水被害のおそれがある海岸 ・大規模地震が想定される地域において、甚大な浸水被害のおそれがある海岸	(10)国土保全	○	(農林水産省) 農村振興局 整備部防災課 水産庁 漁港漁場整備部防災漁村課  (国土交通省) 水管理・国土保全局 海岸室 港湾局 海岸・防災課	【農林水産省】 (整備部防災課) 03-6744-2199 (水産庁 漁港漁場整備部防災漁村課) 03-3502-5304  【国土交通省】 (海岸室) 03-5253-8471 (港湾局) 03-5253-8688
海岸堤防・護岸等の耐震対策を行いたい	海岸堤防・護岸	農林水産省 国土交通省	農山漁村地域整備交付金 防災・安全交付金	海岸事業(海岸耐震対策緊急事業)	海岸管理者	1/2 等	◎一連の防護区域に地域中枢機能集積地区(背後地に救護、復旧等の危機管理を担う施設(市町村役場、警察・消防署・病院等)がある地区等)を有し、緊急的な対策を要する海岸 ◎以下のいずれかに該当すること ・朔望平均満潮位以下の防護区域を有し、甚大な浸水被害のおそれがある海岸 ・大規模地震が想定される地域において、甚大な浸水被害のおそれがある海岸 ◎要綱に規定する海岸耐震対策事業計画が策定されている地区であること ◎以下のいずれかに該当すること ・高潮浸水想定区域 ・津波災害警戒区域 ○水門・陸間等を改良する場合、海岸法に規定する操作規則が策定されており、かつ、その策定後に、閉鎖体制の実効性を確認するための訓練が少なくとも年1回実施されている施設であること ◎総事業費が要綱に定める金額以上であること	(10)国土保全	○	(農林水産省) 農村振興局 整備部防災課 水産庁 漁港漁場整備部防災漁村課  (国土交通省) 水管理・国土保全局 海岸室 港湾局 海岸・防災課	【農林水産省】 (整備部防災課) 03-6744-2199 (水産庁 漁港漁場整備部防災漁村課) 03-3502-5304  【国土交通省】 (海岸室) 03-5253-8471 (港湾局) 03-5253-8688
津波・高潮被害に備えて海岸堤防のかさ上げ、改良をしたい	海岸堤防	農林水産省 国土交通省	農山漁村地域整備交付金 防災・安全交付金	海岸事業(高潮対策事業)	海岸管理者	1/2 等	◎高潮、波浪又は津波により被害が発生するおそれの大なる海岸であること ◎以下のいずれかに該当すること ・高潮浸水想定区域 ・津波災害警戒区域 ◎防護面積、防護人口が5ha/km以上又は50人/km以上(防護人口については、学校・福祉施設等の利用者で日常生活の大半を過ごす利用者を加えて算定) ○水門・陸間等を改良する場合、海岸法に規定する操作規則が策定されており、かつ、その策定後に、閉鎖体制の実効性を確認するための訓練が少なくとも年1回実施されている施設であること ◎総事業費が要綱に定める金額以上であること	(10)国土保全	○	(農林水産省) 農村振興局 整備部防災課 水産庁 漁港漁場整備部防災漁村課  (国土交通省) 水管理・国土保全局 海岸室 港湾局 海岸・防災課	【農林水産省】 (整備部防災課) 03-6744-2199 (水産庁 漁港漁場整備部防災漁村課) 03-3502-5304  【国土交通省】 (海岸室) 03-5253-8471 (港湾局) 03-5253-8688
災害に強い港湾施設を整備したい	防波堤、岸壁、臨港道路等	国土交通省	防災・安全交付金	港湾事業(港湾改修事業)	地方公共団体及び港湾法第4条第1項の規定による港務局	5/10 等	◎港湾を利用する一般公衆の利便性の向上を図ることを目的として、港湾法第2条第5項に規定する(水域施設、外郭施設、係留施設、臨港交通施設又は港湾施設用地)の建設又は改良を行う事業のうち防災・安全対策のために特に必要と認められる事業(既存施設の延命化のための改良であって、腐食対策、沈下対策、コンクリート劣化対策、付属品の取り替え、橋梁塗装を除く)。ただし、港湾施設用地のみの建設又は改良を行う事業、水深-7.5m以上の係留施設及びそれと一体で整備される港湾施設の建設又は改良を行う事業を除く。	(8)交通・物流	○	港湾局計画課	03-5253-8668
			港湾改修費補助	—	港湾管理者	5/10 等	◎一般公衆が利用する目的で港湾管理者が行う水域施設、外郭施設、係留施設又は臨港交通施設を建設又は改良する事業	(8)交通・物流	○	港湾局計画課	03-5253-8668

(1)防災施設を整備したい

国土強靱化のためにやりたいこと	整備内容の例(施設・設備等)	支援内容						国土強靱化基本計画における関連する個別施策分野	「国土強靱化地域計画に基づき実施される取組に対し重点化等を実施する交付金・補助金」への該当	問い合わせ先	
		所管	交付金・補助金名称	交付対象事業名称	事業主体	交付率・補助率	主要要件等 ◎必ず満たす必要がある要件 ○事業内容や実施主体等により満たす必要がある要件			担当課	連絡先
流通拠点漁港の耐震・耐津波・耐浪化等の対策を実施したい	漁港	農林水産省(水産庁)	水産基盤整備事業費補助	水産基盤整備事業(水産流通基盤整備事業)	地方公共団体	5/10等	◎1漁港当たり計画事業費が5億円を超えるもの ◎第2種漁港、第3種漁港又は第4種漁港の整備等を行う事業(第2種漁港にあつては、利用漁船の実隻数による総数が200隻程度以上若しくは属陸揚揚量が3,000トン程度以上の港勢を有するもの) ◎機能保全計画が策定され、かつ、当該計画に基づき適切に日常管理が実施されていること	(9)農林水産	○	漁港漁場整備部計画・海業政策課	03-3502-8491
生産拠点漁港の耐震・耐津波・耐浪化等の対策を実施したい	漁港	農林水産省(水産庁)	水産基盤整備事業費補助	水産基盤整備事業(水産生産基盤整備事業)	地方公共団体	5/10等	◎計画事業費が一事業につき3億円(漁港施設の整備が含まれる場合は5億円)を超えるもの ◎水産流通基盤整備事業を実施する漁港以外の漁港であつて、1漁港当たりの漁港施設に係る計画事業費が5億円を超えるもの ◎次のいずれかの要件を満たすもの ・1漁港当たりの利用漁船の実隻数による総数が50隻程度以上若しくは登録漁船隻数が50隻程度以上の港勢を有するもの、又は整備の結果、同程度への港勢への推移が確実に見込まれるもの ・1漁港当たりの陸揚金額が1億円程度以上の港勢を有するもの、又は整備の結果、同程度の港勢への推移が確実に見込まれるもの ◎機能保全計画が策定され、かつ、当該計画に基づき適切に日常管理が実施されていること	(9)農林水産	○	漁港漁場整備部計画・海業政策課	03-3502-8491
安全が確保されていない漁港について、耐震・耐津波・耐浪化等の対策を実施したい	漁港	農林水産省(水産庁)	水産基盤整備事業費補助	水産基盤整備事業(漁港施設機能強化事業)	地方公共団体	5/10等	◎1地区当たりの計画事業費が5千万円以上20億円未満であること ◎近年の高潮、波高の増大等に対し、現況の施設の設計諸元の不足が要因となり、越波や浸水等の発生状況に係る規模又は頻度が著しく、漁港の安全性に問題が生じていること ◎近年の高潮、波高の増大等の実測値や気象データに基づく設計沖波又は設計潮位が現況の設計諸元を上回る漁港施設	(9)農林水産	○	漁港漁場整備部計画・海業政策課	03-3502-8491
漁港の安全性の向上を図るため漁港施設の機能を増進したい	漁港	農林水産省(水産庁)	漁港機能増進事業	—	都道府県市町村	5/10等	◎計画事業費の上限は一事業につき3億円(海岸保全施設の改良を含む事業の場合は6億円)とする。また下限は一事業につき1000万円とする。 ◎水産基盤整備事業など関連する他事業との整合性を十分図るものとする。	(9)農林水産	○	漁港漁場整備部計画・海業政策課	03-3502-8491
高波に備え、漁港海岸の海岸保全施設を整備したい	漁港海岸の堤防、水門、陸閘等	農林水産省(水産庁)	海岸保全施設整備事業費補助	高潮対策事業、侵食対策事業等	海岸管理者	2/3等	◎以下の工事が対象(高潮対策事業、侵食対策事業の場合) ◎国民経済上、および民生安定上重要な地域を高潮、津波波浪等による被害から守るため(高潮対策)又は貴重な国土を海岸侵食から守るため(侵食対策)海岸保全施設の新設・改良が必要な地域 ◎高潮・波浪・津波(高潮対策)又は侵食(侵食対策)による被害が発生するおそれの大なる海岸であり、防護面積・防護人口が1km当たり、5ha以上又は50人以上等	(10)国土保全	○	漁港漁場整備部防災漁村課	03-3502-5304

(1)防災施設を整備したい

国土強靱化のためにやりたいこと	整備内容の例(施設・設備等)	支援内容					国土強靱化基本計画における関連する個別施策分野	「国土強靱化地域計画に基づき実施される取組に対し重点化等を実施する交付金・補助金」への該当	問い合わせ先		
		所管	交付金・補助金名称	交付対象事業名称	事業主体	交付率・補助率			主要要件等 ◎必ず満たす必要がある要件 ○事業内容や実施主体等により満たす必要がある要件	担当課	連絡先
海岸堤防等の地震・津波対策をしたい	海岸の堤防、水門、陸間等	農林水産省 国土交通省	海岸保全施設整備事業費補助	海岸保全施設整備連携事業	海岸管理者	1/2 等	◎一連の防護区域に地域中枢機能集積地区(背後地に救護、復旧等の危機管理を担う施設(市町村役場、警察・消防署・病院等)がある地区等)を有し、緊急的な対策を要する海岸 ○水門・陸間等を改良する場合、海岸法に規定する操作規則が策定されており、かつ、その策定後に、閉鎖体制の実効性を確認するための訓練が少なくとも年1回実施されている施設であること ◎連携する事業全体の内容を記載した「事業間連携計画」および本事業の実施内容を記載した「海岸保全施設整備連携事業計画」が策定されていること。 ◎総事業費が要綱に定める金額以上であること ◎以下のいずれかに該当すること ・高潮浸水想定区域が指定されていること	(10)国土保全	○	(農林水産省) 農村振興局 整備部防災課 水産庁 漁港漁場整備部防災漁村課  (国土交通省) 水管理・国土保全局 海岸室 港湾局 海岸・防災課	【農林水産省】 (整備部防災課) 03-6744-2199 (水産庁 漁港漁場整備部防災漁村課) 03-3502-5304  【国土交通省】 (海岸室) 03-5253-8471 (港湾局) 03-5253-8688
				津波対策緊急事業	海岸管理者	1/2 等	◎一連の防護区域に地域中枢機能集積地区(背後地に救護、復旧等の危機管理を担う施設(市町村役場、警察・消防署・病院等)がある地区等)を有し、緊急的な対策を要する海岸 ◎1km 当たりの防護面積が5ha 以上又は防護人口が50 人以上の海岸 ◎要綱に規定する津波対策緊急事業計画が策定されている地区であること ○水門・陸間等を改良する場合、海岸法に規定する操作規則が策定されており、かつ、その策定後に、閉鎖体制の実効性を確認するための訓練が少なくとも年1回実施されている施設であること ◎ 総事業費が要綱に定める金額以上であること ◎以下のいずれかに該当すること ・津波防災地域づくり法に基づく計画が策定されていること ・津波災害警戒区域若しくは津波災害特別警戒区域が指定されていること	(10)国土保全	○	(農林水産省) 農村振興局 整備部防災課 水産庁 漁港漁場整備部防災漁村課  (国土交通省) 水管理・国土保全局 海岸室 港湾局 海岸・防災課	【農林水産省】 (整備部防災課) 03-6744-2199 (水産庁 漁港漁場整備部防災漁村課) 03-3502-5304  【国土交通省】 (海岸室) 03-5253-8471 (港湾局) 03-5253-8688
防災重点農業用ため池の改修工事をしたい	ため池の堤体や洪水吐き	農林水産省	農村地域防災減災事業	防災重点農業用ため池緊急整備事業	都道府県 市町村 土地改良区 農業協同組合 その他都道府県知事が適当と認めるもの	1/2 等(緊急性が高いもの等は55%に嵩上げ)	◎農振法に規定する農用地区域内(その事業の性格上特定の地域に限定して実施することがあってその十分な効果の発現を妨げることとなるもの、現在行われている農業生産の条件を当面維持するために行うもの、地すべり等防止法に基づき実施するものについては、農用地区域外も可) ◎農村地域防災減災総合計画(都道府県)または農村地域防災減災推進計画(市町村)に位置付けられた事業であること ◎防災重点農業用ため池であること	(9)農林水産	○	農村振興局 整備部防災課	03-6744-2210
農業集落の浸水対策として、雨水排水施設を整備したい	雨水排水施設	農林水産省	中山間地域農業農村総合整備事業	—	地方公共団体(県、市町村)	55/100 等	◎次の全てに該当するもの (1)農産物の高付加価値化等を通じた地域の所得確保及び農地や水利施設等の生産基盤の保全・再編利用に取り組む地域 (2)農業生産基盤整備1工種以上かつ全体で2工種以上実施 (3)農業生産基盤整備受益面積の合計が10ha以上(生産・販売施設等を整備する場合は5ha以上) (4)5法指定地域又は指定棚田地域であって、林野率50%以上かつ農用地の傾斜が1/100以上の面積が全農用地の面積の50%以上を占める地域	(9)農林水産	○	農村振興局整備部地域整備課	03-6744-2200
			農山漁村地域整備交付金	農村集落基盤再編・整備事業	県、市町村等	1/2 等	◎農山漁村地域整備計画の策定 ◎沖縄県において実施されるものでないこと ◎農業振興地域(これと一体的に整備する区域を含む。)を対象としていること等	(9)農林水産	○	農村振興局整備部地域整備課	03-6744-2200

(1)防災施設を整備したい

国土強靱化のためにやりたいこと	整備内容の例(施設・設備等)	支援内容					国土強靱化基本計画における関連する個別施策分野	「国土強靱化地域計画に基づき実施される取組に対し重点化等を実施する交付金・補助金」への該当	問い合わせ先		
		所管	交付金・補助金名称	交付対象事業名称	事業主体	交付率・補助率			主要要件等 ◎必ず満たす必要がある要件 ○事業内容や実施主体等により満たす必要がある要件	担当課	連絡先
農業集落内で防災施設を整備したい	斜面崩壊防止施設 雪害防止施設 風害防止施設	農林水産省	中山間地域農業農村総合整備事業	—	地方公共団体(県、市町村)	55/100 等	◎次の全てに該当するもの (1)農産物の高付加価値化等を通じた地域の所得確保及び農地や水利施設等の生産基盤の保全・再編利用に取り組む地域 (2)農業生産基盤整備1工種以上かつ全体で2工種以上実施 (3)農業生産基盤整備受益面積の合計が10ha以上(生産・販売施設等を整備する場合は5ha以上) (4)5法指定地域又は指定棚田地域であって、林野率50%以上かつ農用地の傾斜が1/100以上の面積が全農用地の面積の50%以上を占める地域	(9)農林水産	○	農村振興局整備部地域整備課	03-6744-2200
			農山漁村地域整備交付金	農村集落基盤再編・整備事業	県、市町村等	1/2 等	◎農山漁村地域整備計画の策定 ◎沖縄県において実施されるものでないこと ◎農業振興地域(これと一体的に整備する区域を含む。)を対象としていること等	(9)農林水産	○	農村振興局整備部地域整備課	03-6744-2200
航空機給油施設を整備したい	航空機給油施設	国土交通省 航空局	空港防災機能施設整備事業	—	半島地域及び離島地域の地方管理空港を管理している地方公共団体	8/10以内	◎次のいずれかに該当するもの (1)半島地域及び離島地域に所在する地方管理空港の航空機給油施設の新設又は増設 (2)半島地域及び離島地域に所在する地方管理空港の航空機給油施設の耐震性の確保を目的とした改良 ◎航空機給油施設の貯蔵量は、災害救援活動を行うために必要な数量に、燃料補給に要する期間を考慮した補給数量を加えた数量とし、120キロリットルを上限	(8)交通・物流	—	航空局空港技術課	03-5253-8725

(2) 避難所・避難路等を整備したい

国土強靱化のためにやりたいこと	整備内容の例(施設・設備等)	支援内容					国土強靱化基本計画における関連する個別施策分野	「国土強靱化地域計画に基づき実施される取組に対し重点化等を実施する交付金・補助金」への該当	問い合わせ先		
		所管	交付金・補助金名称	交付対象事業名称	事業主体	交付率・補助率			主な要件等 ◎必ず満たす必要がある要件 ○事業内容や実施主体等により満たす必要がある要件	担当課	連絡先
地方創生にも資する防災拠点、避難路・避難施設等を整備したい等	防災拠点、避難路・避難施設等	内閣府	地域未来交付金	地域未来推進型	地方公共団体等	1/2等	◎「地域再生計画」の認定及び「地域未来推進型実施計画」の作成 ◎インフラ整備事業は必ずソフト事業・拠点整備事業と組み合わせて実施し、地域未来交付金制度要綱及び要綱に定められた要件を満たすこと	(2)住宅・都市 (8)交通・物流 (9)農林水産	○	地方創生推進事務局	03-5510-2475
避難所の生活環境改善をはじめとする防災・減災に必要な車両・資機材を整備したい	トイレ、キッチン、ベッド、風呂の迅速な提供などに必要な車両・資機材	内閣府	地域未来交付金	地域防災緊急整備型	地方公共団体	1/2	【※令和7年度補正予算事業であり、今後の実施については未定】 ◎避難生活環境改善をはじめとする防災・減災に必要な車両や資機材を整備すること ◎整備する車両・資機材について、平時の利活用方針を示すこと ◎本交付金で購入する車両・資機材の備蓄に必要な倉庫の整備に限り対象となるが、車両や資機材の購入経費が総事業費の50%を超えること	(1)行政機能	○	政策統括官(防災担当)付参事官(地域防災力強化担当)付	03-5797-7661
	災害対応車両をはじめとする広域的な展開が可能な車両・資機材	内閣府	防災力強化総合交付金	広域連携推進事業	地方公共団体	1/2	◎避難生活環境改善をはじめとする防災・減災に必要な車両や資機材を整備すること ◎整備する車両・資機材について、地域特性を踏まえた精度の高い被害想定や周辺団体との連携、住民の防災意識の浸透等に向けた訓練及び広報の実施等も含めて検討すること ◎政令市を除く市区町村については、他の自治体と連携して事業を実施すること	(1)行政機能	○	政策統括官(防災担当)付参事官(地域防災力強化担当)付	03-5797-7661
避難所で自家用発電設備等を稼働させるための燃料を備蓄したい	燃料備蓄	経済産業省(資源エネルギー庁)	石油製品販売業構造改善対策事業費等補助金	災害時に備えた社会的重要なインフラへの自衛的な燃料備蓄の推進事業費補助金	地方公共団体	定額	◎大規模エネルギー供給施設(発電所、製油所、ガス供給施設等)が区域内に立地し、大規模な複合災害が発生する可能性のある地方公共団体又はその大規模な複合災害の影響を受ける地方公共団体	(4)エネルギー	○	燃料流通政策室	03-3501-1320
地域のエネルギー供給拠点であるSSを強靱化したい	SS(サービスステーション)	経済産業省(資源エネルギー庁)	石油製品販売業構造改善対策事業費等補助金	災害時に備えた地域におけるエネルギー供給拠点の整備事業費	SS運営者又は所有者	定額	◎品質確保法に基づき登録された給油所を運営する揮発油販売業者等 ◎油槽所の所有者であり運営する揮発油販売業者または石油販売業者(小口燃料配送拠点及び配送拠点については、その所有者を含む)、石油組合	(4)エネルギー	○	燃料流通政策室	03-3501-1320
過疎地域で石油製品の供給体制を安定させるため、施設を強靱化したい	SS(サービスステーション)	経済産業省(資源エネルギー庁)	石油製品販売業構造改善対策事業費等補助金	離島・SS過疎地等における石油製品の流通合理化支援事業費 過疎地等における石油製品の流通体制整備事業	SS運営者又は所有者	3/4等	◎給油所を運営する中小企業等の揮発油販売業者 ◎過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法に基づく過疎地域に該当する市町村	(4)エネルギー	○	燃料流通政策室	03-3501-1320
地域における燃料供給拠点の維持に係る計画を策定したい	SS(サービスステーション)	経済産業省(資源エネルギー庁)	石油製品販売業構造改善対策事業費等補助金	地域における新たな燃料供給体制構築支援事業費 燃料供給に関する計画策定支援事業	市区町村	3/4	◎SS過疎地等の自治体	(4)エネルギー	○	燃料流通政策室	03-3501-1320

(2) 避難所・避難路等を整備したい

国土強靱化のためにやりたいこと	整備内容の例(施設・設備等)	支援内容					国土強靱化基本計画における関連する個別施策分野	「国土強靱化地域計画に基づき実施される取組に対し重点化等を実施する交付金・補助金」への該当	問い合わせ先		
		所管	交付金・補助金名称	交付対象事業名称	事業主体	交付率・補助率			主な要件等 ◎必ず満たす必要がある要件 ○事業内容や実施主体等により満たす必要がある要件	担当課	連絡先
避難所となる公共施設等に太陽光発電設備や蓄電池を導入したい	公共施設・公用施設の設備	環境省	二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金 地域脱炭素推進事業費補助金	地域レジリエンス・脱炭素化を同時実現する公共避難施設・防災拠点への自立分散型エネルギー設備等導入推進事業等	都道府県指定都市	1/3 等	◎公共施設であること ◎次のいずれかに該当すること ・地域防災計画への位置付けがある施設 ・BCP計画により災害発生時に業務を維持するべき施設 ◎導入するすべての再生可能エネルギー設備等について、以下の要件を満たす設備であること ・導入した施設で自家消費すること ・災害時において、導入した施設で使用する特定のエネルギー量を確保するとともに、自立的に稼働する機能を有すること ◎耐震性を有する建築物、設備であること ◎ハザードマップに該当しない施設であること(ただし、浸水被害危険性地域、土砂災害警戒区域等である場合には、発災時にも設備を稼働させるための措置を講じることにより対象) ◎CO2削減が図れるものであること ◎再生可能エネルギー設備等の設置や電力供給等に係る関係法令・基準等を遵守すること ◎FIT 制度又はFIP制度による売電を行わないこと ◎法定耐用年数を経過するまでの間、補助対象事業により取得した温室効果ガス排出削減効果についてJ-クレジット制度への登録を行わないこと ◎国土強靱化地域計画が策定されていること ◎建物等に設置する場合に、設置箇所の積載荷重が10kg/m2以下でないこと。 ◎太陽光発電設備、蓄電池設備及びEMSにおいてIP通信を用いる製品を使用する場合は、独立行政法人情報処理推進機構(IPA)によるセキュリティ要件適合評価及びラベリング制度(JC-STAR)において、★1以上の適合ラベルを取得した製品を原則使用すること。	(4)エネルギー	○	大臣官房 地域脱炭素事業推進課	03-5521-8233
					市町村	1/2 等					
公立学校施設の屋内運動場に空調設備を設置したい	公立学校施設	文部科学省	学校施設環境改善交付金	屋内運動場の空調設備整備事業	地方公共団体	1/2 ※上限1.1億円(EHP)、1.4億円(GHP)	◎設置対象の施設が断熱性を確保する・していること ◎施設整備計画に計上している工事全体の実工事費が400万円を超えること	(2)住宅・都市	○	大臣官房 文教施設企画・防災部 施設助成課	03-6734-2466
社会体育施設に空調設備を設置したい	社会体育施設	文部科学省	学校施設環境改善交付金	社会体育施設の質的整備事業	地方公共団体	1/2(新設のみ) ※上限2億円	◎競技スポーツが断熱性を確保する・していること ◎施設整備計画に計上している工事全体の実工事費が400万円を超えること ◎個別施設計画の策定	(2)住宅・都市	○	スポーツ庁参事官 (地域振興担当)付	03-6734-3934
防災拠点を形成したい	地域交流センター、防災公園、防災倉庫等	国土交通省	防災・安全交付金	都市再生整備計画事業	市町村 市町村都市再生協議会	40/100 等	◎防災拠点の形成を総合的に支援する都市再生整備計画事業(防災・安全交付金)は下記の要件をいずれも満たすこと ・事前復興まちづくり計画等に防災拠点として位置付けられていること ・災害リスクの高い地域を含まない区域であること ・その他の要件を満たすこと(市街化区域等、市街化調整区域、非線引き白地地域、都市計画区域外ごとに要件は異なる)	(2)住宅・都市	○	市街地整備課	03-5253-8413
					NPO法人等(市町村から間接補助)	市町村負担額の範囲内かつ事業に要する額の2/3			○		
	オフィスビル、学校、ホール等の帰宅困難者受け入れスペース、防災備蓄倉庫、非常用発電機、給水関連設備等	国土交通省	住宅・建築物防災力緊急促進事業	災害時拠点強靱化緊急促進事業	地方公共団体	1/2 等 ※ただし帰宅困難者等を受け入れるための整備に要する費用(掛かり増し費用)に限る	※以下は帰宅困難者への対応(一時滞在施設の確保)に対する要件 ◎耐震性を有すること(新築の場合は、耐震等級2相当) ◎自家用分(通常時の施設利用者分)と帰宅困難者(又は受入れ患者)分の食料・水等を3日分備蓄可能であること等 ◎建築物の躯体工事を伴うものに限る ◎100人以上の帰宅困難者を受け入れること。なお、既存建築物を活用する場合は、20人以上とする。 ◎次のいずれかに該当すること ・都市再生安全確保計画等に位置づけられた地域 ・国土強靱化地域計画や地域防災計画において帰宅困難者対策が位置づけられた地域 ・その他大規模災害時に多数の帰宅困難者が見込まれることから帰宅困難者対策が必要であると地方公共団体が認める地域	(8)交通・物流	○	市街地建築課	03-5253-8515
				民間事業者	2/3 等 ※ただし帰宅困難者等を受け入れるための整備に要する費用(掛かり増し費用)に限る			○			

(2) 避難所・避難路等を整備したい

国土強靱化のためにやりたいこと	整備内容の例(施設・設備等)	支援内容					国土強靱化基本計画における関連する個別施策分野	「国土強靱化地域計画に基づき実施される取組に対し重点化等を実施する交付金・補助金」への該当	問い合わせ先		
		所管	交付金・補助金名称	交付対象事業名称	事業主体	交付率・補助率			主な要件等 ◎必ず満たす必要がある要件 ○事業内容や実施主体等により満たす必要がある要件	担当課	連絡先
防災公園を整備したい	防災公園	国土交通省	防災・安全交付金	都市公園・緑地等事業	地方公共団体	1/2等(用地費は1/3)	<ul style="list-style-type: none"> <li>○公募設置管理制度を含むPPP/PFI制度の検討</li> <li>○原則として2ha以上</li> <li>○市町村事業の場合は、以下のいずれかに該当すること <ul style="list-style-type: none"> <li>・都市公園・緑地の都市計画区域内住民一人当たりの敷地面積の合計が10㎡未満</li> <li>・DID地域内における都市公園・緑地の住民一人当たりの敷地面積の合計が5㎡未満</li> </ul> </li> <li>◎整備する施設は、以下のすべてに該当すること <ul style="list-style-type: none"> <li>・防災関連計画において、施設レベルで災害時の機能・役割及び運営方法が明記されていること</li> <li>・大規模な工作物等を付帯する場合は、災害時の機能・役割に即して適当な規模・仕様となる範囲までであること</li> <li>・災害時の円滑な公園利用に向けた平常時の取組が行われること</li> </ul> </li> </ul>	(2)住宅・都市	○	都市局公園緑地・景観課	03-5253-8419
避難路を整備したい	避難路	国土交通省	防災・安全交付金	都市防災総合推進事業	地方公共団体	1/2等(用地費は1/3等)	<ul style="list-style-type: none"> <li>◎住民等の合意形成がなされた整備計画等に位置付けられていること</li> <li>◎緊急に整備する必要のある施設又は著しい効果が期待できる施設であること</li> <li>◎次のいずれかに該当する地区(当該地区からの避難のために地区外において整備する必要がある場合は、隣接する地区を含む) <ul style="list-style-type: none"> <li>・大規模地震発生の可能性の高い市街地</li> <li>・住生活基本計画に基づく地震時等に著しく危険な密集市街地を含む市町村</li> <li>・DID地区</li> <li>・災害の危険性が高い区域を含む市街地</li> </ul> </li> </ul>	(2)住宅・都市	○	都市局都市安全課	03-5253-8400
	避難路	農林水産省 国土交通省	農山漁村地域整備交付金 防災・安全交付金	津波・高潮危機管理対策緊急事業	海岸管理者	1/2等	◎津波・危機管理対策緊急事業の交付対象事業の要件(大規模な地震による津波災害が甚大であり緊急的な対策を要する海岸又は期望平均満潮位以下の防護区域を有し高潮災害が甚大であり緊急的な対策を要する海岸において、総事業費が5千万円以上(都道府県)、2千5百万円以上(市町村)等)を満たすものとする。	(10)国土保全	○	<ul style="list-style-type: none"> <li>【上記以外】(農林水産省) 農村振興局 整備部防災課 水産庁 漁港漁場整備部防災漁村課</li> <li>【国土交通省】(国土交通省) 水管理・国土保全局 海岸室 港湾局 海岸・防災課</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>【農林水産省】(整備部防災課) 03-6744-2199</li> <li>(水産庁 漁港漁場整備部防災漁村課) 03-3502-5304</li> <li>【国土交通省】(水防企画室) 03-5253-8460 (海岸室) 03-5253-8471 (港湾局) 03-5253-8688</li> </ul>
避難場所を整備したい	指定緊急避難場所	国土交通省	防災・安全交付金	都市防災総合推進事業	地方公共団体	1/2等(用地費は1/3等)	<ul style="list-style-type: none"> <li>◎指定緊急避難場所であること(指定することが確実である施設を含む)</li> <li>◎地区防災計画等に位置付けられていること</li> <li>◎避難人数等を勘案し、指定緊急避難場所に必要な最低限の機能として整備するものであること</li> <li>◎次のいずれかに該当する地区(当該地区からの避難のために地区外において整備する必要がある場合は、隣接する地区を含む) <ul style="list-style-type: none"> <li>・大規模地震発生の可能性の高い市街地</li> <li>・住生活基本計画に基づく地震時等に著しく危険な密集市街地を含む市町村</li> <li>・DID地区内</li> <li>・災害の危険性が高い区域を含む市街地</li> </ul> </li> </ul>	(2)住宅・都市	○	都市局都市安全課	03-5253-8400
					地方公共団体からの補助金の交付を受けて事業を実施する防災街区整備推進機構	地方公共団体補助額の1/2			○		
					地方公共団体からの補助金の交付を受けて事業を実施する団体等	市町村負担額の1/2等又は事業に要する額の1/3のいずれか低い額			○		

(2) 避難所・避難路等を整備したい

国土強靱化のためにやりたいこと	整備内容の例(施設・設備等)	支援内容					国土強靱化基本計画における関連する個別施策分野	「国土強靱化地域計画に基づき実施される取組に対し重点化等を実施する交付金・補助金」への該当	問い合わせ先	
		所管	交付金・補助金名称	交付対象事業名称	事業主体	交付率・補助率			主な要件等 ◎必ず満たす必要がある要件 ○事業内容や実施主体等により満たす必要がある要件	担当課
避難場所に通信設備を整備したい	通信設備	国土交通省	防災・安全交付金	都市防災総合推進事業	地方公共団体	1/2等(用地費は1/3等)	◎指定緊急避難場所であること(指定することが確実である施設を含む) ◎地区防災計画等に位置付けられていること ◎避難人数等を勘案し、指定緊急避難場所に必要な最低限の機能として整備するものであること(既存の指定緊急避難場所の機能強化を図るために整備するものを含む) ◎次のいずれかに該当する地区(当該地区からの避難のために地区外において整備する必要がある場合は、隣接する地区を含む) ・大規模地震発生の可能性の高い市街地 ・住生活基本計画に基づく地震時等に著しく危険な密集市街地を含む市町村・DID地区内 ・災害の危険性が高い区域を含む市街地	(2)住宅・都市	都市局都市安全課	03-5253-8400
					地方公共団体からの補助金の交付を受けて事業を実施する防災街区整備推進機構	地方公共団体補助額の1/2				
					地方公共団体からの補助金の交付を受けて事業を実施する団体等	市町村負担額の1/2等又は事業に要する額の1/3のいずれか低い額				
避難場所に防災井戸を整備したい	井戸	国土交通省	防災・安全交付金	都市防災総合推進事業	地方公共団体	1/2等(用地費は1/3等)	◎指定緊急避難場所であること(指定することが確実である施設を含む) ◎地区防災計画等に位置付けられていること ◎避難人数等を勘案し、指定緊急避難場所に必要な最低限の機能として整備するものであること(既存の指定緊急避難場所の機能強化を図るために整備するものを含む) ◎次のいずれかに該当する地区(当該地区からの避難のために地区外において整備する必要がある場合は、隣接する地区を含む) ・大規模地震発生の可能性の高い市街地 ・住生活基本計画に基づく地震時等に著しく危険な密集市街地を含む市町村・DID地区内 ・災害の危険性が高い区域を含む市街地	(2)住宅・都市	都市局都市安全課	03-5253-8400
					地方公共団体からの補助金の交付を受けて事業を実施する防災街区整備推進機構	地方公共団体補助額の1/2				
					地方公共団体からの補助金の交付を受けて事業を実施する団体等	市町村負担額の1/2等又は事業に要する額の1/3のいずれか低い額				
退避壕・退避舎を整備したい	退避壕・退避舎	総務省(消防庁)	消防防災施設整備費補助金	—	地方公共団体	1/3等	◎活動火山対策特別措置法(昭和48年法律第16号)第13条第1項の規定により指定された避難施設緊急整備地域又は同法第3条第1項の規定により指定された火山災害警戒地域を有する地方公共団体が対象	(10)国土保全	防災課	03-5253-7525
津波避難施設を整備したい	津波避難施設	国土交通省	防災・安全交付金	港湾事業(港湾改修事業)	地方公共団体及び港湾法第4条第1項の規定による港務局	1/3等	◎地方公共団体等が行う事業(1件当たりの事業規模5億円を超えないものであり、かつ都道府県及び指定都市が港湾管理者にあっては2億円以上、市町村が港湾管理者にあっては90百万円以上のもの)	(8)交通・物流	港湾局計画課	03-5253-8668
防災機能を有した緑地を整備したい	防災緑地	国土交通省	防災・安全交付金	港湾事業(緑地等施設整備事業)	地方公共団体及び港湾法第4条第1項の規定による港務局	5/10等	◎震災時において避難地・防災拠点として機能するオープンスペースの確保を図ることを目的とし、港湾法第2条第5項第9の3号に規定する港湾環境整備施設の建設又は改良を行う事業のうち防災・安全対策のために特に必要と認められる事業	(8)交通・物流	港湾局計画課	03-5253-8668
漁港周辺で、漁業者等が津波から迅速に避難するための施設を整備したい	漁港の津波避難施設	農林水産省(水産庁)	浜の活力再生・成長促進交付金	海業推進事業(防災対策関係事業)	都道府県、市町村、水産業協同組合、農林漁業者等が組織する団体	1/2等	◎防災対策関係事業については、国土強靱化地域計画が策定された市町村 ◎災害に強い漁業地域づくり事業実施要領に基づく事業基本計画を策定した地区 ◎漁港及び漁場の整備等に関する法律に基づき指定された漁港及びこれらの漁港の背後に位置する集落 ◎漁業センサスの対象となる漁業集落 ◎資源管理の取組が行われている地域 ◎総事業費が500万円を超えること ◎1施設あたり国費上限3億円	(9)農林水産	漁港漁場整備部計画・海業政策課	03-6744-2387
農山漁村において、避難所としても利用可能な農林水産物販売施設、地域間交流拠点等を整備したい	農林水産物直売所、地域の交流施設等	農林水産省	農山漁村振興交付金	地域資源活用価値創出整備事業(定住促進・交流対策型) ※再掲:区分(3)農山漁村振興交付金の内数	都道府県市町村農林漁業者等が組織する団体等	1/2等	◎地方公共団体が計画主体となり、農山漁村活性化法に基づく活性化計画を作成すること ◎市街化区域(用途区域も含む)以外であること ◎農林地の占める割合がおおむね80%以上の地域または農林漁業者数の割合がおおむね5%以上の地域であること(漁港と一体的に発展した地域も可)等	(9)農林水産	農村振興局整備部地域整備課	03-3501-0814

(2) 避難所・避難路等を整備したい

国土強靱化のためにやりたいこと	整備内容の例(施設・設備等)	支援内容					国土強靱化基本計画における関連する個別施策分野	「国土強靱化地域計画に基づき実施される取組に対し重点化等を実施する交付金・補助金」への該当	問い合わせ先		
		所管	交付金・補助金名称	交付対象事業名称	事業主体	交付率・補助率			主な要件等 ◎必ず満たす必要がある要件 ○事業内容や実施主体等により満たす必要がある要件	担当課	連絡先
農山漁村において、避難所としても利用可能な農泊施設等を整備したい	宿泊施設、体験交流施設等	農林水産省	農山漁村振興交付金	地域資源活用価値創出整備事業(農泊推進型) ※再掲:区分(3)農山漁村振興交付金の内数	市町村 地域協議会の中核となる法人 地域協議会と農家民泊経営者等との連携体等	1/2	◎地域協議会を組織すること(事業実施主体が地域協議会以外の場合は事業完了時まで組織すること) ○市町村以外が事業実施主体となる場合にあつては、事業実施主体となる団体等が農泊実施の中心的な役割を担っていること ○中山間地域等を含む地域において、地域の防災計画等と連携した避難所等として農泊施設を活用するための整備であること等	(9)農林水産	○	農村振興局 農村政策部 都市農村交流課	03-3502-5946
国立公園等の避難路・避難所等を改修したい	国立公園施設 国立公園等施設	環境省	自然環境整備交付金	国立公園整備事業 国立公園等整備事業	都道府県 市町村	国立公園整備事業:1/2 国立公園等整備事業:45/100	◎国立公園、国立公園等の保護と適正な利用を図るために都道府県が作成する自然環境整備計画に基づく整備事業であること <参考>自然環境整備交付金・環境保全施設整備交付金について <a href="https://www.env.go.jp/nature/park/koufukin/index.html">https://www.env.go.jp/nature/park/koufukin/index.html</a>	(11)環境	○	自然環境局 自然環境整備課	03-5521-8281
レジリエンス性の高い建築物とするため、省CO2設備等を導入したい	事務所、病院、学校、集会所等	環境省	二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金	建築物等の ZEB 化・省 CO2 化普及加速事業のうち、①新築建築物の ZEB 普及促進支援事業、②既存建築物の ZEB 化普及促進支援事業	都道府県・指定都市・中核市・施行時特例市・特別区を除く地方公共団体。 ただし建物用途が「病院等」の場合は全ての地方公共団体。	ZEBランクや建物用途等に応じて ①事業:1/2以内 ②事業:2/3以内 ※上限額は延床面積等に応じて3億円または5億円	◎ZEBの基準を満たすと共に、計量区分ごとにエネルギーの計量・計測を行い、データを収集・分析・評価できるエネルギー管理体制を整備すること、需要側設備等を通信・制御する機器を導入すること、新築建築物については再エネ設備を導入すること、ZEBリーディング・オーナーへの登録を行うこと、ZEB プランナーが関与すること等	(4)エネルギー	—	地球環境局地球温暖化対策課地球温暖化対策事業室	03-5521-8355

(3) 災害対応力を強化したい

国土強靱化のためにやりたいこと	整備内容の例(施設・設備等)	支援内容					国土強靱化基本計画における関連する個別施策分野	「国土強靱化地域計画に基づき実施される取組に対し重点化等を実施する交付金・補助金」への該当	問い合わせ先		
		所管	交付金・補助金名称	交付対象事業名称	事業主体	交付率・補助率			主な要件等 ◎必ず満たす必要がある要件 ○事業内容や実施主体等により満たす必要がある要件	担当課	連絡先
地方創生にも資する災害対応力の強化を図りたい	造林、間伐、地籍整備等	内閣府	地域未来交付金	地域未来推進型	地方公共団体等	1/2等	◎「地域再生計画」の認定及び「地域未来推進型実施計画」の作成 ◎インフラ整備事業は必ずソフト事業・拠点整備事業と組み合わせて実施し、地域未来交付金制度要綱及び要綱に定められた要件を満たすこと	(8)交通・物流 (9)農林水産 (10)国土保全	○	地方創生推進事務局	03-5510-2475
地上波テレビ・ラジオで避難情報を確実に伝達するための設備を導入したい	緊急割込放送設備、IPDC連携設備等	総務省	放送ネットワーク整備支援事業費補助金	放送ネットワーク整備支援事業(地上基幹放送ネットワーク整備等事業)	地方公共団体等	1/2等	○自然災害に関する迅速かつ確実な情報提供のための設備を、原則、新たに導入するものであること ○IPDC連携設備の整備は放送事業者から申請すること。	(6)情報通信	○	情報流通行政局 放送施設整備促進課	03-5253-5949
コミュニティFMの耐災害性を強化したい	予備電源設備、予備送信設備等			無線システム普及支援事業費等補助金			地上基幹放送等に関する耐災害性強化支援事業 民放ラジオ難聴解消支援事業	◎交付決定の額は、交付決定単位ごとに、1件当たり50万円を下限とする ◎FM補完中継局を整備する場合は補完対象局、FM補完中継局以外の中継局を整備する場合は整備しようとする当該中継局の放送対象地域において、生じている難聴の解消を目的とするものであること ◎整備中継局の空中線電力が難聴解消のために必要最小のものであること	(6)情報通信		
ケーブルテレビの耐災害性を強化するため、光化した	ケーブルテレビネットワークの光化	総務省	放送ネットワーク整備支援事業費補助金	放送ネットワーク整備支援事業(ケーブルテレビネットワークの耐災害性強化事業)	市町村 市町村の連携主体	1/2等	◎次のいずれにも該当すること ・地域防災計画にケーブルテレビの位置付けに関する記載がある市町村 ・業務区域の市町村の数が10を超える者が事業を実施する場合は、整備区域が離島、豪雪地帯、辺地、山村、半島、特定農山村、過疎地域のいずれかに該当する市町村	(6)情報通信	○	情報流通行政局 放送施設整備促進課	03-5253-5808
				第三セクター法人 第三セクター法人の連携主体	1/3等	○					
辺地共聴施設を光化した	辺地共聴施設の光化等	総務省	無線システム普及支援事業費等補助金	辺地共聴施設の高度化支援事業	(1)光化改修事業 市町村、市町村の連携主体	1/2	◎事業を実施する共聴施設が、次のいずれにも該当すること ・放送法(昭和25年法律第132号)第126条第1項の規定に基づく登録、有線電気通信法(昭和28年法律第96号)第3条第1項から第3項までの規定に基づく届出がされている共聴施設 ・日本放送協会と地元視聴者が共同で設置し運用する共聴施設(NHK共聴施設)以外の共聴施設 ・建築物による受信障害への対策として、当該建築物の所有者等により設置された共聴施設以外の共聴施設	(6)情報通信	—	情報流通行政局 放送施設整備促進課	03-5253-5737
					(2)代替事業 市町村、放送事業者、電気通信事業者、これらの連携主体	2/3					
強靱な通信ネットワーク拠点を整備するため、海底ケーブルを整備したい	海底ケーブル	総務省	特定電気通信施設等整備推進基金補助金	海底ケーブル等の地方分散によるデジタルインフラ強靱化事業	民間事業者等	4/5等	◎要綱に定める地域で行う事業であること。 ◎交付申請額の合計額が要綱に定める金額以上であること。	(6)情報通信	○	総合通信基盤局 データ通信課	03-5253-5852
強靱な通信ネットワーク拠点を整備するため、データセンターを整備したい	データセンター	総務省	情報通信基盤整備推進補助金	データセンター等の地方分散によるデジタルインフラ強靱化事業	民間事業者等	1/2 ※上限あり	◎要綱に定める地域で行う事業であること。 ◎交付申請額の合計額が要綱に定める金額以上であること。	(6)情報通信	○	総合通信基盤局 データ通信課	03-5253-5852
耐震性貯水槽を整備したい	耐震性貯水槽	総務省(消防庁)	消防防災施設整備費補助金	—	地方公共団体	基準額の1/2以内	◎交付申請額の合計額が要綱に定める金額以上であること(下限額は事業主体により異なる)	(2)住宅・都市	—	防災課	03-5253-7525
緊急消防援助隊の強化のため消防車両・資機材を充実させたい	消防車両、資機材	総務省(消防庁)	緊急消防援助隊設備整備費補助金	—	地方公共団体	基準額の1/2	◎交付申請額の合計額が要綱に定める金額以上であること(下限額は事業主体により異なる)	(1)警察・消防等	○	消防・救急課	03-5253-7522
消防団の災害対応能力の向上のため、消防団の救助用資機材等を充実させたい	消防団の救助用資機材等	総務省(消防庁)	消防団設備整備費補助金	消防団救助能力向上資機材緊急整備事業	地方公共団体	1/3 ※地方負担分に対して特別交付税措置あり	◎消防団の活動の用に供するものであること ◎都道府県の場合は、消防学校で使用するものに限ること	(1)警察・消防等	○	地域防災室	03-5253-7561

(3) 災害対応力を強化したい

国土強靱化のためにやりたいこと	整備内容の例(施設・設備等)	支援内容					国土強靱化基本計画における関連する個別施策分野	「国土強靱化地域計画に基づき実施される取組に対し重点化等を実施する交付金・補助金」への該当	問い合わせ先		
		所管	交付金・補助金名称	交付対象事業名称	事業主体	交付率・補助率			主な要件等 ◎必ず満たす必要がある要件 ○事業内容や実施主体等により満たす必要がある要件	担当課	連絡先
標準仕様に準拠した消防指令システムを全国に普及したい	消防指令システム	総務省	消防防災施設整備費補助金	消防防災施設整備	市町村 市町村の連携主体 承継事業者	1/2 等	◎次のいずれかに該当すること 「消防指令システムの標準仕様書の策定について(通知)」(令和6年3月27日付け消防情第94合)における資料種別S7に基づく指令システムの整備 ※ただし、指令制御装置の整備を伴う場合は資料種別S3及びS7に基づく整備に限る	(6)情報通信	○	消防庁 国民保護・防災部 防災課 防災情報室	03-5253-7526
備蓄倉庫を整備したい	備蓄倉庫	総務省(消防庁)	消防防災施設整備費補助金	—	地方公共団体	基準額の1/2, 1/3以内	◎交付申請額の合計額が要綱に定める金額以上であること(下限額は事業主体により異なる)	(2)住宅・都市	—	防災課	03-5253-7525
マイナ救急を導入したい	マイナ救急	総務省(消防庁)	社会保障・税番号制度システム整備費補助金(マイナ救急導入促進事業)	マイナ救急の整備に関する補助事業	各消防本部	1/2 ※地方負担分に対して特別交付税措置あり	◎マイナ救急の整備に係るものであること ○令和7年度実証事業実施台数を超過して整備する情報通信端末等であること(更新を目的とした整備は含まない) ○令和7年度実証事業実施台数における通信用SIM回線、VPN回線、MDM等の導入経費であること(令和8年度のみ)	(1)警察・消防等	○	消防庁救急企画室	03-5253-7529
医療コンテナを整備したい	医療コンテナ	厚生労働省	医療提供体制推進事業費補助金	医療コンテナ活用促進事業	都道府県 病院	基準額の1/2以内	◎災害時等に被災都道府県等から求められた場合、原則として当該コンテナを被災地に派遣すること	(3)保健医療・福祉	○	医政局地域医療計画課	03-3595-2185
災害後の復旧復興の円滑化のため、事前に土地境界を明確化したい	地籍整備	国土交通省	地籍整備推進調査費補助金	—	地方公共団体	1/2以内	◎地域要件:人口集中地区又は都市計画区域(地籍調査等により既に不動産登記法第14条第1項で規定する地図が備え付けられている地域を除く) ◎面積要件:500㎡以上	(12)土地利用(国土利用)	○	政策統括官付地理空間情報課地籍整備室	03-5253-8383
					地方公共団体(国土調査法第19条6項に基づく代行申請)	定額					
					民間事業者等への間接補助	1/3以内 地方公共団体の補助する額の1/2が限度					
			地籍調査費負担金	—	地方公共団体	1/2	◎国土調査法第6条の3第1項に基づく都道府県計画の策定 ◎国土調査法第6条の3第2項に基づく事業計画の策定 ◎国土調査法第6条の4第2項に基づく実施に関する計画の策定 ◎第7次国土調査事業十箇年計画にて位置付けられた重点5分野の施策と連携する地籍調査				
					土地改良区等	2/3					
			防災・安全交付金	社会資本整備円滑化地籍整備事業(関連事業)	地方公共団体	1/2	◎国土調査法第6条の3第1項に基づく都道府県計画の策定 ◎国土調査法第6条の3第2項に基づく事業計画の策定 ◎国土調査法第6条の4第2項に基づく実施に関する計画の策定 ◎社会資本総合整備計画の目標を実現するため、基幹事業に先行し、又は併せて実施する地籍調査で社会資本整備の円滑化に資するもの ◎対象とする基幹事業の要件は以下のとおり ・用地取得等を伴う基幹事業 ・災害のおそれのある地域において実施される基幹事業 ・都市開発等に資する基幹事業				
土地改良区等	2/3										
社会資本整備円滑化地籍整備事業費補助	—	地方公共団体	1/2	◎国土調査法第6条の3第1項に基づく都道府県計画の策定 ◎国土調査法第6条の3第2項に基づく事業計画の策定 ◎国土調査法第6条の4第2項に基づく実施に関する計画の策定 ◎社会資本整備に関する事業と一体のものとして、当該事業に先行して、又は併せて行われるものであり、かつ、社会資本整備の円滑化に資するものとする ◎社会資本整備事業を実施する者と協議の上で、社会資本整備円滑化地籍整備事業連携計画の作成が必要							
		土地改良区等	2/3								
所有者不明土地を解消したい	所有者不明土地、低未利用土地	国土交通省	所有者不明土地等対策事業費補助金	所有者不明土地等対策基本事業・関連事業	地方公共団体 民間団体等	1/2 1/3	◎所有者不明土地対策計画の作成(所有者不明土地・低未利用土地の実態把握、対策計画の作成に係る事業を除く)	(12)土地利用(国土利用)	—	不動産・建設経済局 土地政策課	03-5253-8290

(3)災害対応力を強化したい

国土強靱化のためにやりたいこと	整備内容の例(施設・設備等)	支援内容					国土強靱化基本計画における関連する個別施策分野	「国土強靱化地域計画に基づき実施される取組に対し重点化等を実施する交付金・補助金」への該当	問い合わせ先		
		所管	交付金・補助金名称	交付対象事業名称	事業主体	交付率・補助率			主な要件等 ◎必ず満たす必要がある要件 ○事業内容や実施主体等により満たす必要がある要件	担当課	連絡先
大地震発生時の帰宅困難者等の安全確保、都市機能継続に向けた対策をしたい	都市再生安全確保計画等の作成及び対策	国土交通省	都市安全確保促進事業費補助金	都市安全確保促進事業	地方公共団体、都市再生緊急整備協議会、帰宅困難者対策協議会、都市再生推進法人	1/3 等	◎都市再生安全確保計画又はエリア防災計画の作成・改定の場合、下記のいずれかに該当する地域であること。 ・都市再生緊急整備地域 ・1日あたりの乗降客数が30万人以上の主要駅周辺地域 ・指定都市又は特別区内において、1日あたりの乗降客数が20万人以上の駅周辺地域 ・中核市、施行時特例市又は県庁所在都市において、当該市内において乗降客数が最も多い駅周辺地域 ◎ソフト対策(避難訓練、情報伝達ルール、備蓄ルールの作成等)、ハード対策(非常用通信・情報提供施設の整備)の場合、都市再生安全確保計画又はエリア防災計画に基づく取組であること。	(2)住宅・都市	○	都市局まちづくり推進課	03-5253-8406
地域の持続可能な除排雪体制を整備し、除排雪作業中の死傷事故を防止したい	地域安全克雪方針の策定及び共助による除排雪体制の整備	国土交通省	豪雪地帯安全確保緊急対策交付金	地域安全克雪方針策定事業	市町村	10/10(500万円以内)	◎自立的で安全な地域を実現するための将来構想を地域ぐるみで設定し、その達成のための各主体の取組を定める地域安全克雪方針の策定であること ◎原則として、豪雪地帯の区域内で実施するものであること ◎地域における死傷事故の減少に寄与するものであること ◎事業の実施に当たっては、地域住民の十分な協力が得られるものであること ◎事業の実施期間は3年以内	(10)国土保全	○	国土政策局地域振興課	03-5253-8403
				安全克雪事業	道府県、市町村	1/2	◎地域安全克雪方針策定事業に着手していること ◎地域安全克雪方針の策定に向けた試行的な取組または、方針に位置づけた除排雪体制の定着に向けた実装化の取組(高齢者世帯等への除排雪経費の支援、地域の除排雪体制の整備のための支援、小型除雪機等の資機材の購入支援等)であること ◎原則として、豪雪地帯の区域内で実施するものであること ◎地域における死傷事故の減少に寄与するものであること ◎事業の実施に当たっては、地域住民の十分な協力が得られるものであること ◎事業の実施期間は、 ・試行的な取組:地域安全克雪方針策定事業と並行した3年以内 ・実装化の取組:地域安全克雪方針策定後3年以内	(10)国土保全	○	国土政策局地域振興課	03-5253-8403
停電時においても漁業生産活動を継続したい	水産物保管施設の非常用電源	農林水産省(水産庁)	浜の活力再生・成長促進交付金	海業推進事業(防災対策関係事業)	都道府県、市町村、水産業協同組合、農林漁業者等が組織する団体	1/2 等	◎防災対策関係事業については、国土強靱化地域計画が策定された市町村 ◎災害に強い漁業地域づくり事業実施要領に基づく事業基本計画を策定した地区 ◎漁港及び漁場の整備等に関する法律に基づき指定された漁港及びこれらの漁港の背後に位置する集落 ◎漁業センサスの対象となる漁業集落 ◎資源管理の取組が行われている地域 ◎総事業費が500万円を超えること ◎1施設あたり国費上限3億円	(9)農林水産	○	漁港漁場整備部計画・海業政策課	03-6744-2387
災害等で大規模停電発生時に地域住民・公共施設・農業施設等に電気・熱・ガスを供給したい	バイオマスプラント、充電設備等	農林水産省	みどりの食料システム戦略推進交付金	バイオマスの地産地消(整備事業)	地方公共団体 民間団体等	1/2以内 上限7,500万円	◎地域のバイオマスを活用し、エネルギーの地産地消に資すること ◎副産物(熱・残渣・CO2等)を有効活用すること ◎大規模停電等発生時に、地域住民、公共施設等にエネルギー(電気・熱・ガス)を供給できる施設を整備し、地方公共団体の地域防災計画協定に位置付けられる等、災害時の地域レジリエンスの強化に貢献する事業実施計画となっていること	(4)エネルギー	—	環境バイオマス政策課	03-6738-6479

(3) 災害対応力を強化したい

国土強靱化のためにやりたいこと	整備内容の例(施設・設備等)	支援内容					国土強靱化基本計画における関連する個別施策分野	「国土強靱化地域計画に基づき実施される取組に対し重点化等を実施する交付金・補助金」への該当	問い合わせ先		
		所管	交付金・補助金名称	交付対象事業名称	事業主体	交付率・補助率			主な要件等 ◎必ず満たす必要がある要件 ○事業内容や実施主体等により満たす必要がある要件	担当課	連絡先
「田んぼダム」に取り組みたい	田んぼダム	農林水産省	農地耕作条件改善事業	—	地方公共団体、土地改良区、JA、農業者団体等	定額、1/2 等	◎総事業費が200万円以上 ◎受益者(農業者)が2者以上 ◎次の全てに該当するもの 等 ・「田んぼダム」の取組等を定めた計画が策定されている ・受益面積の5割以上で「田んぼダム」の取組が実施又は実施見込み ・次のいずれかの流域治水対策を実施する区域であること ・流域治水プロジェクトが策定・公表された水系又は当該年度中に策定・公表される見込みの水系で実施する区域 ・治水協定の締結が完了している水系又は当該年度中に締結される見込みの水系で実施する区域 ・地方自治体が策定・締結する防災に係る計画・協定に位置付けられたもの又は当該年度中に位置付けられる見込みのもの	(9)農林水産	○	農村振興局整備部 農地資源課	03-6744-2208
			多面的機能支払交付金	—	活動組織、広域活動組織	定額	◎実施要件: 資源向上支払(共同)において、非農業者の参画が必要 等 ◎加算措置の要件 次の全てに該当するもの ・資源向上支払(共同)の交付を受ける田面積全体のうち、5割以上で「田んぼダム」を実施 ・市町村による水田貯留機能強化計画の策定 等(流域治水プロジェクトの計画等に「田んぼダム」の設置が位置付けられている地域は策定不要)  ■交付額: 2,400円/10a(都府県)、1,920円/10a(北海道) ■加算措置: 400円/10a(都府県)、320円/10a(北海道)	(9)農林水産	—	農村振興局整備部 農地資源課	03-6744-2197
			農業競争力強化農地整備事業	—	都道府県、市町村、土地改良区、農業協同組合、農地所有適格法人等	定額	◎受益面積20ha以上(中山間地域10ha(一定の要件を満たす場合は5ha)以上) ◎次の全てに該当するもの 等 (1)「田んぼダム」の取組等を定めた計画の策定がされていること (2)受益面積の5割以上で「田んぼダム」の取組が実施又は実施見込みであること (3)次のいずれかの流域治水対策を実施する区域であること ア 流域治水プロジェクトが策定若しくは改定された水系又は事業実施年度中に策定若しくは改定される見込みの水系で実施するもの イ 治水協定の締結が完了している水系又は当該年度中に締結される見込みの水系で実施するもの ウ 地方公共団体が策定・締結する防災に係る計画・協定に位置付けられたもの又は当該年度中に位置付けられる見込みのもの	(9)農林水産	○	農村振興局整備部 農地資源課	03-6744-2208
			農業競争力強化基盤整備事業	—	都道府県、市町村、都道府県土地改良事業団体連合会、土地改良区、農業協同組合、農地所有適格法人等	定額	◎受益面積が10ha以上(中山間地域、事業主体が市町村の場合は5ha以上) ◎農地中間管理権等の期間が事業計画の公告日から15年以上あること ◎収益性を20%以上向上させること ◎次の全てに該当するもの 等 (1)「田んぼダム」の取組等を定めた計画の策定がされていること (2)受益面積の5割以上で「田んぼダム」の取組が実施又は実施見込みであること (3)次のいずれかの流域治水対策を実施する区域であること ア 流域治水プロジェクトが策定若しくは改定された水系又は事業実施年度中に策定若しくは改定される見込みの水系で実施するもの イ 治水協定の締結が完了している水系又は当該年度中に締結される見込みの水系で実施するもの ウ 地方公共団体が策定・締結する防災に係る計画・協定に位置付けられたもの又は当該年度中に位置付けられる見込みのもの	(9)農林水産	○	農村振興局整備部 農地資源課	03-6744-2208

(3) 災害対応力を強化したい

国土強靱化のためにやりたいこと	整備内容の例(施設・設備等)	支援内容						国土強靱化基本計画における関連する個別施策分野	「国土強靱化地域計画に基づき実施される取組に対し重点化等を実施する交付金・補助金」への該当	問い合わせ先	
		所管	交付金・補助金名称	交付対象事業名称	事業主体	交付率・補助率	主な要件等 ◎必ず満たす必要がある要件 ○事業内容や実施主体等により満たす必要がある要件			担当課	連絡先
農業集落内で防火施設を整備したい	防火施設(消火栓、防火水槽、防火林等)	農林水産省	中山間地域農業農村総合整備事業	—	地方公共団体(県、市町村)	55/100	◎次の全てに該当するもの (1)農産物の高付加価値化等を通じた地域の所得確保及び農地や水利施設等の生産基盤の保全・再編利用に取り組む地域 (2)農業生産基盤整備1工種以上かつ全体で2工種以上実施 (3)農業生産基盤整備受益面積の合計が10ha以上(生産・販売施設等を整備する場合は5ha以上) (4)5法指定地域又は指定棚田地域であって、林野率50%以上かつ農用地の傾斜が1/100以上の面積が全農用地の面積の50%以上を占める地域	(9)農林水産	○	農村振興局整備部地域整備課	03-6744-2200
			農山漁村地域整備交付金	農村集落基盤再編・整備事業	県、市町村等	1/2 等	◎農山漁村地域整備計画の策定 ◎沖縄県において実施されるものでないこと ◎農業振興地域(これと一体的に整備する区域を含む。)を対象としていること等	(9)農林水産	○	農村振興局整備部地域整備課	03-6744-2200
農業集落内で防災情報伝達施設を整備したい	防災行政無線等	農林水産省	中山間地域農業農村総合整備事業	—	地方公共団体(県、市町村)	55/100 等	◎次の全てに該当するもの (1)農産物の高付加価値化等を通じた地域の所得確保及び農地や水利施設等の生産基盤の保全・再編利用に取り組む地域 (2)農業生産基盤整備1工種以上かつ全体で2工種以上実施 (3)農業生産基盤整備受益面積の合計が10ha以上(生産・販売施設等を整備する場合は5ha以上) (4)5法指定地域又は指定棚田地域であって、林野率50%以上かつ農用地の傾斜が1/100以上の面積が全農用地の面積の50%以上を占める地域 ◎土地改良施設等の遠隔監視システム整備に附帯するもの	(9)農林水産	○	農村振興局整備部地域整備課	03-6744-2200
			農山漁村地域整備交付金	農村集落基盤再編・整備事業	県、市町村等	1/2 等	◎農山漁村地域整備計画の策定 ◎沖縄県において実施されるものでないこと ◎農業振興地域(これと一体的に整備する区域を含む。)を対象としていること ◎土地改良施設等の遠隔監視システム整備に附帯するもの等	(9)農林水産	○	農村振興局整備部地域整備課	03-6744-2200
農山漁村コミュニティを活性化したい	地域の防災拠点の整備、付帯施設の防災機能の強化等	農林水産省	農山漁村振興交付金	農山漁村振興交付金	民間団体、地域協議会、都道府県、市町村等	定額、1/2 等	○農山漁村振興推進計画の作成	(9)農林水産	○	農村振興局農村政策部農村計画課	03-6744-2493
農業、農村等の有する多面的機能を適切に発揮するため、地域における共同活動を継続的に実施したい	農地、水路、農道等	農林水産省	中山間地域等直接支払交付金	—	農業者等	定額	◎地域振興立法等で指定された条件不利地域において、農振農用地区内かつ地域計画区域内に存し、傾斜等の基準を満たす農用地 ◎集落等を単位とする協定を締結し、5年間農業生産活動等を継続する農業者等	(9)農林水産	—	地域振興課	03-3501-8359
森林の国土保全機能の維持・発揮に向けて森林病虫害等による被害を抑制したい	森林病虫害等の被害防除	農林水産省	森林病虫害等防除事業費補助金	森林病虫害等被害対策事業	都道府県市町村等	1/2 等	◎都道府県知事による事業計画の作成及び周知徹底 ○松くい虫被害対策以外については、一定の事業規模	(9)農林水産	—	林野庁研究指導課森林保護対策室	03-3502-1063
森林の国土保全機能の維持・発揮に向けて、間伐や再造林等の森林整備を実施したい	造林、間伐等	農林水産省	森林整備事業	森林環境保全直接支援事業 等	都道府県、市町村、森林組合、森林所有者等	3/10	◎1施行地の面積が0.1ha 以上であること。 ○山地災害危険地区等のうち特に優先度の高い地域で実施するもの又は流域治水の取組と連携して行うもの。	(9)農林水産	—	林野庁森林整備部整備課	03-6744-2303
洪水ハザードマップを作成したい	ハザードマップ等	国土交通省	防災・安全交付金	水害リスク情報整備推進事業	地方公共団体	1/3 等	◎周辺に住宅、要配慮者利用施設等の防護対象がある全ての1級、2級河川のうち河川事業を実施していない河川で、洪水ハザードマップを作成。(交付期間は、令和8年度まで) ◎都道府県が市町村に対し、事業費の1/3以上を補助する場合に限る。	(10)国土保全	○	河川環境課水防企画室	03-5253-8460
河川情報を提供するための情報基盤を整備したい	衛星通信設備	国土交通省	防災・安全交付金	総合流域防災事業(情報基盤整備事業)	地方公共団体	1/2 等	◎指定区間内の一級河川及び二級河川 ◎河川等の情報収集・提供等を行うシステムで、総事業費3億以上 ◎都道府県全体の河川等情報基盤総合整備全体計画を策定	(10)国土保全	○	水管理・国土保全局 治水課	03-5253-8455

(3) 災害対応力を強化したい

国土強靱化のためにやりたいこと	整備内容の例(施設・設備等)	支援内容					国土強靱化基本計画における関連する個別施策分野	「国土強靱化地域計画に基づき実施される取組に対し重点化等を実施する交付金・補助金」への該当	問い合わせ先		
		所管	交付金・補助金名称	交付対象事業名称	事業主体	交付率・補助率			主な要件等 ◎必ず満たす必要がある要件 ○事業内容や実施主体等により満たす必要がある要件	担当課	連絡先
内水浸水想定区域図を作成したい	ハザードマップ等	国土交通省	防災・安全交付金	内水浸水リスクマネジメント推進事業(内水浸水想定区域図の作成)	地方公共団体	1/2	◎浸水シミュレーション(簡易手法を含む。)等による内水浸水想定区域図の作成であること	(10)国土保全	○	下水道事業課	03-5253-8430
内水ハザードマップの作成や、計測機器の設置などの避難行動に資する情報・基盤整備をしたい	ハザードマップ等	国土交通省	防災・安全交付金	内水浸水リスクマネジメント推進事業(避難行動等に資する情報・基盤整備)	地方公共団体	1/2	◎次のいずれかに該当する事業が対象 ・住民等に避難行動等に資する情報を提供するための資料(内水ハザードマップ等)の作成 ・内水浸水のおそれがある区域内の住民等に対し、避難に資する情報(下水道施設の水位や降雨等のデータ)を提供するために必要な計測機器の設置及び情報伝達・配信システム等の整備	(10)国土保全	○	下水道事業課	03-5253-8430
雨水総合管理計画を策定したい	ハザードマップ等	国土交通省	防災・安全交付金	内水浸水リスクマネジメント推進事業(雨水総合管理計画の策定)	地方公共団体	1/2	◎地区ごとの浸水リスクを評価し、都市機能の集積状況等に応じてメリハリのある整備目標をきめ細やかに設定した上で、下水道による浸水対策を実施すべき区域や目標とする整備水準、当面・中期・長期の施設整備の方針等の基本的な事項を定める計画の策定が対象	(10)国土保全	○	下水道事業課	03-5253-8430
ハザードマップを作成したい	ハザードマップ	農林水産省 国土交通省	農山漁村地域整備交付金 防災・安全交付金	津波・高潮危機管理対策緊急事業	海岸管理者	1/2	◎以下のいずれかと併せて実施する場合に限り、交付対象事業とする。なお、以下の事業は、津波・危機管理対策緊急事業の交付対象事業の要件(大規模な地震による津波災害が甚大であり緊急的な対策を要する海岸又は期望平均満潮位以下の防護区域を有し高潮災害が甚大であり緊急的な対策を要する海岸において、総事業費が5千万円以上(都道府県)、2千5百万円以上(市町村)等)を満たすものとする(津波防災地域づくりに関する法律等に基づく区域指定に資する調査を除く)。 ・水門等の自動化・遠隔操作化及び改修等 ・堤防、護岸等海岸保全施設の破堤防止、局所的な堤防等未整備箇所における堤防等の整備、排水工の整備 ・津波・高潮に関する観測施設、情報提供施設等情報基盤の整備 ・津波防災ステーションの整備 ・避難対策としての管理用通路の整備 ・避難用通路の設置(堤防スロープ等) ・漂流物防止施設の整備	(10)国土保全	○	【津波ハザードマップに関すること】 水防企画室 【上記以外】 (農林水産省) 農村振興局 整備部防災課 水産庁 漁港漁場整備部防災漁村課 (国土交通省) 水管理・国土保全局 海岸室 港湾局 海岸・防災課	【農林水産省】 (整備部防災課) 03-6744-2199 (水産庁 漁港漁場整備部防災漁村課) 03-3502-5304 【国土交通省】 (水防企画室) 03-5253-8460 (海岸室) 03-5253-8471 (港湾局) 03-5253-8688
津波防災地域づくりに関する法律等に基づく区域指定に資する調査をしたい	津波災害(特別警戒区域図や高潮浸水想定区域図等)	農林水産省 国土交通省	農山漁村地域整備交付金 防災・安全交付金	津波・高潮危機管理対策緊急事業	海岸管理者	1/2	特になし	(10)国土保全	○	(農林水産省) 農村振興局 整備部防災課 水産庁 漁港漁場整備部防災漁村課 (国土交通省) 水管理・国土保全局 海岸室 港湾局 海岸・防災課	【農林水産省】 (整備部防災課) 03-6744-2199 (水産庁 漁港漁場整備部防災漁村課) 03-3502-5304 【国土交通省】 (水防企画室) 03-5253-8460 (海岸室) 03-5253-8471 (港湾局) 03-5253-8688
気候変動に適応した港湾機能を検討したい	協働防護計画	国土交通省	港湾改修費補助	協働防護計画作成費補助金	港湾管理者	1/2	◎国際戦略港湾、国際拠点港湾又は重要港湾において、官民の港湾施設がそれぞれ1以上存在する区域を対象とする協働防護計画の作成に要する経費(港湾計画の変更に必要な気候変動の影響を踏まえた将来外力の推計に要する費用を除く)	(8)交通・物流	○	港湾局海岸・防災課	03-5253-8688
漂流・漂着物等による交通インフラへの支障等を防止するため漂流・漂着物等の回収・処理等をしたい	漂流・漂着物等の回収・処理	環境省	地域環境保全対策費補助金	海岸漂着物等地域対策推進事業	地方公共団体	7/10~9/10等	◎美しく豊かな自然を保護するための海岸における良好な景観及び環境並びに海洋環境の保全に係る海岸漂着物等の処理等の推進に関する法律第14条に基づく地域計画の作成	(11)環境	○	水・大気環境局海洋環境課	03-5521-9025

(3) 災害対応力を強化したい

国土強靱化のためにやりたいこと	整備内容の例(施設・設備等)	支援内容						国土強靱化基本計画における関連する個別施策分野	「国土強靱化地域計画に基づき実施される取組に対し重点化等を実施する交付金・補助金」への該当	問い合わせ先	
		所管	交付金・補助金名称	交付対象事業名称	事業主体	交付率・補助率	主要要件等 ◎必ず満たす必要がある要件 ○事業内容や実施主体等により満たす必要がある要件			担当課	連絡先
災害時のラストマイルにおける円滑な支援物資輸送体制を構築・強化したい	自治体、物流事業者等の連携訓練	国土交通省	物流拠点機能強化支援事業補助金	災害時の支援物資輸送体制構築促進事業	地方公共団体(都道府県及び市区町村)と物流事業者等で構成する協議会等	1/2以内 上限500万円	◎地方公共団体と物流事業者等で構成する協議会等が連携しながら実施する災害時の支援物資輸送訓練であること	(8)交通・物流	○	物流・自動車局物流政策課	03-5253-8801
物流施設に非常用電源を導入したい	営業倉庫、トラックターミナル、物流不動産等	国土交通省	物流拠点機能強化支援事業補助金	非常用電源設備の導入補助事業	地方公共団体や物流事業者等によって構成された協議会	1/2以内 上限1500万円	◎地方公共団体や物流事業者等によって構成された協議会であること ◎当該地方公共団体(都道府県又は市区町村)が交付額の1/2以上を負担する旨合意していること	(8)交通・物流	○	物流・自動車局貨物流通事業課貨物流通経営戦略室	03-5253-8297
災害時を見据えた効率的な物流強化を図りたい	災害時物流訓練等	国土交通省	半島振興広域連携促進事業	半島振興広域連携促進事業費補助金	道府県、市町村、民間団体	1/2 等	◎半島振興広域連携促進事業計画を作成する道府県内の半島地域の区域内で実施するもの ◎複数の取組主体が連携して実施する事業であること。 ◎広域的に実施される(当該半島地域内の複数の市町村の区域内で実施されることをいう。)事業であること。 ◎半島地域の発展、活性化に寄与するものであること。 ◎事業の実施に当たっては、地域住民の十分な協力が得られるものであること。	(8)交通・物流	○	国土政策局半島振興室	03-5253-8111
警察施設の庁舎等を強靱化したい	警察庁舎	警察庁	都道府県警察施設整備費補助金(一般施設整備費補助金)	庁舎等整備事業	都道府県	5/10	◎都道府県警察施設整備事業のうち、次に掲げるもの。 ・警察本部庁舎 ・警察署庁舎 ・交番庁舎(沖縄県が実施するものに限る。) ・駐在所庁舎(沖縄県が実施するものに限る。)	(1)行政機能/警察・消防等/防災教育等	○	長官官房会計課	03-3581-0141
防災に関する計画の策定・見直し、災害リスク評価等の取組を実施したい。	自然災害に係る防災に関する対策計画	内閣府	防災力強化総合交付金	防災力強化支援事業	地方公共団体	1/2	◎地方自治体が行う自然災害に係る防災に関する対策計画の策定・見直しについて、自治体が抱えている地域防災上の課題を踏まえ、従来の防災・減災の取組の改善や実効性の向上に資する先進的かつ他自治体の参考となる優良な取組(災害リスク評価など)を補助	(10)国土保全	○	政策統括官(防災担当)付参事官(調査・企画担当)付	03-5797-7846
事前復興まちづくり計画を作成したい	事前復興まちづくり計画	国土交通省	防災・安全交付金	都市防災総合推進事業	地方公共団体	1/3	◎次のいずれかに該当する地区 ・大規模地震発生の可能性の高い市街地 ・住生活基本計画に基づく地震時に著しく危険な密集市街地を含む市町村 ・DID地区内 ・災害の危険性が高い区域を含む市街地	(12)土地利用(国土利用)	○	都市局都市安全課	03-5253-8400

(4) 交通ネットワークを強靱化したい

国土強靱化のためにやりたいこと	整備内容の例(施設・設備等)	支援内容					国土強靱化基本計画における関連する個別施策分野	「国土強靱化地域計画に基づき実施される取組に対し重点化等を実施する交付金・補助金」への該当	問い合わせ先		
		所管	交付金・補助金名称	交付対象事業名称	事業主体	交付率・補助率			主な要件等 ◎必ず満たす必要がある要件 ○事業内容や実施主体等により満たす必要がある要件	担当課	連絡先
地方創生にも資する交通ネットワークの強靱化を図りたい	道路、農道、林道、港湾等	内閣府	地域未来交付金	地域未来推進型	地方公共団体等	1/2等	◎「地域再生計画」の認定及び「地域未来推進型実施計画」の作成 ◎インフラ整備事業は必ずソフト事業・拠点整備事業と組み合わせて実施し、地域未来交付金制度要綱及び要綱に定められた要件を満たすこと	(2)住宅・都市 (8)交通・物流 (9)農林水産	○	地方創生推進事務局	03-5510-2475
災害に強い多重型道路ネットワークを形成したい	道路	国土交通省	防災・安全交付金	道路事業	地方公共団体(土地区画整理事業・市街地再開発事業等の施行者への間接補助も可能)	5/10等	◎一般国道、都道府県道又は市町村道の新設、改築若しくは修繕等に関する事業等	(8)交通・物流	○	道路局環境安全・防災課	03-5253-8495
			地域連携道路事業費補助	—	地方公共団体	5.5/10等	◎広域ネットワークを形成する等の性質に鑑みた高規格道路の整備等	(8)交通・物流	○	道路局環境安全・防災課	03-5253-8495
			道路交通円滑化事業費補助	—	地方公共団体	5.5/10等	◎道路交通の円滑化を図るために必要となる環状道路・バイパスの整備等	(8)交通・物流	○	道路局環境安全・防災課	03-5253-8495
緊急輸送道路の法面・盛土対策に取り組みたい	道路法面・盛土	国土交通省	防災・安全交付金	道路事業	地方公共団体	5/10等	◎一般国道、都道府県道又は市町村道の新設、改築若しくは修繕等に関する事業等	(8)交通・物流	○	道路局環境安全・防災課	03-5253-8495
			道路更新防災等対策事業費補助	道路更新防災等対策事業	地方公共団体	5.5/10等	◎令和6年能登半島地震を踏まえた盛土のり面点検に基づく防災対策事業であること ・緊急輸送道路 ・盛土のり尻から測った盛土高が、おおむね10m以上の盛土 ・地山傾斜地等水野集まりやすい地形条件に造成された盛土	(8)交通・物流	○	道路局環境安全・防災課	03-5253-8495
緊急輸送道路沿いの老朽建築物を更新したい	緊急輸送道路沿道建築物の耐震化	国土交通省	住宅・建築物防災力緊急促進事業	建築物耐震対策緊急促進事業	地方公共団体 民間事業者	耐震改修等に要する費用の1/3以内の額 耐震改修等に要する費用の1/3又は地方公共団体が補助する額の1/2のいずれか低い額	◎「耐震改修」、「除却」については、以下の要件を満たすこと ・耐震診断の結果、倒壊の危険性があると判断されたもの ・耐震改修、建替えの結果、地震に対して安全な構造となること(除却する場合を除く) ◎「建替え」については、以下の要件を満たすこと ・建替えの結果、地震に対して安全な構造となること ・建替え後の住宅は、原則として土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成12年法律第57号)第9条第1項に規定する土砂災害特別警戒区域又は災害危険区域(急傾斜地崩壊危険区域又は地すべり防止区域と重複する区域)外に存すること ・地方公共団体又は都市再生機構による建替え後の住宅及び建築物は、原則として住宅部分においてはZEH水準、非住宅部分においてはZEB水準に適合すること ◎次のいずれかに該当する建築物等であること ・通行障害既存耐震不適格建築物 ・そのいずれかの部分の高さが、当該部分から前面の緊急輸送道路、避難路又は避難地の境界線までの水平距離に、前面の緊急輸送道路、避難路又は避難地の幅員の1/2に相当する距離を加えたものを超える住宅 ◎緊急輸送道路が、県庁所在地、地方中心都市及び重要港湾、空港等を連絡する道路又は市町村役場、主要な防災拠点を連絡する道路であること ◎構造が耐震上著しく危険であると認められ、又は劣化が進んでおり、そのまま放置すれば耐震上著しく危険となると認められる建築物等であること  詳しい要件については、交付要綱にてご確認願います。 <a href="https://www.mlit.go.jp/jutakukentiku/house/jutakukentiku_house_fr5_000078.html">https://www.mlit.go.jp/jutakukentiku/house/jutakukentiku_house_fr5_000078.html</a>	(2)住宅・都市	○	住宅局市街地建築課市街地住宅整備室	03-5253-8517
災害時に避難経路として活用できるよう、駅周辺の歩行空間を整備したい	駅前広場やデッキ等の駅前空間	国土交通省	防災・安全交付金	市街地整備事業(都市・地域交通戦略推進事業)	地方公共団体(民間事業者等への間接補助も可能) 地方公共団体からの補助金の交付を受けて事業を実施する民間事業者等	1/3等 市町村負担額の1/2かつ事業に要する額の1/3等	◎次のいずれかに該当する地域 ・立地適正化計画における拠点 ・バリアフリー法の重点整備地区 ・歴まち法の重点区域 ・踏切道改良計画に定められた区域 ・総合交通戦略を策定している区域 ◎全体事業費が1億円以上	(2)住宅・都市	○	都市局街路交通施設課	03-5253-8417

(4) 交通ネットワークを強靱化したい

国土強靱化のためにやりたいこと	整備内容の例(施設・設備等)	支援内容					国土強靱化基本計画における関連する個別施策分野	「国土強靱化地域計画に基づき実施される取組に対し重点化等を実施する交付金・補助金」への該当	問い合わせ先		
		所管	交付金・補助金名称	交付対象事業名称	事業主体	交付率・補助率			主な要件等 ◎必ず満たす必要がある要件 ○事業内容や実施主体等により満たす必要がある要件	担当課	連絡先
災害時における避難路や緊急交通路を確保するため、信号機等の交通安全施設等を整備したい	信号機、交通安全施設等	警察庁	都道府県警察施設整備費補助金(交通安全施設等整備費補助金)	交通安全施設等整備事業	都道府県	5/10	◎特に交通の安全を確保する必要がある道路として国が指定した道路上において、社会資本整備重点計画に即して実施される信号機、道路標識等の整備事業	(1)行政機能／警察・消防等／防災教育等	○	交通局交通規制課	03-3581-0141
無電柱化に取り組みたい	道路	国土交通省	防災・安全交付金	道路事業	地方公共団体	5.5/10等	◎一般国道、都道府県道又は市町村道の新設、改築若しくは修繕等に関する事業等	(8)交通・物流	○	道路局環境安全・防災課	03-5253-8495
			無電柱化推進事業費補助	無電柱化推進計画事業	地方公共団体	5/10等	◎「無電柱化推進計画」に定めた目標の確実な達成に資する事業であって、「都道府県無電柱化推進計画等」(地方版無電柱化推進計画)に位置づけられている事業。ただし、道路の新設、バイパス整備及び道路拡幅のうち車線数の増加を伴う事業と同時に無電柱化推進計画事業(土地区画整理事業、市街地再開発事業等を施行する者に対しその経費の一部に対して負担金の負担又は補助金の交付を行う事業は除く。)は除く。 ◎低コスト手法の活用や新技術・新工法の導入等の検討により、低コスト化に取り組む事業	(8)交通・物流	○	道路局環境安全・防災課	03-5253-8495
農道の整備をしたい	農道	農林水産省	農山漁村地域整備交付金	農地整備事業(通作条件整備)	都道府県市町村	1/2等	◎農山漁村地域整備計画の策定 ○通作条件整備計画を策定しており、受益面積が50ha以上かつ車道幅員がおおむね4.5m以上であって、総事業費50百万円以上等 ○個別施設計画を策定しており、受益面積の合計が50ha以上であって、総事業費の合計が30百万円以上等	(9)農林水産	○	農村振興局整備部地域整備課	03-6744-2200
			農村整備事業	農道・集落道整備事業	都道府県市町村土地改良区等	1/2等	◎農村インフラ整備計画の策定 ○個別施設計画が策定されており、受益面積が50ha以上かつ車道幅員おおむね4m以上であって、総事業費がおおむね30百万円以上 ○地域防災計画に指定されている道路、当該道路に接続するなど避難、救護活動等への影響が大きいもの、主要道路・鉄道の跨線橋、跨道橋など人命、財産等への影響が大きいもの、又は再編・集約を行うものであって、総事業費が8百万円以上 ○農村インフラ整備計画で定めた農業生産性の向上等に関する目標の達成が確実と見込まれ、総事業費が30百万円以上	(9)農林水産	—	農村振興局整備部地域整備課	03-6744-2200
			中山間地域農業農村総合整備事業	—	地方公共団体(県、市町村)	55/100等	◎次の全てに該当するもの (1)農産物の高付加価値化等を通じた地域の所得確保及び農地や水利施設等の生産基盤の保全・再編利用に取り組む地域 (2)農業生産基盤整備1工種以上かつ全体で2工種以上実施 (3)農業生産基盤整備受益面積の合計が10ha以上(生産・販売施設等を整備する場合は5ha以上) (4)5法指定地域又は指定棚田地域であって、林野率50%以上かつ農用地の傾斜が1/100以上の面積が全農用地の面積の50%以上を占める地域	(9)農林水産	○	農村振興局整備部地域整備課	03-6744-2200
林道の開設・改良や林道橋等の老朽化対策をしたい	林道、林道橋等	農林水産省	森林整備事業	林道整備事業	都道府県市町村	45/100 50/100 30/100等	◎林道規程に定める自動車道であること。 ◎地域森林計画に記載された林道であること。 ○当該路線の利用対象となる地域内の森林面積が50ha以上であり、かつ、全体計画延長がおおむね1km以上であること。 ○事業着手時から供用開始までの間に、地方公共団体により、地域防災計画等の警戒避難体制の整備に関する計画において代替路として位置付けられる林道であること。	(9)農林水産	○	林野庁森林整備部整備課	03-6744-2303
			農山漁村地域整備交付金	森林整備事業のうち育成林整備事業等	都道府県市町村	45/100 50/100 30/100等	◎農山漁村地域整備計画の策定 ◎沖縄県において実施されるものでないこと ◎林道規程に定める自動車道であること。 ◎地域森林計画に記載された林道であること。 ○当該路線の利用対象となる地域内の森林面積が50ha以上であり、かつ、全体計画延長がおおむね1km以上であること。	(9)農林水産	○	林野庁森林整備部整備課	03-6744-2303

(4) 交通ネットワークを強靱化したい

国土強靱化のためにやりたいこと	整備内容の例(施設・設備等)	支援内容					国土強靱化基本計画における関連する個別施策分野	「国土強靱化地域計画に基づき実施される取組に対し重点化等を実施する交付金・補助金」への該当	問い合わせ先		
		所管	交付金・補助金名称	交付対象事業名称	事業主体	交付率・補助率			主要要件等 ◎必ず満たす必要がある要件 ○事業内容や実施主体等により満たす必要がある要件	担当課	連絡先
鉄道設備を強靱化したい	鉄道	国土交通省	鉄道施設総合安全対策事業費補助	老朽化対策事業、耐震対策事業、浸水対策事業、鉄道軌道安全輸送設備等整備事業(豪雨対策分)、豪雨対策事業	鉄軌道事業者	1/3 等	<p>【老朽化対策事業】 ○橋りょう等の土木構造物(取替資産を除く。)であって、耐用年数を超えて使用している等、老朽化が認められる施設の長寿命化に資する補強・改良を行う事業</p> <p>【耐震対策事業】 ○橋りょうのうち、地方自治体が指定する緊急輸送道路及び津波避難路と交差又は並走する箇所において、緊急輸送道路等の機能維持のために耐震補強を行う事業 ※他の要件は省略</p> <p>【浸水対策事業】 ○浸水想定区域に位置する駅出入口、電気設備等について、止水板等の整備又は移設により浸水対策を行う事業</p> <p>【豪雨対策事業】 ○路線に隣接する斜面において、豪雨による崩壊を防ぐために、法面防護工等により豪雨対策を行う事業</p> <p>※鉄道事業者又は軌道経営者(各事業ごとに対象事業者は異なる)</p>	(8)交通・物流	○	鉄道局施設課 鉄道局鉄道事業課 地方鉄道再構築推進室	03-5253-8111(内線:40864) 03-5253-8111(内線:40533)
							都市鉄道整備事業費補助	耐震対策事業、浸水対策事業	地方公共団体	35/100	◎東京地下鉄株式会社、広島高速交通株式会社、地下高速鉄道事業を営む地方公共団体並びに地下高速鉄道事業を営む事業者であって、地方公共団体から出資総額の2分の1以上の出資を受けている者が実施する事業

(5)生活空間を強靱化したい

国土強靱化のためにやりたいこと	整備内容の例(施設・設備等)	支援内容					国土強靱化基本計画における関連する個別施策分野	「国土強靱化地域計画に基づき実施される取組に対し重点化等を実施する交付金・補助金」への該当	問い合わせ先		
		所管	交付金・補助金名称	交付対象事業名称	事業主体	交付率・補助率			主な要件等 ◎必ず満たす必要がある要件 ○事業内容や実施主体等により満たす必要がある要件	担当課	連絡先
地方創生にも資する公共施設等の耐震化を図りたい等	公共施設	内閣府	地域未来交付金	地域未来推進型	地方公共団体等	1/2等	◎「地域再生計画」の認定及び「地域未来推進型実施計画」の作成 ◎インフラ整備事業は必ずソフト事業・拠点整備事業と組み合わせて実施し、地域未来交付金制度要綱及び要綱に定められた要件を満たすこと	(2)住宅・都市 (9)農林水産 (11)環境	○	地方創生推進事務局	03-5510-2475
狭あい道路の解消(拡幅等整備)を促進したい	狭あい道路	国土交通省	社会資本整備総合交付金、防災・安全交付金	住環境整備事業(狭あい道路整備等促進事業)	地方公共団体(民間団体等への間接補助も可能)	1/2	※以下は「狭あい道路整備等促進事業」のうち「狭あい道路拡幅等整備事業」に係る主な要件 ◎地方公共団体が定める狭あい道路拡幅等整備促進計画に基づき行われる事業であること ◎整備の対象の道路が建築基準法第42条第2項若しくは第3項の規定による指定を受けた道路、同法に基づく指定を受けていない通路又は同法に基づく道路で種別若しくは位置が明確でないものであること	(2)住宅・都市	○	住宅局市街地建築課	03-5253-8515
					地方公共団体からの補助金の交付を受けて事業を実施する民間団体等	補助対象事業費の1/3又は地方公共団体負担額の1/2のいずれか低い額	◎指定道路図及び指定道路調書をすでに作成・公表していること。 ◎地域の実情に応じて重点路線(重点的に拡幅等整備を行う路線)を指定し、整備方針を策定したうえで、これらを公表すること。				
密集住宅地を解消したい	土地区画整理事業	国土交通省	防災・安全交付金	都市再生区画整理事業	都道府県市町村土地区画整理組合等	1/3又は1/2	【一般地区(国費率:1/3)】 ◎施行面積 × 指定容積率 / 100 ≥ 2.0ha ◎直前の国勢調査に基づくDIDに係る地区(重点地区はDID内) ◎市町村マスタープランなどの法に基づく計画等に位置づけ ◎施行前の公共用地率が15%未満(幹線道路等を除く) 【重点地区(国費率:1/2)】 ○一般地区の要件に加えて老朽住宅棟数等の一定の要件を満たす密集市街地の解消に資する事業等	(2)住宅・都市	○	都市局市街地整備課	03-5253-8413
密集市街地内の老朽建築物の建て替えを促進したい	密集市街地に係る建替等	国土交通省	社会資本整備総合交付金	住宅市街地総合整備事業(密集住宅市街地整備型)	地方公共団体、地方住宅供給公社、都市再生機構、民間事業者等	1/2・1/3等 ※上限あり	※以下は、「住宅市街地総合整備事業(密集住宅市街地整備型)」に係る主な要件 ◎必要事項を記載した住宅市街地整備計画に基づき行われる事業であること ◎整備地区や重点整備地区の要件に該当すること 詳しい要件については、各公金等の交付要綱にてご確認願います <a href="https://www.mlit.go.jp/jutakukentiku/house/jutakukentiku_house_tk5_000043.html">https://www.mlit.go.jp/jutakukentiku/house/jutakukentiku_house_tk5_000043.html</a>	(2)住宅・都市	○	住宅局市街地建築課市街地住宅整備室	03-5253-8517
					地方公共団体、地方住宅供給公社、都市再生機構、民間事業者等	1/2・1/3等 ※上限あり	※以下は、「住宅市街地総合整備事業(密集住宅市街地整備型)」に係る主な要件 ◎必要事項を記載した住宅市街地整備計画に基づき行われる事業であること ◎整備地区や重点整備地区の要件に該当すること 詳しい要件については、各公金等の交付要綱にてご確認願います。 <a href="https://www.mlit.go.jp/jutakukentiku/house/jutakukentiku_house_tk5_000043.html">https://www.mlit.go.jp/jutakukentiku/house/jutakukentiku_house_tk5_000043.html</a>				
					地方公共団体、地方住宅供給公社、都市再生機構、民間事業者等	1/2・1/3等 ※上限あり	※以下は、「密集市街地総合防災事業」に係る主な要件 ◎密集市街地総合防災協議会を設置し、密集市街地総合防災計画に基づき実施すること ◎整備地区や重点整備地区の要件に該当すること 詳しい要件については、交付要綱にてご確認願います <a href="https://www.mlit.go.jp/jutakukentiku/house/jutakukentiku_house_tk5_000043.html">https://www.mlit.go.jp/jutakukentiku/house/jutakukentiku_house_tk5_000043.html</a>				

(5)生活空間を強靱化したい

国土強靱化のためにやりたいこと	整備内容の例(施設・設備等)	支援内容					国土強靱化基本計画における関連する個別施策分野	「国土強靱化地域計画に基づき実施される取組に対し重点化等を実施する交付金・補助金」への該当	問い合わせ先		
		所管	交付金・補助金名称	交付対象事業名称	事業主体	交付率・補助率			主な要件等 ◎必ず満たす必要がある要件 ○事業内容や実施主体等により満たす必要がある要件	担当課	連絡先
災害に強い市街地を作りたい	土地区画整理事業	国土交通省	防災・安全交付金	都市再生区画整理事業	都道府県市町村土地区画整理組合等	1/3又は1/2	【一般地区(国費率:1/3)】 ◎施行面積 × 指定容積率/100 ≥ 2.0ha ◎直前の国勢調査に基づくDID又は準DIDに過半が該当する地区(重点地区はDID又は準DID内) ◎居住誘導区域(「立地適正化計画によりまちづくりを進めるべき都市ではない都市」の区域を含む。)に過半が該当する地区 ◎市町村マスタープランなどの法に基づく計画等に位置づけ ◎施行前の公共用地率が15%未満(幹線道路等を除く) 【重点地区(国費率:1/2)】 ○一般地区の要件に加えて老朽住宅棟数等の一定の要件を満たす密集市街地の解消に資する事業等	(2)住宅・都市	○	都市局市街地整備課	03-5253-8413
	市街地再開発事業等			市街地再開発事業等	個人、組合、再開発会社、地方公共団体、都市再生機構等	1/3等	※以下は、「市街地再開発事業」に係る主な要件 ◎以下の地区要件のいずれかを満たすこと、 ・2号・2項地区の区域内又は都市計画区域マスタープランにおいて都市の拠点として位置づけられたエリアであり、かつ 都市機能誘導区域、特定都市再生緊急整備地域又は防災再開発促進地区 ・被災市街地復興促進地域 ○地区面積0.5ha以上、耐火建築物が概ね1/3以下 等	(2)住宅・都市	○	都市局市街地整備課 住宅局市街地建築課	03-5253-8408 03-5253-8413
	津波避難タワー、防災公園、避難地、避難路等			都市防災総合推進事業	地方公共団体	1/2等(用地費は1/3等)	○緊急に整備する必要のある施設又は著しい効果が期待できる施設であること ○指定緊急避難場所であること(指定することが確実である施設を含む) ○地区防災計画等に位置付けられていること ○避難人数等を勘案し、指定緊急避難場所に必要な最低限の機能として整備するものであること(既存の指定緊急避難場所の機能強化を図るために整備するものを含む) ○次のいずれかに該当する地区(当該地区からの避難のために地区外において整備する必要がある場合は、隣接する地区を含む) ・大規模地震発生の可能性の高い市街地 ・住生活基本計画に基づく地震時等に著しく危険な密集市街地を含む市町村・DID地区内 ・災害の危険性が高い区域を含む市街地	(2)住宅・都市	○	都市局都市安全課	03-5253-8400
					地方公共団体からの補助金の交付を受けて事業を実施する防災街区整備推進機構	地方公共団体補助額の1/2					
					地方公共団体からの補助金の交付を受けて事業を実施する団体等	市町村負担額の1/2等又は事業に要する額の1/3のいずれか低い額					
	防災公園、避難地、避難路等			都市構造再編集中支援事業費補助金	都市構造再編集中支援事業	地方公共団体、民間事業者等	1/2等	◎以下のいずれかに該当する地区 ・立地適正化計画の都市機能誘導区域 ・立地適正化計画の居住誘導区域 ・立地適正化計画に位置付けられた地域生活拠点 等	(2)住宅・都市	○	都市局市街地整備課
集団移転	防災集団移転促進事業費補助金	防災集団移転促進事業	地方公共団体	3/4等	◎自然災害が発生した地域又は災害のおそれのある区域 <sup>(※1)</sup> ◎5戸以上 <sup>(※2)</sup> かつ移転しようとする住居の数の半数以上の戸数が集団移転  ※1 災害危険区域、浸水被害防止区域、地すべり防止区域、土砂災害特別警戒区域、急傾斜地崩壊危険区域 ※2 以下の区域以外からの移転については10戸以上 浸水想定区域、地すべり防止区域、急傾斜地崩壊危険区域、火山災害警戒地域、土砂災害警戒区域、浸水被害防止区域、津波災害警戒区域	(2)住宅・都市	—	都市局都市安全課	03-5253-8400		
地下街の耐震対策に取り組みたい	地下街の耐震対策	国土交通省	地下街防災推進事業費補助	地下街防災推進事業	地下街管理会社又は協議会	1/3 ※上限あり	◎以下のいずれかに該当する事業 1 地下街等防災推進計画の策定 一 安全点検・調査 二 避難検討 三 計画作成 2 地下街防災推進事業 一 通路等公共的空間の防災性向上に資する施設の整備及びその整備と併せて実施する漏水対策(地下街管理会社又は協議会が所有又は管理する施設に限る) 二 避難施設、防災施設の整備 三 避難啓発活動	(2)住宅・都市	○	都市局街路交通施設課	03-5253-8415

(5)生活空間を強靱化したい

国土強靱化のためにやりたいこと	整備内容の例(施設・設備等)	支援内容					国土強靱化基本計画における関連する個別施策分野	「国土強靱化地域計画に基づき実施される取組に対し重点化等を実施する交付金・補助金」への該当	問い合わせ先		
		所管	交付金・補助金名称	交付対象事業名称	事業主体	交付率・補助率			主要要件等 ◎必ず満たす必要がある要件 ○事業内容や実施主体等により満たす必要がある要件	担当課	連絡先
感震ブレイカーの普及を推進したい	感震ブレイカー	総務省(消防庁)	密集市街地火災対策支援補助金	密集市街地火災対策支援補助金	都道府県市区町村	1/2 ※上限3万円/戸	◎危険密集市街地を有する地方公共団体が実施するものであること。 ※危険密集市街地とは、住生活基本計画(全国計画)(令和3年3月19日閣議決定)に位置付けられた「地震時等に著しく危険な密集市街地」のうち、令和5年度末時点の未解消地区をいう。 ◎危険密集市街地を対象とした事業であること。 ◎住民による感震ブレイカーの購入、取付に対して支援を行うものであること。 ◎感震ブレイカーの取付状況(取付完了及び使用開始)について、地方公共団体が報告を受ける事業であること。 ◎地方公共団体が定める感震ブレイカーの設置に係る計画等において、危険密集市街地について感震ブレイカーの設置率の目標値を定めていること。	(2)住宅・都市	○	予防課	03-5253-7523
		国土交通省	住宅市街地総合整備促進事業費補助	住宅市街地総合整備事業(密集住宅市街地整備型)	地方公共団体、地方住宅供給公社、都市再生機構、民間事業者等	1/2・1/3等 ※上限あり	※以下は、「住宅市街地総合整備事業(密集住宅市街地整備型)」に係る主要要件 ◎必要事項を記載した住宅市街地整備計画に基づき行われる事業であること ◎整備地区や重点整備地区の要件に該当すること 詳しい要件については、交付要綱にてご確認願います <a href="https://www.mlit.go.jp/jutakukentiku/house/jutakukentiku_house_tk5_000043.html">https://www.mlit.go.jp/jutakukentiku/house/jutakukentiku_house_tk5_000043.html</a>	(2)住宅・都市	○	住宅局市街地建築課市街地住宅整備室	03-5253-8517
公営住宅を耐震化したい／老朽化した公営住宅を建て替えたい	公営住宅	国土交通省	防災・安全交付金	地域住宅計画に基づく事業	地方公共団体地域住宅協議会	1/2等	◎地域住宅計画を作成し、社会資本整備総合計画に記載	(2)住宅・都市	○	住宅局住宅総合整備課	03-5253-8506
	公営住宅	国土交通省	住宅市街地総合整備促進事業費補助	地域居住機能再生推進事業	地方公共団体、地方住宅供給公社、都市再生機構、民間事業者等	1/2・1/3等 ※上限あり	◎入居開始から30年以上経過した公的賃貸住宅団地を含むこと ◎公的賃貸住宅の管理戸数の合計が併設施設等の内容に応じて一定以上であること ◎2者以上の事業主体による協議会を構成していること ◎原則として、次の取組みの全てについて実施の検討が行われるとともに、いずれか1つ以上の取組みを実施すること i)PPP/PFI手法の導入 ii)既存建築物を活用した公的賃貸住宅の供給 iii)団地間又は団地内での住棟の再編・集約化 ◎三大都市圏又は政令指定都市で実施する事業についてはPPP/PFI手法を導入すること等	(2)住宅・都市	○	住宅局住宅総合整備課	03-5253-8506

(5)生活空間を強靱化したい

国土強靱化のためにやりたいこと	整備内容の例(施設・設備等)	支援内容					国土強靱化基本計画における関連する個別施策分野	「国土強靱化地域計画に基づき実施される取組に対し重点化等を実施する交付金・補助金」への該当	問い合わせ先		
		所管	交付金・補助金名称	交付対象事業名称	事業主体	交付率・補助率			主な要件等 ◎必ず満たす必要がある要件 ○事業内容や実施主体等により満たす必要がある要件	担当課	連絡先
住宅・建築物の耐震化に取り組みたい	住宅	国土交通省	防災・安全交付金	地域住宅計画に基づく事業(住宅・建築物安全ストック形成事業)	地方公共団体 地域住宅協議会	1/2等	◎地域住宅計画を作成し、社会資本整備総合計画に記載	(2)住宅・都市	○	住宅局住宅総合整備課	03-5253-8506
			防災・安全交付金	住宅・建築物安全ストック形成事業(住宅・建築物耐震改修事業)	地方公共団体 民間事業者等	1/2・1/3等 事業に要する額の1/3等又は地方公共団体が補助する額の1/2のいずれか低い額	◎耐震診断及び耐震化のための計画の策定 ・耐震改修促進計画等に定められた取組方針に基づき行われること。 ◎耐震改修、建替え又は除却に関する事業 次に掲げる要件の全てに適合すること。 ・耐震診断の結果、倒壊の危険性があると判断されたものであること。 ・耐震改修又は建替えの結果、地震に対して安全な構造となること。(除却する場合を除く。) ◎建替えに関する事業 ・建替え後の住宅は、原則として「土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成12年法律第57号)第9条第1項に規定する土砂災害特別警戒区域」又は「建築基準法(昭和25年法律第201号)第39条第1項に規定する災害危険区域(急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律(昭和44年法律第57号)第3条第1項に規定する急傾斜地崩壊危険区域又は地すべり等防止法(昭和33年法律第30号)第3条第1項に規定する地すべり防止区域と重複する区域に限る。)」外に存すること。 ・原則として、都市再生特別措置法(平成14年法律第22号)第88条第1項に規定する住宅等を新築する行為であって、同条第5項の規定に基づく公表に係るものでないこと。 ・地方公共団体又は都市再生機構による建替え後の住宅及び建築物は、原則として住宅部分においてはZEH水準、非住宅部分においてはZEB水準に適合すること	(2)住宅・都市	○	住宅局市街地建築課市街地住宅整備室	03-5253-8517
			住宅市街地総合整備促進事業費補助	住宅・建築物防災力緊急促進事業(建築物耐震対策緊急促進事業)	地方公共団体 民間事業者等	1/2・1/3等 事業に要する額の1/3等又は地方公共団体が補助する額の1/2のいずれか低い額	◎主要構造部に木材を一定以上使用すること ◎一定規模以上であること ※建築基準法上、耐火構造又は準耐火構造が求められるものに限る ・共同住宅・事務所:階数4以上 ・非住宅(事務所除く):階数3以上 又は 延べ面積3,000㎡超 ◎不特定の者 又は 特定多数の者の利用に供する用途 ◎ZEH・ZEB水準に適合すること ◎木造建築物の普及啓発に関する取組がなされること ◎再造林 又は 再利用等に資する取組がなされること ◎大規模建築物(2,000㎡以上)の新築の場合、LCCO2評価を実施すること(評価結果は国に報告)	(2)住宅・都市	○	住宅局市街地建築課市街地住宅整備室	03-5253-8517
			住宅・建築物カーボンニュートラル総合推進事業(住宅対策)	住宅・建築物カーボンニュートラル総合推進事業(住宅対策)	地方公共団体、地方住宅供給公社、都市再生機構、民間事業者等	【調査設計費】 木造化に関する費用の1/2以内 【建設工事費】 木造化による増し費用の1/3以内 又は 建設工事費の7%以内	◎空き家対策総合実施計画の作成 ◎除却事業については、次のいずれかに該当すること ・特定空き家等の除却(行政代執行・略式代執行等に係る除却費用のうち回収不能なものを含む) ・不良住宅(※1)の除却 ・雪害、地震、風水害、土砂災害等の各種災害により被害が生じた若しくは見込まれる空き家の緊急的又は予防的な除却 ・上記以外の空き家で、跡地を地域活性化のために計画的に利用する除却(※2) ※1 市町村が所有する不良住宅の除却は補助対象外	(2)住宅・都市	○	住宅局住宅生産課木造住宅振興室	03-5253-8111
			住宅市街地総合整備事業費補助	空き家対策総合支援事業	地方公共団体 地方公共団体からの補助金の交付を受けて事業を実施する地方住宅供給公社、民間事業者等	1/2 市町村負担額の1/2かつ事業に要する額の1/3等		(2)住宅・都市	○	住宅局住宅総合整備課環境整備室	03-5253-8508

(5)生活空間を強靱化したい

国土強靱化のためにやりたいこと	整備内容の例(施設・設備等)	支援内容					国土強靱化基本計画における関連する個別施策分野	「国土強靱化地域計画に基づき実施される取組に対し重点化等を実施する交付金・補助金」への該当	問い合わせ先		
		所管	交付金・補助金名称	交付対象事業名称	事業主体	交付率・補助率			主な要件等 ◎必ず満たす必要がある要件 ○事業内容や実施主体等により満たす必要がある要件	担当課	連絡先
危険な空き家の除却を促進したい	空き家	国土交通省	住宅市街地総合整備事業費補助	空き家対策総合支援事業	地方公共団体 地方公共団体からの補助金の交付を受けて事業を実施する地方住宅供給公社、民間事業者等	2/5 ※地方公共団体が自ら除却を行うことがやむを得ない場合は1/2 市町村負担額の1/2かつ事業に要する額の1/3等	◎空き家対策総合実施計画の作成 ◎除却事業については、次のいずれかに該当すること ・特定空き家等の除却(行政代執行・略式代執行等に係る除却費用のうち回収不能なものを含む) ・不良住宅(※1)の除却 ・雪害、地震、風水害、土砂災害等の各種災害により被害が生じた若しくは見込まれる空き家の緊急的又は予防的な除却 ・上記以外の空き家で、跡地を地域活性化のために計画的に利用する除却(※2) ※1 市町村が所有する不良住宅の除却は補助対象外 ※2 市町村が所有する建物の除却のみの交付申請を行う場合は補助対象外	(2)住宅・都市	○	住宅局住宅総合整備課住環境整備室	03-5253-8508
災害の危険性がある区域に存在する住宅を移転したい	住宅	国土交通省	社会資本整備総合等	がけ近接等危険住宅移転事業	地方公共団体	1/2	(1)対象地区要件 ◎次のいずれかに該当する地区が対象 ・地方公共団体が条例で指定した災害危険区域(建築基準法第39条第1項) ・地方公共団体が条例で建築を制限している区域(建築基準法第40条) ・都道府県知事が指定した土砂災害特別警戒区域(土砂災害防止法第9条) ・土砂災害特別警戒区域への指定が見込まれる区域(土砂災害防止法第4条) ・都道府県知事が指定した浸水被害防止区域(特定都市河川浸水被害対策法第56条第1項) ・地区計画(浸水被害に関する建築制限を定めているものに限る)の区域(都市計画法第12条の4) ・過去3年間に災害救助法の適用を受けた地域(災害救助法第2条) (2)対象住宅要件 ◎次のいずれかに該当する住宅が対象 ・既存不適格住宅※ ※浸水被害防止区域にあつては、許可基準に適合しない既存住宅 ・建築後の大規模地震、台風等により安全上若しくは生活上の支障が生じ、地方公共団体が移転勧告、是正勧告、避難指示※等を行った住宅 ※ただし、避難指示については、当該指示が公示された日から6月を経過している住宅に限る	(2)住宅・都市	○	住宅局建築指導課 建築物事故調査・防災対策室	03-5253-8513
災害が発生した地域や災害のおそれのある区域の集落について、集団移転を行いたい	住宅	国土交通省	防災集団移転促進事業費補助金	防災集団移転促進事業	地方公共団体	3/4等	◎自然災害が発生した地域又は災害のおそれのある区域(※1) ◎5戸以上(※2)かつ移転しようとする住居の数の半数以上が集団移転 ※1 災害危険区域、浸水被害防止区域、地すべり防止区域、土砂災害特別警戒区域、急傾斜地崩壊危険区域 ※2 以下の区域以外からの移転については10戸以上 浸水想定区域、地すべり防止区域、急傾斜地崩壊危険区域、火山災害警戒地域、土砂災害警戒区域、浸水被害防止区域、津波災害警戒区域	(2)住宅・都市	—	都市局都市安全課	03-5253-8400
宅地の液状化による変動予測調査を行い、住民に情報提供を図りたい	宅地の液状化対策	国土交通省	防災・安全交付金	宅地耐震化推進事業(宅地の液状化による変動予測調査)	地方公共団体、宅地所有者等	1/3等	◎主に宅地の用に供され、大地震時に液状化現象が発生する可能性のある地域において行うものであること	(2)住宅・都市	○	都市局都市安全課	03-5253-8401
宅地の液状化対策工事を推進させたい	宅地の液状化対策	国土交通省	防災・安全交付金	宅地耐震化推進事業(宅地液状化防止事業)	地方公共団体、宅地所有者等	1/4等	◎以下の要件に該当すること ・宅地の液状化により、公共施設(道路、公園、下水道、河川、水路その他公共の用に供する施設をいう)に被害が発生するおそれのあるもの ・変動予測調査等により、液状化による顕著な被害の可能性が高いと判定された3,000㎡以上の一団の土地の区域であり、かつ、区域内の家屋が10戸以上であるもの ・公共施設と宅地との一体的な液状化対策が行われていると認められるもの	(2)住宅・都市	○	都市局都市安全課	03-5253-8401

(5)生活空間を強靱化したい

国土強靱化のためにやりたいこと	整備内容の例(施設・設備等)	支援内容					国土強靱化基本計画における関連する個別施策分野	「国土強靱化地域計画に基づき実施される取組に対し重点化等を実施する交付金・補助金」への該当	問い合わせ先		
		所管	交付金・補助金名称	交付対象事業名称	事業主体	交付率・補助率			主な要件等 ◎必ず満たす必要がある要件 ○事業内容や実施主体等により満たす必要がある要件	担当課	連絡先
大規模盛土造成地の変動予測調査を行い、住民に情報提供を図りたい	大規模盛土造成地の安全対策	国土交通省	防災・安全交付金	宅地耐震化推進事業(大規模盛土造成地の変動予測調査)	地方公共団体、宅地所有者等	1/3等	◎盛土規制法(旧宅造法)に基づく勧告又は造成宅地防災区域の指定を行うための調査であること	(2)住宅・都市	○	都市局都市安全課	03-5253-8401
大規模盛土造成地の対策工事を推進させたい	大規模盛土造成地の安全対策	国土交通省	防災・安全交付金	宅地耐震化推進事業(大規模盛土造成地滑動崩落防止事業)	地方公共団体、宅地所有者等	1/4等	◎以下の要件に該当する地区で行われること ・盛土規制法(旧宅造法)に基づく勧告又は造成宅地防災区域の指定がなされた区域であること ・地震時に滑動崩落するおそれの大きい大規模盛土造成地又は一団の団地であって、盛土面積3,000㎡以上かつ被害を受けるおそれのある家屋10戸以上、勾配20度以上かつ盛土高さ5m以上かつ被害を受けるおそれのある家屋5戸以上又は盛土高さ2m以上かつ家屋2戸以上(震度7の地震による激甚災害指定、擁壁被害1万件以上等が要件)のいずれかに該当すること ・滑動崩落により、道路、河川、鉄道、避難地又は避難路等に被害が発生するおそれのあるもの	(2)住宅・都市	○	都市局都市安全課	03-5253-8401
盛土による災害防止のための調査を実施したい	盛土等の安全性の把握・対策	国土交通省	防災・安全交付金	都市防災総合推進事業(盛土による災害防止のための調査)	地方公共団体	1/3等	◎盛土等に伴うがけ崩れ又は土砂の流出の恐れがある土地に関する地形、地質の状況等及び既存の危険な盛土の分布等に関する調査であること	(2)住宅・都市	—	都市局都市安全課	03-5253-8401
盛土等の安全性の把握や応急対策を行いたい	盛土等の安全性の把握・対策	国土交通省	防災・安全交付金	盛土緊急対策事業(盛土の安全性把握調査等)	地方公共団体	1/2	◎以下の要件に該当すること ・人家等に被害を及ぼすおそれのある盛土として把握してから3年以内に実施するもの ・応急対策工事又は対策工事等のために安全性を把握する必要があるもの。 ・盛土規制法に基づく勧告、命令等の行政指導が行われているもの	(2)住宅・都市	—	都市局都市安全課	03-5253-8401
盛土の撤去や崩落防止工事をしたい	盛土等の安全性の把握・対策	国土交通省	防災・安全交付金	盛土緊急対策事業(盛土の撤去事業、盛土の崩落対策事業)	地方公共団体	1/2等	◎総点検又は総点検を踏まえ実施した盛土の安全性把握調査により、人家、公共施設等に被害を及ぼすおそれがあるとされた盛土に対して実施する、以下の要件に該当する盛土の撤去事業及び盛土の崩落対策事業 ・総点検又は総点検を踏まえ実施した盛土の安全性把握調査により対応が必要と判断され、令和7年度までに着手するもの ・勧告、命令等の行政指導が行われているもの ・行為者等に対して求償を行うもの ◎総点検後に新たに被害を及ぼすおそれがある盛土に対して実施する、以下の要件に該当する盛土の撤去事業及び盛土の崩落対策事業 ・人家等に被害を及ぼすおそれのある盛土として把握してから4年以内に着手するもの ・盛土規制法(規制区域指定前においては、既存法令に基づくものを含む)に基づく行政代執行による対策工事等、緊急性の高いもの ・行為者等に対して求償を行うもの	(2)住宅・都市	—	都市局都市安全課	03-5253-8401

(5)生活空間を強靱化したい

国土強靱化のためにやりたいこと	整備内容の例(施設・設備等)	支援内容					国土強靱化基本計画における関連する個別施策分野	「国土強靱化地域計画に基づき実施される取組に対し重点化等を実施する交付金・補助金」への該当	問い合わせ先		
		所管	交付金・補助金名称	交付対象事業名称	事業主体	交付率・補助率			主要要件等 ◎必ず満たす必要がある要件 ○事業内容や実施主体等により満たす必要がある要件	担当課	連絡先
エレベーターの地震対策をしたい	エレベーター	国土交通省	社会資本整備総合交付金	住宅・建築物安全ストック形成事業(エレベーターの防災対策改修に関する事業)	地方公共団体	エレベーターの防災対策改修に要する費用(エレベーターの防災対策改修に係る工事費に23.0%を乗じて得た額とする)の1/2 ※上限あり	◎次のいずれかの区域に存する住宅・建築物に設けられているエレベーターの防災対策改修であること ・三大都市圏 ・人口5万人以上の市 ・耐震改修促進計画等においてエレベーターの防災対策改修を特に重点的・緊急的に実施する必要があるものとして地方公共団体が指定する区域 ◎次に掲げる要件に該当する住宅・建築物に設けられるエレベーターであること ・高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第2条第18号に規定する特定建築物 ・延べ面積が1000m <sup>2</sup> (幼稚園、保育所又は地方公共団体等と災害時の活用等に関する協定等を締結されている建築物にあっては500m <sup>2</sup> )以上の住宅・建築物 ◎エレベーターの防災対策改修の結果、改修の内容について、エレベーターが安全な構造となること ○リスタート運転機能又は自動診断・回復旧運転機能の追加を実施する場合にあっては、対象とするエレベーターに係る工事の完了時に、エレベーターの防災対策改修(リスタート運転機能の追加及び自動診断・回復旧運転機能の追加を除く)がすべて実施されていること 参考: <a href="https://www.mlit.go.jp/jutakukentiku/build/content/001596834.pdf">https://www.mlit.go.jp/jutakukentiku/build/content/001596834.pdf</a>	(2)住宅・都市	○	住宅局参事官(建築企画担当)付	03-5253-8126
					民間事業者	エレベーターの防災対策改修に要する費用の1/2又は地方公共団体が補助する額の1/2のいずれか低い額 ※上限あり					
エレベーターの地震対策をしたい	エレベーター	国土交通省	住宅・建築物防災力緊急促進事業	建築物耐震対策緊急促進事業(避難場所等のエレベーターの防災対策改修に関する事業)	地方公共団体	エレベーターの防災対策改修に要する費用(エレベーターの防災対策改修に係る工事費に23.0%を乗じて得た額とする)の1/2 ※上限あり	◎次のいずれかの区域に存する住宅・建築物に設けられているエレベーターの防災対策改修であること ・三大都市圏 ・人口5万人以上の市 ・耐震改修促進計画等においてエレベーターの防災対策改修を特に重点的・緊急的に実施する必要があるものとして地方公共団体が指定する区域 ◎次に掲げる要件に該当する住宅・建築物に設けられるエレベーターであること ・地方公共団体と協定を結んだ帰宅困難者又は避難者の受入を行う一時滞在施設 ・高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第2条第18号に規定する特定建築物 ・延べ面積が1000m <sup>2</sup> (幼稚園、保育所又は地方公共団体等と災害時の活用等に関する協定等を締結されている建築物にあっては500m <sup>2</sup> )以上の住宅・建築物 ◎エレベーターの防災対策改修の結果、改修の内容について、エレベーターが安全な構造となること 参考: <a href="https://www.mlit.go.jp/jutakukentiku/build/content/001596834.pdf">https://www.mlit.go.jp/jutakukentiku/build/content/001596834.pdf</a>	(2)住宅・都市	○	住宅局参事官(建築企画担当)付	03-5253-8126
					民間事業者	エレベーターの防災対策改修に要する費用の1/2又は地方公共団体が補助する額の1/2のいずれか低い額 ※上限あり					
学校施設の非構造部材を耐震化したい	公立学校施設	文部科学省	学校施設環境改善交付金	防災機能強化事業	地方公共団体	1/3 ※上限2億円	◎施設整備計画に計上している工事全体の実工事費が400万円を超えること	(2)住宅・都市	○	大臣官房文教施設企画・防災部施設助成課	03-6734-2466
社会体育施設を耐震化したい	社会体育施設	文部科学省	学校施設環境改善交付金	社会体育施設耐震化事業	地方公共団体	1/3 ※上限2億円	◎個別施設計画の策定	(2)住宅・都市	○	スポーツ庁参事官(地域振興担当)付	03-6734-3934

(5)生活空間を強靱化したい

国土強靱化のためにやりたいこと	整備内容の例(施設・設備等)	支援内容					国土強靱化基本計画における関連する個別施策分野	「国土強靱化地域計画に基づき実施される取組に対し重点化等を実施する交付金・補助金」への該当	問い合わせ先		
		所管	交付金・補助金名称	交付対象事業名称	事業主体	交付率・補助率			主な要件等 ◎必ず満たす必要がある要件 ○事業内容や実施主体等により満たす必要がある要件	担当課	連絡先
私立学校を耐震化したい	私立学校	文部科学省	私立学校施設整備費補助金	—	学校法人等	1/2以内 ※上限あり	○私立大学等及び専修学校専門課程が行う危険建物の防災機能強化のための耐震補強工事及び非構造部材の耐震対策工事であって、事業費が1,000万円以上(非構造部材の耐震対策工事の場合にあっては300万円以上)のもの ○専修学校高等課程が行う危険建物の防災機能強化のための耐震補強工事及び非構造部材の耐震対策工事であって、事業費が400万円以上のもの(非構造部材の耐震対策工事のみの場合にあつては下限はないものとする。)のもの	(2)住宅・都市	—	高等教育局私学助成課	03-6734-2774
保育所等の防災・減災対策(耐震化対策)をしたい	保育所等	こども家庭庁	就学前教育・保育施設整備交付金	保育所等の耐震化整備事業	市町村等	1/2等	◎国土強靱化地域計画の策定	(3)保健医療・福祉	○	成育局保育政策課 成育局参事官(事業調整担当)付	03-6858-0043 03-6863-0286
保育所等の防災・減災対策(水害対策強化対策)をしたい	保育所等	こども家庭庁	就学前教育・保育施設整備交付金	保育所等の水害対策強化事業	市町村等	1/2等	◎国土強靱化地域計画の策定	(3)保健医療・福祉	○	成育局保育政策課 成育局参事官(事業調整担当)付	03-6858-0043 03-6863-0286
保育所等の防災・減災対策(非常用自家発電設備対策)をしたい	保育所等	こども家庭庁	就学前教育・保育施設整備交付金	保育所等の非常用自家発電設備整備事業	市町村等	1/2等	◎国土強靱化地域計画の策定	(3)保健医療・福祉	○	成育局保育政策課 成育局参事官(事業調整担当)付	03-6858-0043 03-6863-0286
保育所等の防災・減災対策(ブロック塀対策)をしたい	保育所等	こども家庭庁	就学前教育・保育施設整備交付金	保育所等のブロック塀等改修事業	市町村等	1/2等	◎国土強靱化地域計画の策定	(3)保健医療・福祉	○	成育局保育政策課 成育局参事官(事業調整担当)付	03-6858-0043 03-6863-0286
児童養護施設等の防災・減災対策(耐震化対策)をしたい	児童養護施設等	こども家庭庁	次世代育成支援対策施設整備交付金	児童養護施設等の耐震化整備事業	都道府県または市町村	1/2等(児童厚生施設は1/3)	◎国土強靱化地域計画の策定	(3)保健医療・福祉	○	成育局参事官(事業調整担当)付	03-6863-0286
児童養護施設等の防災・減災対策(水害対策強化対策)をしたい	児童養護施設等	こども家庭庁	次世代育成支援対策施設整備交付金	児童養護施設等の水害対策強化事業	都道府県または市町村	1/2等(児童厚生施設は1/3)	◎国土強靱化地域計画の策定	(3)保健医療・福祉	○	成育局参事官(事業調整担当)付	03-6863-0286
児童養護施設等の防災・減災対策(非常用自家発電設備対策)をしたい	児童養護施設等	こども家庭庁	次世代育成支援対策施設整備交付金	児童養護施設等の非常用自家発電設備整備事業	都道府県または市町村	1/2等(児童厚生施設は1/3)	◎国土強靱化地域計画の策定	(3)保健医療・福祉	○	成育局参事官(事業調整担当)付	03-6863-0286
児童養護施設等の防災・減災対策(ブロック塀対策)をしたい	児童養護施設等	こども家庭庁	次世代育成支援対策施設整備交付金	児童養護施設等のブロック塀等改修事業	都道府県または市町村	1/2等(児童厚生施設は1/3)	◎国土強靱化地域計画の策定	(3)保健医療・福祉	○	成育局参事官(事業調整担当)付	03-6863-0286
高齢者施設等の防災・減災対策(耐震化対策)をしたい	高齢者施設等	厚生労働省	地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金	認知症グループホーム等防災改修等支援事業(耐震化)	市町村	定額	◎防災・減災等事業整備計画に基づく事業の施設の整備であること。 ◎小規模特別養護老人ホーム、小規模介護老人保健施設、小規模ケアハウス、小規模介護医療院、小規模養護老人ホーム、認知症高齢者グループホーム、小規模多機能型居宅介護事業所等であること。	(3)保健医療・福祉	○	老健局高齢者支援課	03-3595-2888
高齢者施設等の防災・減災対策(水害対策強化対策)をしたい	高齢者施設等	厚生労働省	地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金	認知症グループホーム等防災改修等支援事業(水害対策強化事業)	市町村	定額	◎防災・減災等事業整備計画に基づく事業の施設の整備であること。 ◎小規模特別養護老人ホーム、小規模介護老人保健施設、小規模ケアハウス、小規模介護医療院、小規模養護老人ホーム、認知症高齢者グループホーム、小規模多機能型居宅介護事業所等であること。	(3)保健医療・福祉	○	老健局高齢者支援課	03-3595-2888
高齢者施設等の防災・減災対策(非常用自家発電設備対策)をしたい	高齢者施設等	厚生労働省	地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金	認知症グループホーム等防災改修等支援事業(自家発)	市町村	定額	◎防災・減災等事業整備計画に基づく事業の施設の整備であること。 ◎小規模特別養護老人ホーム、小規模介護老人保健施設、小規模ケアハウス、小規模介護医療院、小規模養護老人ホーム、認知症高齢者グループホーム、小規模多機能型居宅介護事業所等であること。	(3)保健医療・福祉	○	老健局高齢者支援課	03-3595-2888

(5)生活空間を強靱化したい

国土強靱化のためにやりたいこと	整備内容の例(施設・設備等)	支援内容					国土強靱化基本計画における関連する個別施策分野	「国土強靱化地域計画に基づき実施される取組に対し重点化等を実施する交付金・補助金」への該当	問い合わせ先		
		所管	交付金・補助金名称	交付対象事業名称	事業主体	交付率・補助率			主要要件等 ◎必ず満たす必要がある要件 ○事業内容や実施主体等により満たす必要がある要件	担当課	連絡先
高齢者施設等の防災・減災対策(ブロック塀等対策)をしたい	高齢者施設等	厚生労働省	地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金	高齢者施設等のブロック塀改修支援事業	都道府県市町村	【負担割合】 国:1/2 自治体:1/4 事業者:1/4	◎防災・減災等事業整備計画に基づく事業の施設の整備であること。 ◎特別養護老人ホーム、介護老人保健施設、軽費老人ホーム、養護老人ホーム、介護医療院、小規模特別養護老人ホーム、小規模介護老人保健施設、小規模ケアハウス、小規模介護医療院、小規模養護老人ホーム、認知症高齢者グループホーム、小規模多機能型居宅介護事業所等であること。	(3)保健医療・福祉	○	老健局高齢者支援課	03-3595-2888
障害者支援施設等の防災・減災対策(耐震化対策)をしたい	障害者支援施設等	厚生労働省	社会福祉施設等施設整備費補助金	障害者支援施設等の耐震化整備事業	都道府県指定都市中核市	【負担割合】 国:1/2 自治体:1/4 事業者:1/4	◎建築基準法に基づく耐震基準に満たない施設等の耐震化整備(耐震化のための改築、老朽化による改築等)を行う整備であること	(3)保健医療・福祉	○	社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課	03-3595-2528
障害者支援施設等の防災・減災対策(水害対策強化対策)をしたい	障害者支援施設等	厚生労働省	社会福祉施設等施設整備費補助金	障害者支援施設等の水害対策強化事業	都道府県指定都市中核市	【補助割合】 国:1/2 自治体:1/4 事業者:1/4	◎洪水浸水想定区域等危険区域に所在する施設の安全を確保する観点から、入所施設等において水害対策のための大規模修繕や移転改築等を行う整備であること	(3)保健医療・福祉	○	社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課	03-3595-2528
障害者支援施設等の防災・減災対策(非常用自家発電設備対策)をしたい	障害者支援施設等	厚生労働省	社会福祉施設等施設整備費補助金	障害者支援施設等の非常用自家発電設備整備事業	都道府県指定都市中核市	【補助割合】 国:1/2 自治体:1/4 事業者:1/4	◎災害による停電時に電源確保の必要性が高い入所施設等において非常用自家発電設備の整備を行う整備であること	(3)保健医療・福祉	○	社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課	03-3595-2528
障害者支援施設等の防災・減災対策(ブロック塀等対策)をしたい	障害者支援施設等	厚生労働省	社会福祉施設等施設整備費補助金	障害者支援施設等のブロック塀等改修事業	都道府県指定都市中核市	【補助割合】 国:1/2 自治体:1/4 事業者:1/4	◎安全性に問題のある組積造又はコンクリートブロック造の塀の改修を行う整備であること	(3)保健医療・福祉	○	社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課	03-3595-2528
隣保館の耐災害性強化対策(耐震化対策及びブロック塀等対策)をしたい	隣保館	厚生労働省	地方改善施設整備費補助金	地方改善施設整備費(国土強靱化分)	市町村	【間接補助】国1/2、府県1/4、市町村1/4 【直接補助】国1/2、政令市・中核市1/2	◎隣保館の耐災害性強化対策として、耐震性が無い場合の耐震化整備及び倒壊の恐れがある等安全性に問題のあるブロック塀等が設置されている場合に補助する	(3)保健医療・福祉	○	社会・援護局地域福祉課	03-3595-2615
災害時の事故リスクが懸念される一般廃棄物処理施設の整備・更新をしたい	一般廃棄物処理施設	環境省	循環型社会形成推進交付金	一般廃棄物処理施設整備事業	市町村等	1/3等	◎循環型社会形成推進地域計画又は一般廃棄物処理計画に掲げられた事業であること ◎人口5万人以上又は面積400km <sup>2</sup> 以上の地域計画又は一般廃棄物処理計画対象地域を構成する市町村及び当該市町村の委託を受けて一般廃棄物の処理を行う地方公共団体 ◎別に定める廃棄物処理施設の性能指針等に適合していること ◎交付対象事業費の合計が10,000千円以上となるものであること等	(11)環境	○	環境再生・資源循環局廃棄物適正処理推進課	03-5521-8337
地域の災害対応拠点となり得る廃棄物処理施設を整備したい	廃棄物処理施設	環境省	廃棄物処理施設整備交付金(大規模災害に備えた廃棄物処理体制拠点整備事業)	廃棄物処理施設整備交付金事業	市町村等	1/3等	◎循環型社会形成推進地域計画及び災害廃棄物処理計画又は一般廃棄物処理計画に掲げられた事業であること ◎人口5万人以上又は面積400km <sup>2</sup> 以上の地域計画又は一般廃棄物処理計画対象地域を構成する市町村及び当該市町村の委託を受けて一般廃棄物の処理を行う地方公共団体 ◎別に定める廃棄物処理施設の性能指針等に適合していること ◎交付対象事業費の合計が10,000千円以上となるものであること等	(11)環境	○	環境再生・資源循環局廃棄物適正処理推進課	03-5521-8337

(5)生活空間を強靱化したい

国土強靱化のためにやりたいこと	整備内容の例(施設・設備等)	支援内容					国土強靱化基本計画における関連する個別施策分野	「国土強靱化地域計画に基づき実施される取組に対し重点化等を実施する交付金・補助金」への該当	問い合わせ先		
		所管	交付金・補助金名称	交付対象事業名称	事業主体	交付率・補助率			主な要件等 ◎必ず満たす必要がある要件 ○事業内容や実施主体等により満たす必要がある要件	担当課	連絡先
廃棄物発電電力を災害時の非常用電源として活用したい	廃棄物処理施設	環境省	二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金	廃棄物処理施設を核とした地域循環共生圏構築促進事業	市町村等	1/2 等	◎ 環境大臣の承認を受けた循環型社会形成推進地域計画等に掲げられた事業であること ○人口5万人以上又は面積400km <sup>2</sup> 以上の地域計画又は一般廃棄物処理計画対象地域を構成する市町村(民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律(平成11年法律第117号)第2条第2項に規定する特定事業として間接補助事業を実施する市町村を含む。)及び当該市町村の委託を受けて一般廃棄物の処理を行う地方公共団体 ◎別に定める廃棄物処理施設の性能指針等に適合していること ○交付対象事業費の合計が10,000千円以上となるものであること 等	(11)環境	○	環境再生・資源循環局廃棄物適正処理推進課	03-5521-8337
			二酸化炭素排出抑制対策事業費交付金	廃棄物処理施設を核とした地域循環共生圏構築促進事業	市町村等	1/2 等	◎循環型社会形成推進地域計画又は一般廃棄物処理計画に掲げられた事業であること ○人口5万人以上又は面積400km <sup>2</sup> 以上の地域計画又は一般廃棄物処理計画対象地域を構成する市町村及び当該市町村の委託を受けて一般廃棄物の処理を行う地方公共団体 ◎別に定める廃棄物処理施設の性能指針等に適合していること ○交付対象事業費の合計が10,000千円以上となるものであること 等	(11)環境	○	環境再生・資源循環局廃棄物適正処理推進課	03-5521-8337
卸売市場が災害時にも食料の安定供給が可能となるよう、老朽施設の更新や災害対応施設の整備をしたい	卸売市場施設の防災・減災のための整備	農林水産省	強い農業づくり総合支援交付金	卸売市場の防災・減災対策	地方公共団体等	4/10、1/3 ※上限建築単価あり	◎以下に掲げる全ての要件を満たすものとする。 a 開設者を含む市場関係者による物流の標準化・デジタル化の検討体制が構築されており、かつ、事業継続計画(BCP)を策定した中央卸売市場又は地方卸売市場が認定計画に従って実施する施設の整備であること。 b 移転再整備又は大規模整備であり、かつ、施設の防災・減災のための整備であること。 c 当該施設を整備する卸売市場が所在する市町村等が策定している国土強靱化地域計画に、当該事業が位置づけられていること。 d 当該施設を整備する卸売市場において、停電時であっても継続的に生鮮食料品等を供給できるよう、非常用電源の設置等給電体制を確保すること。	(9)農林水産	○	食品流通課卸売市場室	03-6744-2059
農業集落内の道路を整備したい	農業集落道	農林水産省	中山間地域農業農村総合整備事業	—	地方公共団体(県、市町村)	55/100 等	◎次の全てに該当するもの (1)農産物の高付加価値化等を通じた地域の所得確保及び農地や水利施設等の生産基盤の保全・再編利用に取り組む地域 (2)農業生産基盤整備1工種以上かつ全体で2工種以上実施 (3)農業生産基盤整備受益面積の合計が10ha以上(生産・販売施設等を整備する場合は5ha以上) (4)5法指定地域又は指定棚田地域であって、林野率50%以上かつ農用地の傾斜が1/100以上の面積が全農用地の面積の50%以上を占める地域	(9)農林水産	○	農村振興局整備部地域整備課	03-6744-2200
			農山漁村地域整備交付金	農村集落基盤再編・整備事業	県、市町村等	1/2 等	◎農山漁村地域整備計画の策定 ◎沖縄県において実施されるものでないこと ◎農業振興地域(これと一体的に整備する区域を含む。)を対象としていること 等	(9)農林水産	○	農村振興局整備部地域整備課	03-6744-2200
農業集落内の公共施設を耐震化したい	農業集落内の公共施設	農林水産省	中山間地域農業農村総合整備事業	—	地方公共団体(県、市町村)	55/100 等	◎次の全てに該当するもの (1)農産物の高付加価値化等を通じた地域の所得確保及び農地や水利施設等の生産基盤の保全・再編利用に取り組む地域 (2)農業生産基盤整備1工種以上かつ全体で2工種以上実施 (3)農業生産基盤整備受益面積の合計が10ha以上(生産・販売施設等を整備する場合は5ha以上) (4)5法指定地域又は指定棚田地域であって、林野率50%以上かつ農用地の傾斜が1/100以上の面積が全農用地の面積の50%以上を占める地域 ◎農林水産省所管の補助事業等で整備された施設	(9)農林水産	○	農村振興局整備部地域整備課	03-6744-2200
			農山漁村地域整備交付金	農村集落基盤再編・整備事業	県、市町村等	1/2 等	◎農山漁村地域整備計画の策定 ◎沖縄県において実施されるものでないこと ◎農業振興地域(これと一体的に整備する区域を含む。)を対象としていること 等 ◎農林水産省所管の補助事業等で整備された施設	(9)農林水産	○	農村振興局整備部地域整備課	03-6744-2200

(5)生活空間を強靱化したい

国土強靱化のためにやりたいこと	整備内容の例(施設・設備等)	支援内容					国土強靱化基本計画における関連する個別施策分野	「国土強靱化地域計画に基づき実施される取組に対し重点化等を実施する交付金・補助金」への該当	問い合わせ先		
		所管	交付金・補助金名称	交付対象事業名称	事業主体	交付率・補助率			主要要件等 ◎必ず満たす必要がある要件 ○事業内容や実施主体等により満たす必要がある要件	担当課	連絡先
農業用ハウスに対する近年激甚化する風水害等の自然災害への対策を強化したい	ハウスの補強、災害復旧の取組実証等	農林水産省	園芸産地における事業継続強化対策	—	都道府県、市町村、農業者の組織する団体等	都道府県:定額 市町村、農業者の組織する団体:定額、1/2	◎都道府県が策定した事業継続推進計画に位置付けられた取組であること。 ○「既存ハウスの補強等の被害防止対策」の取組については、以下の全てを満たすこと。 ・事業継続計画の策定・見直し、非常時の協力体制整備の取組を併せて実施していること ・個々の経営体で事業継続計画を策定すること ・取組対象者は収入保険への積極的な加入に努めること ・対象施設が園芸施設共済又は民間保険に加入すること	(9)農林水産	○	農産局園芸作物課	03-3593-6496
野生鳥獣の侵入防止柵を整備して農地を保全したい	農地の侵入防止柵、生息状況調査	農林水産省	鳥獣被害防止総合対策交付金	鳥獣被害防止総合支援事業	地方公共団体 農業協同組合 森林組合 漁業協同組合 試験研究機関 狩猟者団体等 関係機関 集落の代表者等で構成される組織又は団体	1/2 等	◎被害防止計画の作成 ◎有害捕獲、被害防除及び生息環境管理のうち複数の取組実施 ○受益戸数3戸以上 ○施設の耐用年数が一定年数を超えるもの ○当該施設の整備による全ての効用によって全ての費用を償うことが見込まれること	(9)農林水産	○	農村振興局 農村政策部 鳥獣対策・農村環境課 鳥獣対策室	03-3591-4958
森林等の荒廃の拡大を防ぐための鳥獣害対策に取り組みたい	鳥獣害対策	環境省	指定管理鳥獣対策事業交付金	ニホンジカ・イノシシ捕獲等対策事業	都道府県等	1/2、2/3、定額	都道府県等が計画に基づき行う指定管理鳥獣(ニホンジカ、イノシシ、クマ)の捕獲や被害対策等に対し、必要な経費を国が支援する。 主要要件は以下の通り。 ◎交付金事業の実施主体のうち都道府県において、指定管理鳥獣捕獲等事業実施計画を既に策定していること又は策定されることが確実と見込まれること	(11)環境	○	自然環境局野生生物課鳥獣保護管理室	03-5521-8285

(6)文化財を強靱化したい

国土強靱化のためにやりたいこと	整備内容の例(施設・設備等)	支援内容					国土強靱化基本計画における関連する個別施策分野	「国土強靱化地域計画に基づき実施される取組に対し重点化等を実施する交付金・補助金」への該当	問い合わせ先		
		所管	交付金・補助金名称	交付対象事業名称	事業主体	交付率・補助率			主な要件等 ◎必ず満たす必要がある要件 ○事業内容や実施主体等により満たす必要がある要件	担当課	連絡先
国宝・重要文化財建造物の保存修理を行いたい	国宝、重要文化財等	文部科学省(文化庁)	国宝重要文化財等保存・活用事業費補助金	国宝・重要文化財建造物保存修理強化対策事業	重要文化財の所有者 文化財保護法の規定により重要文化財の管理を行うべきものとして指定された地方公共団体その他の法人	1/2等	◎重要文化財の管理又は修理、及び公開であること ○保存活用計画を策定していること	(2)住宅・都市	○	文化資源活用課	075-451-9681
国宝・重要文化財建造物の耐震診断をしたい	国宝、重要文化財等	文部科学省(文化庁)	国宝重要文化財等保存・活用事業費補助金	国宝・重要文化財建造物保存修理強化対策事業(耐震診断)	重要文化財の所有者 文化財保護法の規定により重要文化財の管理を行うべきものとして指定された地方公共団体その他の法人	1/2等	◎重要文化財の管理又は修理、及び公開であること	(2)住宅・都市	○	文化資源活用課	075-451-9681
国宝・重要文化財建造物の防災施設や設備を整備したい	国宝・重要文化財建造物の防災施設	文部科学省(文化庁)	国宝重要文化財等防災施設整備費補助金	重要文化財等防災施設整備事業	所有者 文化財保護法の規定により重要文化財等の管理を行うべきものとして指定された地方公共団体その他の法人、等	1/2等	◎重要文化財、重要有形民俗文化財、史跡名勝天然記念物、重要文化的景観及び重要伝統的建造物群保存地区の管理であること	(2)住宅・都市	○	建造物課	075-451-9673
伝建地区の防災対策を行いたい	重要伝統建造物群保存地区	文部科学省(文化庁)	国宝重要文化財等保存・活用事業費補助金	伝統的建造物群基盤強化事業等	市町村(所有者等)に対する間接補助も可)	1/2等	◎重要伝統的建造物群保存地区の保存のために行う当該保存地区内における建造物及び伝統的建造物群と一体をなす環境を保存するため特に必要と認められる物件の管理、修理、修景又は復旧及び公開活用であること	(2)住宅・都市	○	文化資源活用課	075-451-9681
史跡の保全対策をしたい	石垣等の史跡	文部科学省(文化庁)	国宝重要文化財等保存・活用事業費補助金	歴史活き活き！史跡等総合活用整備事業	史跡等の所有者 文化財保護法の規定により史跡等の管理を行うべきものとして指定された地方公共団体その他の法人 文化庁長官が適当と認める団体	1/2等	◎文化財保護法により指定又は文化審議会文化財分科会において早急に指定すべきものとして方針が示された史跡、名勝又は天然記念物の整備等であること ○保存活用計画を策定していること	(2)住宅・都市	○	文化資源活用課	075-451-9681
土器等の遺跡出土品の保存対策、保存修理を行いたい	遺跡出土品(国宝、重要文化財等)	文部科学省(文化庁)	国宝重要文化財等保存・活用事業費補助金	国宝・重要文化財等美術工芸品保存修理抜本強化事業	重要文化財の所有者 文化財保護法の規定により重要文化財の管理を行うべきものとして指定された地方公共団体その他の法人	1/2等	◎重要文化財の管理又は修理であること	(2)住宅・都市	○	文化財第一課	075-451-9708

(7)長寿命化・老朽化対策に取り組みたい

国土強靱化のためにやりたいこと	整備内容の例(施設・設備等)	支援内容					国土強靱化基本計画における関連する個別施策分野	「国土強靱化地域計画に基づき実施される取組に対し重点化等を実施する交付金・補助金」への該当	問い合わせ先		
		所管	交付金・補助金名称	交付対象事業名称	事業主体	交付率・補助率			主要要件等 ◎必ず満たす必要がある要件 ○事業内容や実施主体等により満たす必要がある要件	担当課	連絡先
道路施設の老朽化対策に取り組みたい	道路施設	国土交通省	防災・安全交付金	道路事業	地方公共団体	5/10 等	◎一般国道、都道府県道又は市町村道の新設、改築若しくは修繕等に関する事業等	(8)交通・物流	○	道路局環境安全・防災課	03-5253-8495
			道路更新防災等対策事業費補助	道路更新防災等対策事業	地方公共団体	55/100 等	◎点検を実施し、その診断結果が公表されている構造物であること ◎長寿命化修繕計画に基づいて実施される事業であること	(8)交通・物流	○	道路局環境安全・防災課	03-5253-8495
老朽化した学校施設を長寿命化したい	公立学校施設	文部科学省	学校施設環境改善交付金	長寿命化改良事業(長寿命化事業・予防改修事業)	地方公共団体	1/3 等	[長寿命化事業] ◎交付決定年度において建築後40年以上経過する・したもの ◎今後30年以上使用する予定のもの ◎構造体の劣化状況等について調査し、事業概要に定める[必ず実施する工事]を要すると学校設置者が判断するもの  [予防改修事業] ◎交付決定年度において建築後20年以上40年未満であるもの等 ◎個別施設ごとの長寿命化計画(個別施設計画)に基づくもの	(2)住宅・都市	○	大臣官房 文教施設企画・防災部 施設助成課	03-6734-2466
河川管理施設の老朽化対策をしたい	河川管理施設	国土交通省	特定洪水対策等推進事業費補助	河川メンテナンス事業	地方公共団体	1/2 等	◎指定区間内の一級河川又は二級河川の河川管理施設 ◎長寿命化計画に基づき河川管理施設が適切に管理されていること。 ◎原則、河川管理施設の長寿命化計画にライフサイクルコストの縮減に関する具体的な方針と、新技術等の活用による短期的な数値目標、及びそのコスト縮減効果が記載されていること ◎河川メンテナンス事業 事業計画が策定されていること。 ◎総事業費が要綱に定める金額以上であること。	(10)国土保全	○	水管理・国土保全局治水課	03-5253-8455
海岸堤防等の老朽化対策をしたい	海岸の堤防、水門、陸閘等	農林水産省 国土交通省	海岸保全施設整備事業費補助	海岸メンテナンス事業	海岸管理者	1/2 等	◎長寿命化計画に基づき海岸保全施設が適切に管理されていること。 ◎維持管理費用の見通し、コスト削減内容及び新技術等の導入検討が長寿命化計画に記載されていること。 ◎老朽化等により機能が確保されていない又は機能低下の恐れがある海岸保全施設であって、緊急にその機能の強化又は回復を行う必要があると認められるものであること。 ○海岸保全施設のうち海水の侵入を防止するための操作を伴う水門・陸閘等を改良する場合にあつては、海岸法第14条の2に規定する操作規則(以下「操作規則」という。)が策定されており、かつ、その策定後に、閉鎖体制の実効性を確認するための訓練が操作規則で定められた回数(少なくとも年1回)、実施されている施設であること。 ◎海岸メンテナンス事業計画(以下「事業計画」という。)が策定されていること。 ◎総事業費が要綱に定める金額以上であること	(10)国土保全	○	(農林水産省) 農村振興局 整備部防災課 水産庁 漁港漁場整備部防災漁村課  (国土交通省) 水管理・国土保全局 海岸室 港湾局 海岸・防災課	【農林水産省】 (整備部防災課) 03-6744-2199 (水産庁 漁港漁場整備部防災漁村課) 03-3502-5304  【国土交通省】 (海岸室) 03-5253-8471 (港湾局) 03-5253-8688

(7)長寿命化・老朽化対策に取り組みたい

国土強靱化のためにやりたいこと	整備内容の例(施設・設備等)	支援内容					国土強靱化基本計画における関連する個別施策分野	「国土強靱化地域計画に基づき実施される取組に対し重点化等を実施する交付金・補助金」への該当	問い合わせ先		
		所管	交付金・補助金名称	交付対象事業名称	事業主体	交付率・補助率			主要要件等 ◎必ず満たす必要がある要件 ○事業内容や実施主体等により満たす必要がある要件	担当課	連絡先
砂防関係施設の老朽化対策をしたい	砂防関係施設	国土交通省	特定土砂災害対策推進事業費補助	砂防メンテナンス事業	都道府県	1/2 等	<p>(長寿命化計画の策定・変更(雪崩防止施設))</p> <p>◎都道府県が管理する雪崩防止施設における長寿命化計画であること。</p> <p>◎令和12年度までに策定、変更されるものであること。</p> <p>◎総事業費が2百万円以上であること。</p> <p>◎ライフサイクルコストの縮減に関する具体的な方針と、点検、修繕、改築、更新に係る新技術等の活用による短期的な数値目標、及びそのコスト縮減効果が記載された長寿命化計画であること。</p> <p>(長寿命化計画の変更(施設点検計画の策定))</p> <p>◎都道府県が管理する砂防関係施設における長寿命化計画であること。</p> <p>◎令和12年度までに変更されるものであること。</p> <p>◎総事業費が2百万円以上であること。</p> <p>◎UAV等のデジタル技術を用いた点検の優位性や点検全体の効率性・安全性を考慮した点検計画を策定し、長寿命化計画に位置づけること。</p> <p>(砂防関係施設の老朽化対策)</p> <p>◎長寿命化計画に基づく延命化の措置を適正に行っている既存の砂防関係施設の老朽化対策であること。</p> <p>◎長寿命化計画にライフサイクルコストの縮減に関する具体的な方針と、新技術等の活用による短期的な数値目標、及びそのコスト縮減効果が記載されていること。</p> <p>◎長寿命化計画に基づき概ね10年間の事業内容を定めた年次計画が策定され、この年次計画に位置付けられた砂防関係施設であること。</p>	(10)国土保全	○	水管理・国土保全局砂防部砂防計画課	03-5253-8466
ダム管理施設の修繕・効率的な堆砂除去をしたい	ダム管理施設	国土交通省	堰堤改良費補助	ダムメンテナンス事業	都道府県	1/2 等	<p>◎原則、施工を行う同一都道府県内の全てのダムの長寿命化計画にライフサイクルコストの縮減に関する具体的な方針、点検・修繕・更新・観測に係る新技術等の活用による短期的な数値目標及びそのコスト縮減効果が記載されていること。</p> <p>◎長寿命化計画が策定され適正に維持管理されているもの。</p> <p>◎総事業費や年間事業費が実施要領に定める金額以上であること等</p>	(10)国土保全	○	水管理・国土保全局河川環境課流水企画室	03-5253-8449
農業水利施設の補修・更新を行いたい	農業水利施設(排水路の改修等)	農林水産省	水利施設等保全高度化事業	水利施設整備事業	都道府県市町村土地改良区等	1/2 等	<p>◎農振法に規定する農用地区域内(同一の用排水系統に属する農用地区域以外の農用地の現況用水量の確保のため不可避免的に一体として事業の受益とせざるを得ない場合等については、農用地区域外も可)</p> <p>○受益面積がおおむね200ha、末端支配面積がおおむね100ha以上のもの等</p>	(9)農林水産	○	農村振興局整備部水資源課	03-3502-6246
			水利施設等保全高度化事業	畑地帯総合整備事業	都道府県市町村土地改良区等	1/2 等	<p>◎農振法に規定する農用地区域内(同一の用排水系統に属する農用地区域以外の農用地の現況用水量の確保のため不可避免的に一体として事業の受益とせざるを得ない場合等については、農用地区域外も可)</p> <p>○受益面積がおおむね20ha以上のもの等</p>	(9)農林水産	○	農村振興局整備部水資源課	03-3502-6246
			土地改良施設突発事故復旧・防止事業	突発事故防止事業	都道府県市町村	1/2 等	<p>◎事業費200万円以上</p> <p>○受益面積がおおむね20ha以上のもの</p> <p>○維持管理事業計画等及び機能保全計画等に基づき適切に保全管理されている土地改良施設であること</p>	(9)農林水産	○	農村振興局整備部水資源課	03-6744-1363
小規模な農業水利施設のきめ細かな補修・更新を行いたい	農業水利施設(排水路の改修等)	農林水産省	農業水路等長寿命化・防災減災事業	長寿命化対策	都道府県市町村土地改良区その他の農業者が組織する団体	1/2 等	<p>◎農振法に規定する農用地区域、生産緑地等</p> <p>◎長寿命化・防災減災計画の作成</p> <p>◎総事業費200万円以上</p> <p>◎受益者数2者以上</p> <p>◎工事期間原則3年(ため池の場合は5年)以内</p>	(9)農林水産	○	農村振興局整備部水資源課	03-3502-6246
老朽化が進む農業用排水路の施設の長寿命化のための補修・更新等の活動をしたい	農業用排水路等	農林水産省	多面的機能支払交付金	資源向上支払(長寿命化)	農業者等で構成される組織	定額	<p>◎対象農用地は農振農用地及び多面的機能の発揮の観点から都道府県が定める農用地</p> <p>○工事1件当たりの費用200万円未満</p> <p>○長寿命化整備計画書の策定</p>	(9)農林水産	○	農村振興局整備部農地資源課	03-6744-2447

(7)長寿命化・老朽化対策に取り組みたい

国土強靱化のためにやりたいこと	整備内容の例(施設・設備等)	支援内容					国土強靱化基本計画における関連する個別施策分野	「国土強靱化地域計画に基づき実施される取組に対し重点化等を実施する交付金・補助金」への該当	問い合わせ先		
		所管	交付金・補助金名称	交付対象事業名称	事業主体	交付率・補助率			主要要件等 ◎必ず満たす必要がある要件 ○事業内容や実施主体等により満たす必要がある要件	担当課	連絡先
国立公園施設の長寿命化を図りたい	国立公園施設	環境省	環境保全施設整備交付金	国立公園整備事業	都道府県市町村	1/2	◎国立公園の保護と適正な利用を図るために都道府県が作成する環境保全施設整備計画に基づく長寿命化を主目的とする整備事業であること <参考> 自然環境整備交付金・環境保全施設整備交付金について <a href="https://www.env.go.jp/nature/park/koufukin/index.html">https://www.env.go.jp/nature/park/koufukin/index.html</a>	(11)環境	○	自然環境局 自然環境整備課	03-5521-8281
地方創生にも資する林道等の老朽化対策をしたい等	林道等	内閣府	地域未来交付金	地域未来推進型	地方公共団体等	45/100 等	◎「地域再生計画」の認定及び「第2世代交付金実施計画」の作成 ◎インフラ整備事業は必ずソフト事業・拠点整備事業と組み合わせて実施し、新しい地方経済・生活環境創生交付金制度要綱及び要綱に定められた要件を満たすこと	(9)農林水産	○	地方創生推進事務局	03-5510-2475
林道の開設・改良や林道橋等の老朽化対策をしたい	林道、林道橋等	農林水産省	森林整備事業	林道整備事業	都道府県市町村	45/100 50/100 30/100 等	◎林道規程に定める自動車道であること。 ◎地域森林計画に記載された林道であること。 ◎当該路線の利用対象となる地域内の森林面積が 50ha 以上であり、かつ、全体計画延長がおおむね1 km 以上であること。 ◎事業着手時から供用開始までの間に、地方公共団体により、地域防災計画等の警戒避難体制の整備に関する計画において代替路として位置付けられる林道であること。	(9)農林水産	○	林野庁森林整備部整備課	03-6744-2303
			農山漁村地域整備交付金	森林整備事業のうち育成林整備事業等	都道府県市町村	45/100 50/100 30/100 等	◎農山漁村地域整備計画の策定 ◎沖縄県において実施されるものでないこと ◎林道規程に定める自動車道であること。 ◎地域森林計画に記載された林道であること。 ◎当該路線の利用対象となる地域内の森林面積が 50ha 以上であり、かつ、全体計画延長がおおむね1 km 以上であること。	(9)農林水産	—	林野庁森林整備部整備課	03-6744-2303
卸売市場が災害時にも食料の安定供給が可能となるよう、老朽施設の更新や災害対応施設の整備をしたい	卸売市場施設の防災・減災のための整備	農林水産省	強い農業づくり総合支援交付金	卸売市場の防災・減災対策	地方公共団体等	4/10、1/3 ※上限建築単価あり	◎以下に掲げる全ての要件を満たすものとする。 a 開設者を含む市場関係者による物流の標準化・デジタル化の検討体制が構築されており、かつ、事業継続計画(BCP)を策定した中央卸売市場又は地方卸売市場が認定計画に従って実施する施設の整備であること。 b 移転再整備又は大規模整備であり、かつ、施設の防災・減災のための整備であること。 c 当該施設を整備する卸売市場が所在する市町村等が策定している国土強靱化地域計画に、当該事業が位置づけられていること。 d 当該施設を整備する卸売市場において、停電時であっても継続的に生鮮食料品等を供給できるよう、非常用電源の設置等給電体制を確保すること。	(9)農林水産	○	食品流通課卸売市場室	03-6744-2059
漁港施設等の長寿命化対策を実施したい	漁港	農林水産省(水産庁)	水産基盤整備事業費補助	水産基盤整備事業(水産物供給基盤機能保全事業)	地方公共団体	5/10等	◎計画事業費が漁港ごとに20億円未満のもの ◎第1種、第2種、第3種又は第4種漁港であること。ただし、第1種又は第2種漁港にあつては、1漁港あたりの港勢が次のいずれかを満たすもの ・利用漁船の実績数が50隻程度以上 ・登録漁船隻数が50隻程度以上 ・陸揚金額が1億円程度以上 ○保全工事については、機能保全計画が策定され、かつ、当該計画に基づき適切に日常管理が実施されていること	(9)農林水産	○	漁港漁場整備部計画・海業政策課	03-3502-8491
空港施設の老朽化対策をしたい	空港	国土交通省	空港整備事業費補助金	空港整備事業	地方公共団体	1/2 等	◎一般公衆の利用に供する目的で基本施設(滑走路等)若しくは空港用地、又は附帯施設(排水施設等)を改良する事業であること。 ◎以下の採択基準を満たすこと。(航空保安施設を除く) ・特定地方管理空港及び地方管理空港においては、事業費が1億円以上 ・コミュニティ空港においては、事業費が5千万円以上	(8)交通・物流	○	航空局航空ネットワーク部空港計画課	03-5253-8717

(8)上下水道等を強靱化したい

国土強靱化のためにやりたいこと	整備内容の例(施設・設備等)	支援内容					国土強靱化基本計画における関連する個別施策分野	「国土強靱化地域計画に基づき実施される取組に対し重点化等を実施する交付金・補助金」への該当	問い合わせ先		
		所管	交付金・補助金名称	交付対象事業名称	事業主体	交付率・補助率			主要要件等 ◎必ず満たす必要がある要件 ○事業内容や実施主体等により満たす必要がある要件	担当課	連絡先
地方創生にも資する上下水道等の耐震化を図りたい等	上下水道等	内閣府	地域未来交付金	地域未来推進型	地方公共団体等	1/2 等	◎「地域再生計画」の認定及び「地域未来推進型実施計画」の作成 ◎インフラ整備事業は必ずソフト事業・拠点整備事業と組み合わせて実施し、地域未来交付金制度要綱及び要綱に定められた要件を満たすこと	(9)農林水産 (10)国土保全 等	○	地方創生推進事務局	03-5510-2475
水道施設を耐震化したい	水道	国土交通省	防災・安全交付金	水道総合地震対策事業	地方公共団体	1/3 等	◎次の①、②のいずれにも該当する水道事業(ただし、簡易水道事業を除く。)及び水道用水供給事業であること。 ①上下水道耐震化計画を策定していること。 ②次のア又はイのいずれかに該当する事業であること。 ア資本単価が、水道事業にあつては90円/㎡以上、水道用水供給事業にあつては70円/㎡以上であること。 イ次の(ア)から(エ)のいずれにも該当する事業であること。 (ア)料金回収率が100%以上 (イ)直近5年間の基幹管路の耐震適合率、浄水施設の耐震化率、配水池の耐震化率の上昇ポイント(年換算)の合計値が各施設の「5か年加速化対策」で設定した耐震化の上昇ポイント(年換算)の合計値以上であること、又は、現在の基幹管路の耐震適合率、浄水施設の耐震化率、配水池の耐震化率の合計値が各施設の「5か年加速化対策」で設定した達成目標値の合計値以上であること。 (ウ)耐震化する事業にあつては、上下水道耐震化計画において、耐震化事業を実施しようとする施設の今後5年間の耐震化率の上昇ポイント(年換算)(ただし、今後5年以内に耐震化率が100%に到達する場合は、100%に到達するまでの年数における上昇ポイント(年換算))が、当該事業者の直近5年間の上昇ポイント(年換算)の1.5倍及び「5か年加速化対策」で設定した耐震化の上昇ポイント(年換算)を上回っていること。 (エ)上下水道耐震化計画を公表していること。等	(10)国土保全	○	水道事業課	03-5253-8819
				水道施設アセットマネジメント推進事業(水道管路緊急改善事業)	地方公共団体	1/4 等	◎「水道施設アセットマネジメント計画」に基づく事業であること ○1ヶ月に10㎡使用した場合の家庭用の水道料金が、毎年度別途通知する平均料金よりも高く、給水収益に占める企業債残高(企業債残高/給水収益)が、毎年度別途通知する値よりも高い上水道事業者であること ○1ヶ月に10㎡使用した場合の家庭用の水道料金が、毎年度別途通知する平均料金よりも高く、有収密度が毎年度別途通知する平均値より低い上水道事業者であること等	(10)国土保全	○	水道事業課	03-5253-8819
				生活基盤近代化事業	地方公共団体	1/3 等	◎市町村が、簡易水道施設又は飲料水供給施設の増補改良を行う事業であること 等	(10)国土保全	○	水道事業課	03-5253-8819
				水道施設整備費補助	水道基幹施設耐震化事業	地方公共団体	1/3 等	◎次のいずれにも該当する事業であること 1 上下水道耐震化計画を策定していること 2 次の(1)又は(2)のいずれかに該当する事業であること (1)資本単価が、水道事業にあつては90円/㎡以上、水道用水供給事業にあつては70円/㎡以上であること (2)次の①から④のいずれにも該当する事業であること。 ①料金回収率が100%以上 ②直近5年間の基幹管路の耐震適合率、浄水施設の耐震化率、配水池の耐震化率の上昇ポイント(年換算)の合計値が各施設の「5か年加速化対策」で設定した耐震化の上昇ポイント(年換算)の合計値以上であること、又は、現在の基幹管路の耐震適合率、浄水施設の耐震化率、配水池の耐震化率の合計値が各施設の「5か年加速化対策」で設定した達成目標値の合計値以上であること。 ③耐震化する事業にあつては、上下水道耐震化計画において、耐震化事業を実施しようとする施設の今後5年間の耐震化率の上昇ポイント(年換算)(ただし、今後5年以内に耐震化率が100%に到達する場合は、100%に到達するまでの年数における上昇ポイント(年換算))が、当該事業者の直近5年間の上昇ポイント(年換算)の1.5倍及び「5か年加速化対策」で設定した耐震化の上昇ポイント(年換算)を上回っていること。 ④上下水道耐震化計画を公表していること。 3 総事業費が5億円以上であること。 4 事業期間が概ね5年以内であること。	(10)国土保全	○	水道事業課

(8)上下水道等を強靱化したい

国土強靱化のためにやりたいこと	整備内容の例(施設・設備等)	支援内容					国土強靱化基本計画における関連する個別施策分野	「国土強靱化地域計画に基づき実施される取組に対し重点化等を実施する交付金・補助金」への該当	問い合わせ先		
		所管	交付金・補助金名称	交付対象事業名称	事業主体	交付率・補助率			主要要件等 ◎必ず満たす必要がある要件 ○事業内容や実施主体等により満たす必要がある要件	担当課	連絡先
水道施設を耐震化したい	水道	国土交通省	水道施設整備費補助	生活基盤近代化事業	地方公共団体	1/3 等	◎市町村が、簡易水道施設又は飲料水供給施設の増補改良を行う事業であること等	(10)国土保全	○	水道事業課	03-5253-8819
水道施設を計画的に更新するために水道施設アセットマネジメント計画を作成したい	水道	国土交通省	防災・安全交付金	水道施設アセットマネジメント推進事業(水道施設アセットマネジメント計画策定事業)	地方公共団体	1/3	◎点検・調査結果に基づく更新計画や分散型システムの導入等を位置づけた「水道施設アセットマネジメント計画」を作成する事業であること	(10)国土保全	—	水道事業課	03-5253-8819
水道施設の老朽化対策をしたい	水道	国土交通省	防災・安全交付金	水道施設アセットマネジメント推進事業(水道管路強靱化推進事業)	地方公共団体	1/4 等	◎「水道施設アセットマネジメント計画」に基づく事業であって、次の①及び②のいずれにも該当する事業であること。 ① 資本単価が、水道事業にあつては90 円/㎡以上、水道用水供給事業にあつては70 円/㎡以上であること。 ② 次のア～ウのいずれかに該当する管路の更新であること。 ア 漏水リスクが高い管路(鑄鉄管、石綿セメント管、コンクリート管、塩化ビニル管、鋼管、ダクタイル鑄鉄管又は点検調査の結果、更新が必要と診断された管路。ただし、塩化ビニル管、鋼管については、耐震性の低い継手を有するもの、ダクタイル鑄鉄管については、耐震性の低い継手を有するものまたは防食対策がないものに限る。)で、口径800mm 以上の管路 イ 漏水リスクが高い管路で、緊急輸送道路、重要物流道路、軌道、河川の下に埋設されている管路、またはこれらを横断している管路 ウ 布設後20 年以上が経過した、海、湖の下に埋設されている管路、またはこれらを横断している管路 等	(10)国土保全	—	水道事業課	03-5253-8819
				水道施設リダンダンシー確保推進事業	地方公共団体	1/4 等	◎次の①～③のいずれにも該当する水道事業(ただし、簡易水道事業を除く。)及び水道用水供給事業であること。 ①「水道施設リダンダンシー確保計画」を策定していること ②資本単価が、水道事業にあつては90 円/㎡以上、水道用水供給事業にあつては70 円/㎡以上であること。 ③次のア～エのいずれかに該当する水道管路のうち、修繕・改築や災害・事故時の迅速な対応が容易ではない導水管又は送水管のリダンダンシーを確保する事業であること。 ア 土被り3m 以上で、口径800mm 以上の管路 イ 土被り3m 以上で、緊急輸送道路、重要物流道路の下に埋設されている管路、またはこれらを横断している管路 ウ 軌道、河川、海、湖の下に埋設されている管路、またはこれらを横断している管路 エ 土砂災害警戒区域等にあり、被災するとその先の地域に断水が発生する管路	(10)国土保全	—	水道事業課	03-5253-8819
				水道施設整備費補助	重要水道管路更新事業	地方公共団体	1/4 等	◎「水道施設アセットマネジメント計画」に基づく事業であって、次の①及び②のいずれにも該当する事業であること。 ① 資本単価が、水道事業にあつては90 円/㎡以上、水道用水供給事業にあつては70 円/㎡以上であること。 ② 次のア～ウのいずれかに該当する管路の更新であること。 ア 漏水リスクが高い管路(鑄鉄管、石綿セメント管、コンクリート管、塩化ビニル管、鋼管、ダクタイル鑄鉄管又は点検調査の結果、更新が必要と診断された管路。ただし、塩化ビニル管、鋼管については、耐震性の低い継手を有するもの、ダクタイル鑄鉄管については、耐震性の低い継手を有するものまたは防食対策がないものに限る。)で、口径800mm以上の管路 イ 漏水リスクが高い管路で、緊急輸送道路、重要物流道路、軌道、河川の下に埋設されている管路、またはこれらを横断している管路 ウ 布設後20 年以上が経過した、海、湖の下に埋設されている管路、またはこれらを横断している管路	(10)国土保全	○	水道事業課

(8)上下水道等を強靱化したい

国土強靱化のためにやりたいこと	整備内容の例(施設・設備等)	支援内容					国土強靱化基本計画における関連する個別施策分野	「国土強靱化地域計画に基づき実施される取組に対し重点化等を実施する交付金・補助金」への該当	問い合わせ先		
		所管	交付金・補助金名称	交付対象事業名称	事業主体	交付率・補助率			主要要件等 ◎必ず満たす必要がある要件 ○事業内容や実施主体等により満たす必要がある要件	担当課	連絡先
水道施設の老朽化対策をしたい	水道	国土交通省	水道施設整備費補助	水道施設リダンダンシー強化事業	地方公共団体	1/4 等	◎次の①～③のいずれにも該当する水道事業(ただし、簡易水道事業を除く。)及び水道用水供給事業であること。 ①「水道施設リダンダンシー確保計画」を策定していること ② 資本単価が、水道事業にあつては90 円/㎡以上、水道用水供給事業にあつては70 円/㎡以上であること。 ③ 次のア～エのいずれかに該当する水道管路のうち、修繕・改築や災害・事故時の迅速な対応が容易ではない導水管又は送水管のリダンダンシーを確保する事業であること。 ア 土被り3m 以上で、口径800mm 以上の管路 イ 土被り3m 以上で、緊急輸送道路、重要物流道路の下に埋設されている管路、またはこれらを横断している管路 ウ 軌道、河川、海、湖の下に埋設されている管路、またはこれらを横断している管路 エ 土砂災害警戒区域等にあり、被災するとその先の地域に断水が発生する管路	(10)国土保全	○	水道事業課	03-5253-8819
水道施設の土砂災害対策、停電対策、浸水被害対策をしたい	水道	国土交通省	水道施設整備費補助	水道施設機能維持整備事業	地方公共団体	1/3 等	◎資本単価が、水道事業にあつては90円/㎡以上、水道用水供給事業にあつては70円/㎡以上であること等 ◎次のいずれかに該当する事業であること。 (1) 基幹となる浄水施設が、自然流下方式による施設運転が不可能であり、運転用の自家発電設備が整備されていない場合に実施する非常用自家発電設備等の整備 (2) 基幹となる浄水施設が、土砂災害警戒区域内等に位置し、土砂災害により給水停止のおそれが高い場合に実施する土砂災害への対策工事 (3) 基幹となる浄水施設が、浸水想定区域内等に位置し、浸水災害により給水停止のおそれが高い場合に実施する浸水災害への対策工事 等	(10)国土保全	○	水道事業課	03-5253-8819
下水道施設を耐震化したい	下水道	国土交通省	防災・安全交付金	下水道総合地震対策事業	地方公共団体	1/2 等	◎「上下水道耐震化計画」を策定していること	(10)国土保全	○	下水道事業課	03-5253-8430
			下水道防災事業費補助	下水道基幹施設耐震化事業	地方公共団体	1/2 等	◎「上下水道耐震化計画」を策定していること ◎事業完了までに要する期間が概ね5年以内であること ◎全体事業費が5億円以上であること	(10)国土保全	○	下水道事業課	03-5253-8430
下水道施設を計画的に改築するため、ストックマネジメント計画を策定したい	下水道	国土交通省	防災・安全交付金	下水道ストックマネジメント支援制度	地方公共団体	1/2 等	◎施設の計画的な改築を行うために必要な点検・調査及び本結果に基づく「下水道ストックマネジメント計画」の策定事業であること	(10)国土保全	—	下水道事業課	03-5253-8430

(8)上下水道等を強靱化したい

国土強靱化のためにやりたいこと	整備内容の例(施設・設備等)	支援内容					国土強靱化基本計画における関連する個別施策分野	「国土強靱化地域計画に基づき実施される取組に対し重点化等を実施する交付金・補助金」への該当	問い合わせ先			
		所管	交付金・補助金名称	交付対象事業名称	事業主体	交付率・補助率			主要要件等 ◎必ず満たす必要がある要件 ○事業内容や実施主体等により満たす必要がある要件	担当課	連絡先	
下水道施設の老朽化対策をしたい	下水道	国土交通省	防災・安全交付金	下水道ストックマネジメント支援制度	地方公共団体	1/2 等	◎下水道ストックマネジメント計画(社会資本整備総合計画に記載)に位置付けられた事業であること ◎「下水道ストックマネジメント計画」に基づく計画的な改築であること	(10)国土保全	—	下水道事業課	03-5253-8430	
				下水道施設リダンダンシー確保推進事業	地方公共団体	1/2 等	◎以下のいずれかに該当する管渠のうち、修繕・改築や災害・事故時の迅速な対応が容易ではないもの ・内径 2,000mm 以上の管渠 ・災害対策基本法及び同法に基づく地域防災計画に位置付けられた緊急輸送道路の下に埋設されている管渠 ・道路法に基づく重要物流道路の下に埋設されている管渠 ・軌道の下に埋設されている管渠 ・河川を横断する管路 ◎「下水道管路リダンダンシー確保計画」に位置づけられた事業であること	(10)国土保全	—	下水道事業課	03-5253-8430	
			下水道防災事業費補助	重要下水道管路更新事業	地方公共団体	1/2	◎以下のいずれかに該当する管渠であること ・内径 2,000mm 以上の管渠 ・災害対策基本法及び同法に基づく地域防災計画に位置付けられた緊急輸送道路の下に埋設されている管渠 ・道路法に基づく重要物流道路の下に埋設されている管渠 ・軌道の下に埋設されている管渠 ・河川を横断する管路	(10)国土保全	○	下水道事業課	03-5253-8430	
				下水道施設リダンダンシー強化事業	地方公共団体	1/2 等	◎以下のいずれかに該当する管渠のうち、修繕・改築や災害・事故時の迅速な対応が容易ではないもの ・内径 2,000mm 以上の管渠 ・災害対策基本法及び同法に基づく地域防災計画に位置付けられた緊急輸送道路の下に埋設されている管渠 ・道路法に基づく重要物流道路の下に埋設されている管渠 ・軌道の下に埋設されている管渠 ・河川を横断する管路 ◎「下水道管路リダンダンシー確保計画」に位置づけられた事業であること	(10)国土保全	○	下水道事業課	03-5253-8430	
営農飲雑用水施設を耐震化したい	営農飲雑用水施設	農林水産省	中山間地域農業農村総合整備事業	—	地方公共団体(県、市町村)	55/100 等	◎次の全てに該当するもの (1)農産物の高付加価値化等を通じた地域の所得確保及び農地や水利施設等の生産基盤の保全・再編利用に取り組む地域 (2)農業生産基盤整備1工種以上かつ全体で2工種以上実施 (3)農業生産基盤整備受益面積の合計が10ha以上(生産・販売施設等を整備する場合は5ha以上) (4)5法指定地域又は指定棚田地域であって、林野率50%以上かつ農用地の傾斜が1/100以上の面積が全農用地の面積の50%以上を占める地域 ◎受益戸数概ね10戸以上、末端受益2戸以上 ◎用途は営農雑用水を主体とすること	(9)農林水産	○	農村振興局整備部地域整備課	03-6744-2200	
				農山漁村地域整備交付金	農山村集落基盤再編・整備事業	県、市町村等	1/2 等	◎農山漁村地域整備計画の策定 ◎沖縄県において実施されるものでないこと ◎農業振興地域(これと一体的に整備する区域を含む。)を対象としていること ◎受益戸数概ね10戸以上、末端受益2戸以上 ◎用途は営農雑用水を主体とすること 等	(9)農林水産	○	農村振興局整備部地域整備課	03-6744-2200
				農村整備事業	営農飲雑用水施設整備事業強靱化型	都道府県、市町村、土地改良区その他農業者等が組織する団体等	1/2 等	◎農業農村整備事業等農林水産省所管事業により営農飲雑用水施設として造成された施設であること。 ◎末端受益2戸以上 ◎個別施設毎の具体的な対応方針を定めた「個別施設計画」が策定されており、かつ、次のいずれかを満たすものであること。 (1)給水戸数がおおむね 50 戸以上であるもの (2)土砂災害警戒区域内にあるもの (3)給水区域内に防災拠点等となりうる公共施設等が存在するもの (4)施設の再編・集約を行うもの	(9)農林水産	○	農村振興局整備部地域整備課	03-6744-2200

(8)上下水道等を強靱化したい

国土強靱化のためにやりたいこと	整備内容の例(施設・設備等)	支援内容					国土強靱化基本計画における関連する個別施策分野	「国土強靱化地域計画に基づき実施される取組に対し重点化等を実施する交付金・補助金」への該当	問い合わせ先		
		所管	交付金・補助金名称	交付対象事業名称	事業主体	交付率・補助率			主要要件等 ◎必ず満たす必要がある要件 ○事業内容や実施主体等により満たす必要がある要件	担当課	連絡先
営農飲雑用水施設や農業集落排水施設に遠隔監視システムを整備したい	遠隔監視システム	農林水産省	中山間地域農業農村総合整備事業	—	地方公共団体(県、市町村)	55/100等	◎次の全てに該当するもの (1)農産物の高付加価値化等を通じた地域の所得確保及び農地や水利施設等の生産基盤の保全・再編利用に取り組む地域 (2)農業生産基盤整備1工種以上かつ全体で2工種以上実施 (3)農業生産基盤整備受益面積の合計が10ha以上(生産・販売施設等を整備する場合は5ha以上) (4)5法指定地域又は指定棚田地域であって、林野率50%以上かつ農用地の傾斜が1/100以上の面積が全農用地の面積の50%以上を占める地域	(9)農林水産	○	農村振興局整備部地域整備課	03-6744-2200
			農山漁村地域整備交付金	農村集落基盤再編・整備事業	県、市町村等	1/2等	◎農山漁村地域整備計画の策定 ◎沖縄県において実施されるものでないこと ◎農業振興地域(これと一体的に整備する区域を含む。)を対象としていること等	(9)農林水産	○	農村振興局整備部地域整備課	03-6744-2200
農業集落排水施設を耐震化したい	農業集落排水	農林水産省	・農山漁村地域整備交付金 ・農村整備事業	農山漁村地域整備交付金(農業集落排水事業) 農村整備事業(農業集落排水施設整備事業)	都道府県、市町村等	1/2等	・受益戸数20戸以上(末端受益戸数2戸以上) ・改築に要する額が200万円以上 ・当該施設に係る個別施設計画(最適整備構想)が策定済み ・供用開始から7年以上経過	(9)農林水産	○	農村振興局整備部地域整備課	03-6744-2200
工業用水道施設を耐震化したい	工業用水道	経済産業省	工業用水道事業費補助金	強靱化事業	地方公共団体	30/100等	◎以下の計画をいずれも策定していること。 ①工業用水道施設更新・耐震・アセットマネジメント指針等に基づく耐震化、浸水対策及び停電対策に係る計画 ②地震・台風や洪水等の発生に伴う風水害・停電のうち、いずれかの内容を含む事業継続計画(BCP) ○上記の①又は②に基づいて行われる施設の耐震化、浸水対策、停電対策を行う事業等	(7)産業構造	○	経済産業政策局地域産業基盤整備課	03-3501-1677
浄化槽の設置を促進したい	浄化槽	環境省	循環型社会形成推進交付金	浄化槽設置整備事業	市町村	対象事業費の1/2又は1/3	◎市町村が雑排水処理を促進する必要がある地域において、浄化槽の計画的な整備を図るため、その設置等を行う者に対し、設置等に要する費用を助成 ◎建物を新築又は増築する際の浄化槽設置については、汚水処理未普及解消につながるもの及び災害に伴い必要となったものについて助成の対象 ◎下水道事業計画区域以外の地域、下水道の整備が当分の間見込まれない下水道事業計画区域内の地域等 ◎電子化された浄化槽台帳に記録した上で、当該台帳に基づき、必要な場合に浄化槽法に規定する浄化槽管理者に対する維持管理の指導が行われるものであること	(11)環境	○	環境再生・資源循環局 廃棄物適正処理推進課 浄化槽推進室	03-5501-3155
公共浄化槽等を整備したい	浄化槽	環境省	循環型社会形成推進交付金	公共浄化槽等整備推進事業	市町村	対象事業費の1/2又は1/3	◎地域を単位として浄化槽の計画的な整備を図るため、市町村が設置主体となって浄化槽の整備を行うのに必要な費用を助成 ◎下水道事業計画区域以外の地域 ◎電子化された浄化槽台帳に記録した上で、当該台帳に基づき、必要な場合に浄化槽法に規定する浄化槽管理者に対する維持管理の指導が行われるものであること	(11)環境	○	環境再生・資源循環局 廃棄物適正処理推進課 浄化槽推進室	03-5501-3155

# 緊急防災・減災事業債の対象事業

## 1. 対象事業 【地方単独事業】

<p>(1) 大規模災害時の防災・減災対策のために必要な施設の整備 (*)については、社会福祉法人・学校法人への補助金債を含む)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○消防団拠点施設等    ○防災資機材等備蓄施設    ○拠点避難地</li> <li>○災害応急対策を継続するための設備・車両資機材（非常用電源、トイレカー及び可搬式の燃料給油機）</li> <li>○津波避難タワー、活動火山対策避難施設等    ○避難路・避難階段(*)</li> <li>○指定避難所、災害対策の拠点となる公共施設・公用施設、社会福祉事業の用に供する公共施設等において防災機能を強化するための施設（電源設備や機械施設等の浸水対策（嵩上げ・上層階への移設、止水板・防水扉の設置等）等）(*)</li> <li>○指定緊急避難場所及び指定避難所における避難者の生活環境の改善や感染症対策に係る施設（トイレ、更衣室、授乳室、シャワー、入浴設備、洗濯設備、給水設備、空調、断熱性確保、Wi-Fi、衛星通信システム、厨房設備、熱中症対策に係る冷却剤等を保管するための冷凍冷蔵庫、バリアフリー化、防災東屋等・防災コンテナ（指定緊急避難場所に限る）、換気扇、洗面所、要配慮者の滞在のための居室、災害対応車等）(*)</li> <li>○災害時に災害対策の拠点となる公用施設における災害対策本部の設置、応援職員の受入れ、災害応急対策に係る施設（災害対策本部員室、災害対策本部事務局室（オペレーションルーム）、応援職員のための執務室、一時待避所、物資集積所等）（耐震化が未実施の施設の建替えに伴う当該施設の整備を含む）</li> <li>○応急対策職員派遣制度に基づき派遣される応援職員のための宿泊機能を有する車両</li> <li>○救急隊員等の使用する消防本部等における感染症対策に係る施設（仮眠室・浴室の個室化、消毒室、トイレ、換気扇、固定式間仕切り、救急資器材・資機材用備蓄倉庫等）</li> <li>○緊急消防援助隊の救助活動等拠点施設</li> <li>○緊急消防援助隊の機能強化を図るための車両資機材等（車両（高度土砂吸引車を含む）、無人走行放水ロボット等）</li> <li>○緊急消防援助隊受援計画に宿営場所として位置付けられた消防庁舎等における女性専用施設（浴室、トイレ、仮眠室、更衣室、洗面所等）</li> <li>○消防団の機能強化を図るための施設・設備    ○消防水利施設    ○初期消火資機材</li> <li>○消防本部又は防災部局に整備される災害対応ドローン（水中ドローン及び物資輸送ドローンを含む）</li> </ul>	<p>(3) 浸水対策等の観点から移転が必要と位置づけられた公共施設等の移設</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○施設の大宗が津波浸水想定区域内にあり、地域防災計画、必要な防災対策の拠点となる施設や、災害時に援護が必要となる者のための施設の移転</li> <li>○施設の大宗が洪水浸水想定区域内等にあり、地域防災計画に必要となる消防署の移転</li> </ul>
<p>(2) 大規模災害に迅速に対応するための情報網の構築</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○消防救急デジタル無線の機能強化を伴う更新</li> <li>○防災行政無線のデジタル化・防災情報の確実な伝達のための機能強化</li> <li>○全国瞬時警報システム（Jアラート）の新型受信機の整備、情報伝達手段の多重化</li> <li>○防災情報システム等、大規模災害時の情報伝達のために必要な通信施設</li> <li>○都道府県と管内全市町村とを結ぶ一体的な衛星通信システムの整備等</li> <li>○災害対策の拠点となる公用施設における災害時にインターネットに接続するための衛星通信システムの整備</li> <li>○災害時オペレーションシステム</li> </ul>	<p>(4) 消防の広域化事業等</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○広域消防運営計画又は消防署所等の再編整備計画に基づき必要となる消防署の増改築等</li> <li>○上記計画に基づき機能強化を図る消防車両等の整備</li> <li>○統合される消防本部を消防署所等として有効活用するために必要となる改築</li> <li>○消防機関間の柔軟な連携・協力（共同化）に伴う高機能消防指令センター、訓練施設、消防用車両等（はしご自動車、化学消防車等）の整備</li> </ul>
	<p>(5) 地域防災計画に定められた公共施設・公用施設の耐震化</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○指定緊急避難場所又は指定避難所とされている公共施設及び公用施設</li> <li>○災害時に災害対策の拠点となる公共施設及び公用施設</li> <li>○不特定多数の者が利用する公共施設</li> <li>○社会福祉事業の用に供する公共施設</li> <li>○幼稚園等</li> </ul> <p style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;">原則として一部改築又は増改築を対象とするが、消防署については、耐震性が十分でないことから、早急に耐震化を行う必要があり全部改築することがやむを得ないと認められるものについても対象</p>
	<p>(※) (1)～(5)の事業のうち、特定地域の振興や生活環境の整備を目的とした国庫補助金（防衛施設周辺の生活環境の整備に係る補助金及び奄美群島振興交付金）の交付を受けて実施する事業も対象</p> <p>(※) (1)～(5)の事業のうち、高機能消防指令センターの整備に係る事業は、標準仕様書に基づく消防指令システムの整備を伴うものに限り対象</p> <p>(※) (1)のうち、指定避難所における避難者の生活環境の改善のためのWi-Fiの整備や、(2)のうち、災害情報の一斉送信のために必要な受信機器の配備等で、地財法第3条の5の14に規定する地方単独事業であれば、対象とする</p>

2. 財政措置 (1) 地方債の充当率 100% (2) 交付税措置 元利償還金について、その70%を基準財政需要額に算入

3. 事業年度 令和8年度～令和12年度 4. 事業費 5,000億円(令和8年度)

## 緊急自然災害防止対策事業

- 国の防災・減災、国土強靱化対策と連携して、地方団体が単独で実施する防災インフラの整備事業(事業期間は令和12年度まで)

**対象事業** ※事業費 4,000億円(令和8年度)

- 災害の発生を予防し、又は災害の拡大を防止するために、地方団体が策定する「緊急自然災害防止対策事業計画」に基づき実施する地方単独事業

【対象施設】 治山、砂防、地すべり、河川、林地崩壊、急傾斜地崩壊、農業水利防災(安全対策(用水路・ため池の防護柵等))、海岸保全、湛水防除、特殊土壌、地盤沈下対策、道路防災(法面・盛土対策、冠水対策、凍上災害の予防・拡大防止対策等)、港湾・漁港防災、農道・林道防災(橋梁の改修を含む)、都市公園防災、下水道

※ 令和8年度は、新たに、健全性の判定区分が「Ⅲ早期是正段階」又は「Ⅳ緊急措置段階」と診断された橋梁(道路、農道及び林道)について、災害の発生予防、拡大防止のために実施する除却を対象に追加

### 【事業イメージ】



### 充当率・元利償還金に対する交付税措置

緊急自然災害防止対策事業債 (充当率100%)

元利償還金の70%を地方交付税措置

一般財源

## 緊急浚渫推進事業

○ 河川氾濫などの浸水被害の防止等のため、地方団体が単独で実施する浚渫事業(事業期間は令和11年度まで)

**対象事業** ※事業費 1,100億円(令和8年度)

○ 地方団体が、各分野での個別計画(河川維持管理計画等)に緊急的に実施する必要がある箇所として位置付けた河川、ダム、砂防、治山、防災重点農業用ため池等、農業用排水路に係る浚渫(地方単独事業)

※1 河川は、一級河川、二級河川、準用河川、普通河川が対象

※2 浚渫には、土砂等の除去・処分、樹木伐採等を含む

※3 河川、ダム、砂防、治山、防災重点農業用ため池等、農業用排水路に係る浚渫について、国土交通省等より対策の優先順位に係る基準を地方団体に対して示した上で、各地方団体において各分野の個別計画に緊急的に実施する箇所を位置付け

※4 防災重点農業用ため池等とは、農業用ため池及び土地改良施設のうち貯水能力を有する施設(クリーク及び農業用ダム等)を指す

### 【事業イメージ(河川の浚渫)】

(浚渫前)



(浚渫後)



### 充当率・元利償還金に対する交付税措置

緊急浚渫推進事業債(充当率100%)



# 防災・減災・国土強靱化緊急対策事業

○ 「第1次国土強靱化実施中期計画」（令和7年6月6日閣議決定）に基づき推進が特に必要となる施策に係る国直轄・補助事業（事業期間は令和12年度まで）

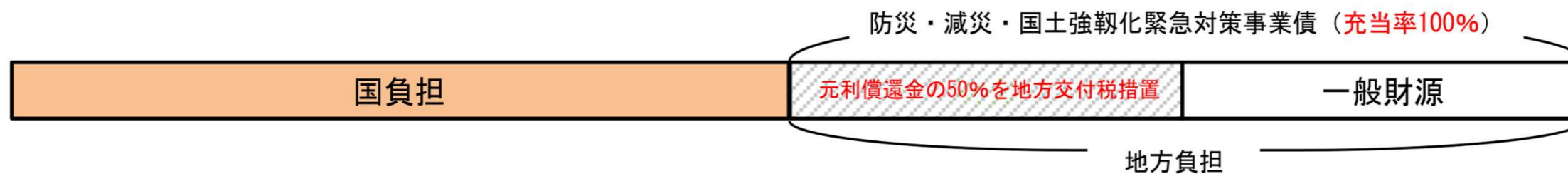
## 対象事業

「第1次国土強靱化実施中期計画」に基づき推進が特に必要となる施策に係る国直轄・補助事業

### 【事業イメージ】



## 充当率・元利償還金に対する交付税措置



※ 第1次国土強靱化実施中期計画の1年目である令和8年度分については、令和7年度補正予算（第1号）を活用することとされており、その地方負担については、補正予算債（充当率100% 元利償還金に対する交付税措置率50%）（本省繰越された場合には防災・減災・国土強靱化緊急対策事業債）により措置することとしている。